

那須平成の森運営管理業務

民間競争入札実施要項

(案)

平成 2 5 年 月

環境省 関東地方環境事務所

## 那須平成の森運営管理業務 民間競争入札実施要項

．趣旨	...1
．業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	...2
．業務の実施期間	...9
．入札参加資格に関する事項	...10
．入札に参加する者の募集に関する事項	...12
．業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	...14
．業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	...19
．業務実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	...20
．業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項	...21
．民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項	...25
．本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	...26
．その他実施に関し必要な事項	...27

別添図1 那須平成の森平面図等

別添図2 那須高原ビジターセンター平面図等

別紙1 那須平成の森運営管理業務仕様書（業務の詳細）

- 別紙 民間事業者が使用可能な備品
- 別添1 那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画
- 別添2 植生管理実施計画
- 別添3 那須平成の森基金規約
- 別添4 那須平成の森の利用に関する手続きについて
- 別添5 那須高原ビジターセンター使用取扱要領
- 別添6 那須平成の森連絡協議会規約
- 別添7 那須平成の森運営会規約
- 別添8 報告書等の仕様及び記載事項

別紙2 確保されるべき質の確保状況のモニタリングに係るアンケートについて

別紙3 従来の実施状況に関する情報の開示

那須平成の森運営管理業務 企画書様式

- 様式1 表紙
- 様式2 - 1 業務に対する認識
- 様式2 - 2 実施体制
- 様式2 - 3 事故等への対応
- 様式2 - 4 那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案

- 様式 2 - 5 自然教育プログラムに関する提案
- 様式 2 - 6 広報・普及啓発に関する提案
- 様式 2 - 7 業務の質の維持向上に関する提案
- 様式 2 - 8 組織の実績
- 様式 2 - 9 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

# 那須平成の森運営管理業務

## 民間競争入札実施要項

### 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、関東地方環境事務所長は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された那須平成の森運営管理業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。



.業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項(法第14条第2項第1号)

1.業務の目的

那須平成の森は、「豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうか」との天皇陛下のお考えを踏まえ、那須御用邸用地の一部を宮内庁から環境省へ移管された場所である。

本業務は、那須平成の森を国民が自然に直接ふれあえる場として活用することを目的に、那須平成の森(那須平成の森フィールドセンターを含む。)及びこれに密接な関連のある那須高原ビジターセンター(以下「那須平成の森等」という。)の維持管理並びに運營業務を実施するものである。本業務を実施するにあたっては、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえて実施されてきた自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められる。そのため、本業務では、那須平成の森等の各施設の維持管理、自然教育プログラムの実施などを一体的に行うことにより、充実した管理・運営を実施するものとする。

2.対象施設の概要

(1)対象施設の諸元

対象施設の概要及び開館時間等については表1-1及び表1-2のとおりである。

表1-1 対象施設

施設名	構造・面積等
(1)那須平成の森	<p>面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいの森(一般開放エリア) 90ha</li> <li>・学びの森(自然教育プログラム専用エリア) 200ha</li> </ul> <p>那須平成の森の全面積は560haであるが、本業務の対象は上記エリアのみ。</p> <p>施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドセンター:1棟(木造平屋建) 建築面積686m<sup>2</sup>、延床面積606m<sup>2</sup></li> <li>・木製デッキ:428m<sup>2</sup></li> <li>・作業小屋:1棟(木造平屋建) 建築面積209m<sup>2</sup>、延床面積182.4m<sup>2</sup></li> <li>・駐車場:乗用車42台(身障者用2台含む。As舗装) 臨時駐車場24台(As舗装)</li> <li>・園路(車椅子対応):延長496m、幅員2m(土系舗装)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊歩道：延長約 13.1km (AS 舗装、砂利舗装、ウッドチップ舗装など)</li> <li>・四阿：3 棟 (木造平屋建) 建築面積 11.34 m<sup>2</sup>、建築面積 17.00 m<sup>2</sup>、建築面積 19.83 m<sup>2</sup>(清森亭)</li> <li>・学びの森トイレ：1 棟 (木造平屋建) 建築面積 18.92 m<sup>2</sup>、延床面積 13.76 m<sup>2</sup></li> <li>・駒止の滝観瀑台 駐車場 42 台 (身障者用 2 台含む。As 舗装) 園路 380m</li> </ul> <p>配置等 別添図 1 「那須平成の森平面図等」参照</p>
(2) 那須高原ビジターセンター	<p>敷地面積 16,196.06 m<sup>2</sup> 構造 木造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 2 階建 建築面積 1,403.22 m<sup>2</sup> 延床面積 1,355.92 m<sup>2</sup> (うち、自然保護官事務所 (2 階) 60 m<sup>2</sup>を除く)</p> <p>その他の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場：乗用車 79 台 (身障者用 2 台含む。As 舗装) 大型車両用 5 台 (As 舗装) 臨時駐車場 56 台 (未舗装)</li> <li>・園路：延長 314m (AS 舗装)</li> <li>・四阿：1 棟 (木造平屋建) 建築面積 20.25 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>配置等 別添図 2 「那須高原ビジターセンター平面図等」参照</p>

表 1 - 2 対象施設の開館時間等

	4 月～11 月	12 月～3 月
(1) 那須平成の森	開園時間 9:00～17:00 休園日 なし	開園時間 9:30～16:30 休園日 毎週水曜日
(2) 那須高原ビジターセンター	開館時間 8:30～17:30 休館日 なし	開館時間 9:00～16:30 休館日 毎週水曜日

注) 水曜日が祝日の場合は翌日が休園(館)日となる。

(2) 対象施設の設置目的

1) 那須平成の森

那須平成の森は、豊かな自然を残し、また、那須御用邸用地という国民に高い知名度を持つ土地の一部が環境省に所管換され、国民が自然と直接ふれあうフィールドとして利用に供される意義を踏まえ、自然を体験し、自然に学び、自然と人間の共生のあり方を学ぶことができる場とし

て、その持続的な利用を図るべく、整備したものである。

また、自然とのふれあい推進のための指導者養成の全国的な拠点としての役割を果たすことを目指している。

## 2) 那須高原ビジターセンター

那須高原ビジターセンターは、那須地域全体の公園利用者を対象とし、日光国立公園那須甲子地域の豊かな自然や歴史文化に関する情報提供や解説を提供する拠点として、また自然ふれあいの拠点施設として整備したものである。

## 3. 対象業務の範囲と実施内容

対象となる業務は、以下のとおりである。(業務の詳細は別紙1のとおり)

なお、業務内容については、その業務の質を損なわない範囲で、企画書において創意工夫のうえ、より具体化して提案できるものとする。ただし、その場合には、本業務の目的及び対象施設の設置目的を十分理解することにより、国立公園の適切な利用を図るものであることが必須である。

### (1) 那須平成の森等維持管理業務

本業務は、各施設の設置目的に沿って、那須平成の森等を保守管理するため、物品等の確保、那須平成の森フィールドセンター(作業小屋、付帯駐車場・園地等外構を含む。)の維持管理及び利用者に対する受付・案内、那須高原ビジターセンター(付帯駐車場・園地等外構を含む。)の維持管理及び利用者に対する受付・案内、那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示の企画、立案及び実施、その他維持管理業務等を行うものである(詳細については仕様書に記載のとおり)。

### (2) 那須平成の森等運営業務

本業務は、各施設の設置目的に沿って、那須平成の森等において、自然教育プログラムを実施するほか、自然体験・自然環境学習に関する人材育成、地元との連携、広報及び普及啓発、その他必要な業務を行うものである(詳細については仕様書に記載のとおり)。

## 4. 全般事項

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)とすることも可能とする。

### (1) 入札参加グループの管理について

本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、本業務を包括的に管理すること。

### (2) 発注者との連携について

代表企業及びグループ企業は、定期的に環境省関東地方環境事務所(以下、「地方事務所」という。)

と連携を図り、円滑な業務実施を行うこと。

### (3) 統括管理責任者

民間事業者は、統括管理責任者を選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は、業務責任者を兼務することができる。

統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、地方事務所へ報告すること。

地方事務所からの指示については、統括管理責任者から速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

## 5. 業務実施に当たり確保されるべき質

本業務は、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、これまでの構想や基本計画を踏まえて実施されてきた自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められる。

このため、本業務の実施に当たり、確保されるべき質は以下のとおりとする。

### (1) 那須平成の森等維持管理業務

本業務において、以下の質を確保すること。なお、2)に示す来館者の満足度については、アンケート(6(1))により把握するものとする。

- 1) 那須平成の森等維持管理業務を適正に行うため、別紙1に記載する業務を確実に実施すること。
- 2) 那須平成の森又は日光国立公園那須甲子地域の利用に必要な自然情報及び施設情報について、「入手できなかった」等と考える来館者の割合がおおむね1割以下であること。ただし、国立公園の適正な利用において「不要」と関東地方環境事務所長(以下、「地方事務所長」という。)が判断する情報(特定の業種、団体、企業等を宣伝する等の本業務の目的に記載のないような情報)は除く。

### (2) 那須平成の森等運営業務

本業務において、以下の質を確保すること。なお、2)に示す自然教育プログラム参加者の満足度については、アンケート(6(2))により把握するものとする。

- 1) 那須平成の森等運営業務を適正に行うため、別紙1に記載する業務を確実に実施すること。
- 2) 那須平成の森等の利用者の視点において、満足度等の高い自然教育プログラムを提供すること。  
自然教育プログラムについて、「悪い」「わかりにくい」等と考える参加者の割合がおおむね1割以下であること。

## 6. モニタリング方法

地方事務所は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、1.(2)の業務報告書(業務月報)により毎月確認する。

なお、アンケートについては、以下を実施すべき最低限の内容として行い、アンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、民間事業者自ら、業務の質の確保・向上に向け、以後の業務実施に反映さ

せる取組を行うこととする。(アンケート調査用紙については別紙2参照)

(1) 那須平成の森等来館者アンケート

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの来館者に対してアンケート調査を行う。

- 1) アンケート用紙を那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの出入口及び休憩場所に開館時は常時設置し、利用者が自由に持ち帰り又はその場で記入できるようにする。また、必要に応じ、利用者に対しアンケート調査を求めるものとする。
- 2) アンケート用紙の回収箱を1)と同じ場所、またはその付近に常時設置し、アンケート用紙の回収を行う。アンケートの回収目標は、毎月150件(内訳:那須平成の森フィールドセンター100件、ビジターセンター50件)とする。
- 3) アンケートは、以下の事項について質問を行うこと。また、そのうち、少なくとも『フィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)から発信する情報についての満足度』についての設問は、5段階評価とすること。5段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、5(1)2)に規定する『「入手できなかった」等と考える来館者』とする。
  - 那須平成の森フィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)について、職員の対応、館内の清掃状況における満足度
  - 那須平成の森(ノ那須高原ビジターセンター)への来園目的及びフィールドセンター(ノ那須高原ビジターセンター)から発信する情報についての満足度及び提供情報に対する意見・要望
- 4) 回収したアンケート用紙について、1か月単位で集計し結果を整理する。
- 5) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを業務月報及び年間総括報告書に記載すること。

(2) 自然教育プログラム参加者アンケート

自然教育プログラム参加者に対してアンケート調査を行う。

- 1) 自然教育プログラム終了後、アンケート用紙をプログラム参加者に配布し、その場で記入できるようにする。
- 2) アンケートは、那須平成の森等で提供しているプログラムに関し、以下の事項について質問を行うこと。そのうち、満足度及び解説のわかりやすさについての設問は、7段階評価とすること。7段階評価のうち、下位2ランクだと回答した来館者を、5(2)2)に規定する『「悪い」「わかりにくい」等と考える参加者』とする。
  - ・満足度
  - ・解説のわかりやすさ
  - ・その他、プログラム内容に対する意見・要望
- 3) 回収したアンケート用紙について、1か月単位で集計し結果を整理する。
- 4) アンケート調査について、民間事業者は恣意的な処理を行わないようにし、全てを業務月報及び年間総括報告書に記載すること。

## 7. 請負費の支払い方法

地方事務所は民間事業者から、前記3.に示す業務の実施状況を、1.(2)に示す各種報告書により報告を受け、適正な業務の実施がなされていることを確認し、請負費を支払うことを原則とする。

請負費の支払いに当たっては、精算を含め、年間4回を限度とした支払いを行うこととし、その支払いを受ける際には、地方事務所との間であらかじめ定める書面により地方事務所の確認を受ける必要がある。また、地方事務所は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、民間事業者の責によらない事情がある場合を除き、前記5.に掲げる『確保されるべき質』の確保が著しく図られない月が連続して複数月にわたり、適正な業務の実施がなされていないと認められる場合、改善計画(次項8.に規定)の提出及び実施が確認できない限り請負費の支払いは行わない。

## 8. 業務の改善計画の作成・提出等

民間事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善計画を作成、提出し、地方事務所の承認を得たうえで改善計画を実施するものとする。その際、民間事業者は、改善計画の作成、提出及び実施に当たり、地方事務所に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

なお、地方事務所は、民間事業者が改善策を講じても所要の水準が確保されない場合(5.に掲げる質の確保が図られない月が連続して複数月にわたる場合)は、更なる改善計画の作成及び実施を民間事業者に求めるものとする。

- (1) 民間事業者が、前記6.に示すアンケート調査の結果及び業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合。
- (2) 地方事務所が、前記6.に示すアンケート調査の結果の確認、1.(2)の業務報告書の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合。

## 9. 費用負担等に関するその他の留意事項

### (1) 消耗品等

業務実施に当たって必要となる消耗品については、民間事業者の負担とする。

### (2) 光熱水費等

業務実施に当たって発生する光熱水費等については、地方事務所の負担とする。

### (3) 利用者負担プログラム等の収益

下記については環境省の承諾を得たうえで那須平成の森の運営の充実に充てることとする。

- 1) 利用者負担プログラム(別紙1仕様書2(1))で得た収益(実際に要した費用を下回った場合を除く)
- 2) 物品の販売(別紙1仕様書2(7)2))で得た収益

( 4 ) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の 1 ) から 3 ) までのいずれかに該当する場合には地方事務所が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- 1 ) 本件事業に類似的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- 2 ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更 ( 税率の変更を含む。 )
- 3 ) 上記 1 )、2 ) のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更 ( 税率の変更を含む。 )

( 5 ) 民間事業者と地方事務所の責任分担 ( 各業務共通 )

表 2 民間事業者と地方事務所の責任分担 ( 各業務共通 )

項目	内容	地方事務所	民間事業者
公園施設の維持管理	管理請負する業務に関する維持管理		
	上記以外の場合		
物品の管理	地方事務所より提供のあった物品の管理		
	民間事業者の責に帰すべき事由による場合 ( 民間事業者による管理が不適切であったために補修が必要となった場合等 )		
施設・備品等の補修	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
事故・災害時の対応	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
苦情・要望対応	上記以外の場合		
	本実施要項に記載された業務内容による対応		
物価変動	人件費等物価変動に伴う増		
金利変動	金利変動に伴う経理の増		
利用者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 ( 利用者の怪我等 )		
	上記以外の場合		
第三者への損害	民間事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		
	上記以外の場合		

．業務の実施期間（法第 14 条第 2 項第 2 号）

本業務の実施期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（前記に係る予算措置については、平成 26 年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 26 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

当該部分は、公告時点で予算が成立していた場合は削除する予定。



## ・入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- (1) 法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、開札時まで「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。ただし、平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を引き続き取得すること。
- (6) 入札参加グループでの入札について
  - 1) 単独で実施要項に定める業務の内容の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下、「協定書」という。）を作成すること。
  - 2) 入札参加グループの全てのグループ企業は上記（1）から（5）の全ての条件を満たすこと。下記3）については、当該業務を実施する者が満たしていること。
  - 3) 他の入札参加者又は所属する入札参加グループ以外に入札参加グループの構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

( 7 ) 入札説明書の交付を受け、関東地方環境事務所（埼玉県さいたま市）で開催する入札説明会に参加した者であること。

．入札に参加する者の募集に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 4 号）

1．入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続き	スケジュール
入札公告	平成 25 年 11 月下旬頃
入札説明会	平成 25 年 12 月上旬頃
現場説明会	平成 25 年 12 月上旬頃
入札等に関する質疑応答	質疑：平成 25 年 12 月上～中旬頃 応答：平成 25 年 12 月上～中旬頃
企画提案書の提出期限	平成 26 年 2 月上旬頃
ヒアリング	平成 26 年 2 月上旬頃
入札書類の評価 開札・落札者等の決定	平成 26 年 2 月中～下旬頃
契約締結	平成 26 年 3 月上旬頃

2．入札実施手続

( 1 ) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類（以下、「企画書」という。）並びに、入札参加グループで参加する場合は「協定書」を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。

なお、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。ただし、消費税法等の改正により消費税率が変更される場合には、契約時における消費税率により同様に算出した金額を記載する事。

( 2 ) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 . で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

1 ) 表紙（様式 1 ）

2 ) 企画提案

業務に対する認識（様式 2 - 1 ）

実施体制（様式 2 - 2 ）

事故等への対応（様式 2 - 3 ）

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案

（様式 2 - 4 ）

自然教育プログラムに関する提案（様式 2 - 5）

広報・普及啓発に関する提案（様式 2 - 6）

業務の質の維持向上に関する提案（様式 2 - 7）

組織の実績（様式 2 - 8）

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（様式 2 - 9）

### （ 3 ）ヒアリングの実施

ヒアリングでは、企画書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるか確認し、評価項目の得点に反映させる。

- 1 ) 実施場所：関東地方環境事務所日光自然環境事務所
- 2 ) 実施日時：別途連絡
- 3 ) 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

### （ 4 ）開札に当たっての留意事項

- 1 ) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2 ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3 ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 4 ) 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

・業務を実施する者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

#### 1. 落札者決定に当たっての評価項目の設定（項目ごとの評価基準については、表2参照）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。

##### （1）基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表3-1の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計25点）。さらに、業務に対する認識及び実施体制に係る項目については、最低水準を超える部分についてその点数に応じ得点を与える（加算点計25点）。

なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

##### （2）提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表3-1の提案項目について審査を行う（加算点計130点）。

本業務においては、那須平成の森等を適切に維持管理するとともに、自然教育プログラムを中心に、我が国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが必要である。したがって、提案項目については、本業務において提供する利用者サービスの質等を確認することを目的としている。

なお、提案内容については、具体性、実現性があり、那須平成の森等において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し、得点を与える。各加算点の数値は、利用者サービスの質の観点から重要度に応じて配点している。

表3 - 1 評価表及び得点配分表

項目	番号	項目	評価項目	得点配分		様式
				基礎点	加算点	
基本項目審査	1	業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	0/10	-	2-1
	2	実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	0/5	0-25	2-2
	3	事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	0/10	-	2-3
提案項目審査	4	那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示に関する提案	展示企画に当たっての基本方針及び展示企画の例示は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	-	0-30	2-4
	5	自然教育プログラムに関する提案	自然教育プログラム実施に当たっての基本方針及びプログラム内容等に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性があるか。	-	0-40	2-5
	6	広報・普及啓発に関する提案	那須平成の森等についての広報・普及啓発に関する提案は、具体性、実現性があり、かつ効果的か。	-	0-15	2-6
	7	業務の質の維持向上に関する提案	本業務の質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらは実現性があり、かつ施設の目的に照らして妥当性のある提案か。	-	0-30	2-7
	8	組織の実績	過去5年間に、類似業務(自然環境関係施設(ビジターセンター等)の管理運営業務又は野外における自然解説業務(単発の観察会等の開催は除く)を指す。以下同じ。)の実績があれば、その件名と概要を記載すること。	-	0-10	2-8
	9	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。	-	0/5	2-9
合計得点				25	155	

表3 - 2 基礎点に関する評価基準

項目	評価項目	評価基準
業務に対する認識	本業務の目的を理解したうえで本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するための基本的な方針が仕様書と適合していること。</li> <li>・業務実施計画が具体的かつ実施可能であること</li> </ul>
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業または代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するうえで必要最低限の体制が確保されていること。</li> <li>少なくとも別紙1仕様書上、下記は必須であるので注意すること。</li> <li>・消防法の規定に基づく防火管理者を各1名以上配置すること(仕様書1.(6)6))</li> <li>・本業務に携わる者は消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。(仕様書3.(2)5))</li> </ul>
事故等への対応	事故等への対応は適切に行われるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等が予見される場合、あるいは発生した場合に、ただちに対応を決定するプロセス及び緊急連絡体制がとられているか。</li> </ul>

表3 - 3 加算点に関する評価基準と採点

評価基準		採点
評価項目2		
優	<p>業務を実施するうえで十分な体制がとられており、充実した管理運営が見込まれるほか、特に高く評価すべき点がある。</p> <p>「業務を実施するうえで十分な体制」とは、少なくとも下記を全て満たす体制を指すものとする(「良」においても同じ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体客の突然の来訪や事故の発生、施設の緊急補修など、予定外の事態にも対応できる余裕のある人員体制であること。</li> <li>・類似業務の実務経験10年以上の者が1名以上、かつ5年以上の者が2名以上従事すること。</li> <li>・類似業務の実務経験10年以上の者が2名以上、または5年以上の者が3名以上従事すること。</li> </ul>	配点×1.0
良	業務を実施するうえで十分な体制がとられており、充実した管理運営が見込まれる。	配点×0.5
可	業務を実施するうえで必要最低限の体制がとられている。	配点×0.0
評価項目4,5,6,7		
優	全体的に優れた提案となっている。または特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.0

良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.5
可	特に評価すべき提案がみられない。	配点×0.0
評価項目 8		
本業務との類似性（野外フィールドの管理や野外での自然教育プログラム実施の有無等）に応じ、記載された類似業務 1 件につき、0～2 点を加点する。（最大 5 件まで評価）		
評価項目 9		
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得が 1 つでもある。		配点×1.0
事業者の経営における事業所（本社等）において、環境マネジメントシステム認証取得がない。		配点×0.0

## 2. 落札者決定に当たっての評価方法

### (1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札し、予決令第 9 8 条において準用する予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札したもののうち、ヒアリングによる質疑応答の結果も確認し、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者予定者とする。ただし、落札者予定者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者予定者としてすることができる。
- 2) 落札者予定者となるべき者の入札価格が、予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者予定者を定める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札予定者を決定するものとする。

### (2) 総合評価の方法

#### 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る . 1 . により得られた技術点評価と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

#### 2) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、 . 1 . の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。



なお、技術評価点の最高点は60点とする。

技術評価点 =  $60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$

なお、本業務における技術点（基礎点25点+加算点155点）の満点は180点とする。

### 3) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点 =  $\text{価格点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

なお、価格点は30点とする。

### (3) 留意事項

- 1) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。
- 2) 提出された企画書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の企画書は契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

### 3. 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合は、事業開始時期との関係から入札参加者等と協議の上、随意契約により契約を行う。

.業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第14条第2項第6号及び第4項)

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおり。

.業務実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項(法第14条第2項第7号)

## 1. 施設

表1-1「対象施設」による。業務を行う範囲において無償貸与とする。

## 2. 備品

### (1) 使用可能な備品

使用可能な備品は、別紙1の別紙のとおり。業務を行う範囲において無償貸与とする。

### (2) 民間事業者が備品を持ち込む場合

民間事業者が備品を持ち込む場合は、以下のとおりとする。

- 1) 地方事務所の事務・事業に支障を来さない範囲において、民間事業者は施設内に業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備等については適切な管理を行うこと。
- 2) 設備・機器等の持ち込みにあたり電気工事等の措置等が必要な場合は、地方事務所の承認を得た上で、実施することができる。なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、地方事務所の承認を得なければならない。
- 3) 設備・機器等を持ち込む経費、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費(電気代、コピー代、電話代等)、原状回復に必要な経費は、民間事業者の負担とする。

・業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり報告すべき事項（法第14条第2項第9号）

#### 1．報告等について

##### （1）業務計画書の作成と提出

別紙1による。

##### （2）業務報告書等の作成と提出

別紙1による。

#### 2．国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

施設管理責任者 関東地方環境事務所国立公園・保全整備課長

検査員 関東地方環境事務所日光自然環境事務所長

監督員 関東地方環境事務所那須自然保護官事務所自然保護官

#### 3．地方事務所による調査の協力

地方事務所は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする地方事務所の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### 4．指示について

地方事務所は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

#### 5．秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して地方事務所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行

過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

## 6．契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

### (1) 業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ地方事務所の承認を受けなければならない。

### (2) 公正な取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、本施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 民間事業者は、本施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

### (3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において定める自然教育プログラムの実施等を除き、金品等を受け取ることは与えることをしてはならない。

### (4) 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない（自主事業として行う場合など、国から許可を受けたものを除く）。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

### (5) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

### (6) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

### (7) 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、請負事業を終了し、又

は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(8) 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(9) 権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、地方事務所の承認を受けなければならない。

(10) 再請負の取扱い

- 1) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再請負してはならない。
- 2) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再請負を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再請負に関する事項(再請負先の住所・名称・再請負先に請負する業務の範囲、再請負を行うことの合理性及び必要性、再請負先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。
- 3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再請負を行う場合には、再請負に関する事項を明らかにしたうえで地方事務所の承認を受けなければならない。
- 4) 民間事業者は、上記2)及び3)により再請負を行う場合には再請負先から必要な報告を徴収することができる。
- 5) 再請負先は、民間事業者と同様の業務を負うものとする。

(11) 請負内容の変更

地方事務所及び民間事業者は、本業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得た上、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律21条に定める手続きを経なければならない。

(12) 契約解除

地方事務所は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- 2) 法第10条の規定を準用し、民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったと

き。

- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### (13) 契約解除時の取扱い

- 1) 前記(12)に該当し、契約を解除した場合には、地方事務所は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該業務を契約に基づき実施した期間に係る請負費を支弁する。
- 2) この場合、民間事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として地方事務所の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 地方事務所は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 地方事務所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### (14) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と地方事務所が協議するものとする。

#### (15) 業務の引継ぎ

地方事務所は、引継ぎに必要な措置を講じる予定であり、民間事業者は、本業務の開始前に、現に業務を実施している民間事業者から、本業務の実施に必要な引継ぎ(管理帳簿及び貸与物品等の引継ぎその他特に引き継ぐべき事項)を受けなければならない。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合は、民間事業者は業務期間の終了前に、次期事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

. 民間事業者が本業務の実施に当たり負うべき責任に関する事項( 法第 1 4 条第 2 項第 1 0 号 )

本業務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- 1 . 地方事務所は国家賠償法（昭和 2 2 年法律第 1 2 5 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存する場合、地方事務所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2 . 民間事業者が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 7 0 9 条等に基づき当該第三者に対する賠償等を行った場合であって、当該損害の発生について地方事務所の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は地方事務所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。



本業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項(法第 14 条第 2 項第 11 号)

#### 1. 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期(平成 28 年 6 月頃を予定)を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 28 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

#### 2. 調査の方法

地方事務所は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

#### 3. 調査項目

- (1) . 5 . において業務の実施に当たり確保されるべき質として設定した項目
- (2) . 3 . に示す実施方法に創意工夫による提案を反映し確定した業務の履行状況
- (3) . 8 . (1) により、民間事業者が作成した業務改善策を反映した業務の履行状況

#### 4. 実施状況等の提出

地方事務所長は、上記調査項目に関する内容をとりまとめた本業務の実施状況等について、1 の評価を行うために平成 28 年 5 月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、地方事務所長は、本業務の実施状況等の提出にあたり、地方事務所に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

## ．その他実施に関し必要な事項

### 1．監理委員会への報告及び公表

地方事務所は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

### 2．地方事務所の監督体制

(1) 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(2) 本業務の実施状況に係る監督は、2.により行うものとする。

### 3．民間事業者が負う可能性のある主な責務等

#### (1) 民間事業者の責務等

本請負業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

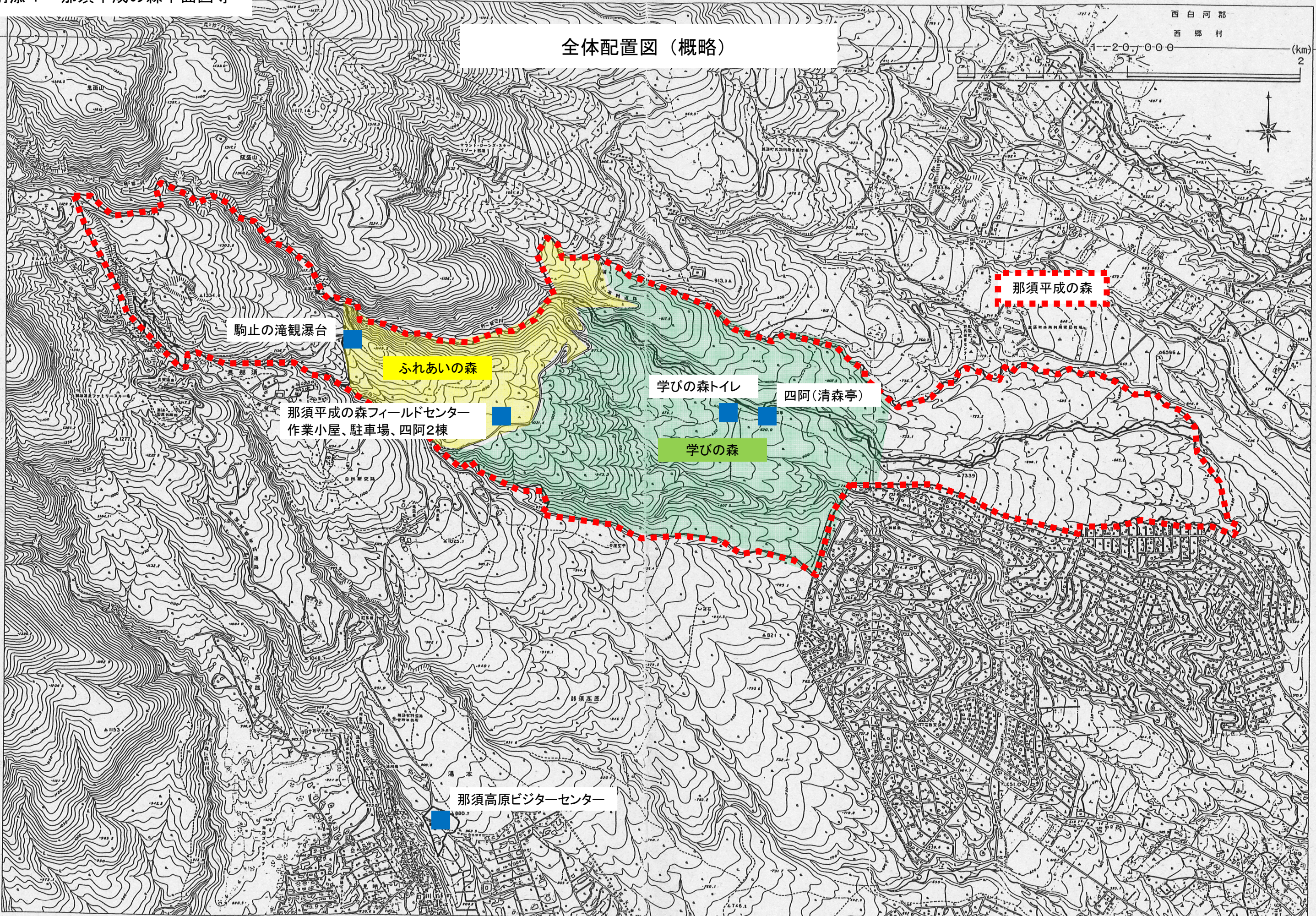
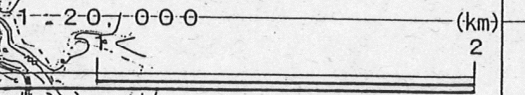
#### (2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条の規定により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は地方事務所を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。



全体配置図（概略）

西白河郡  
西郷村





ふれあいの森内施設配置図

那須平成の森

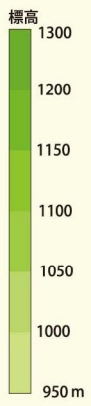
ふれあいの森 散策マップ

Forest Recreation Zone (Open to the Public)



コースタイムの目安

- ◇ --- 駒止の滝往復: 約3km 約1時間30分  
Komadome waterfall (round-trip) about 3km 1h30min
  - ◇ --- 森の小径一周: 約1.0km 約40分  
Foot path (loop course) about 1km 40min
  - ◇ --- 園路一周: 約300m 約15分  
Barrier-free path (loop course) about 300m 15min
  - ◇ --- その他の散策路があります  
Other connecting trails
- ※ゆっくり散策しながら歩いた時の目安です。個人差があります。



- あずまや 四阿 Shelter
- 駐車場 Parking
- 広場 Open Space
- 車道 Roadway
- 遊歩道 Trail
- 園路 Path
- 道標 Trail sign



▼ 至 那須湯本  
To Nasuyumoto-onsen

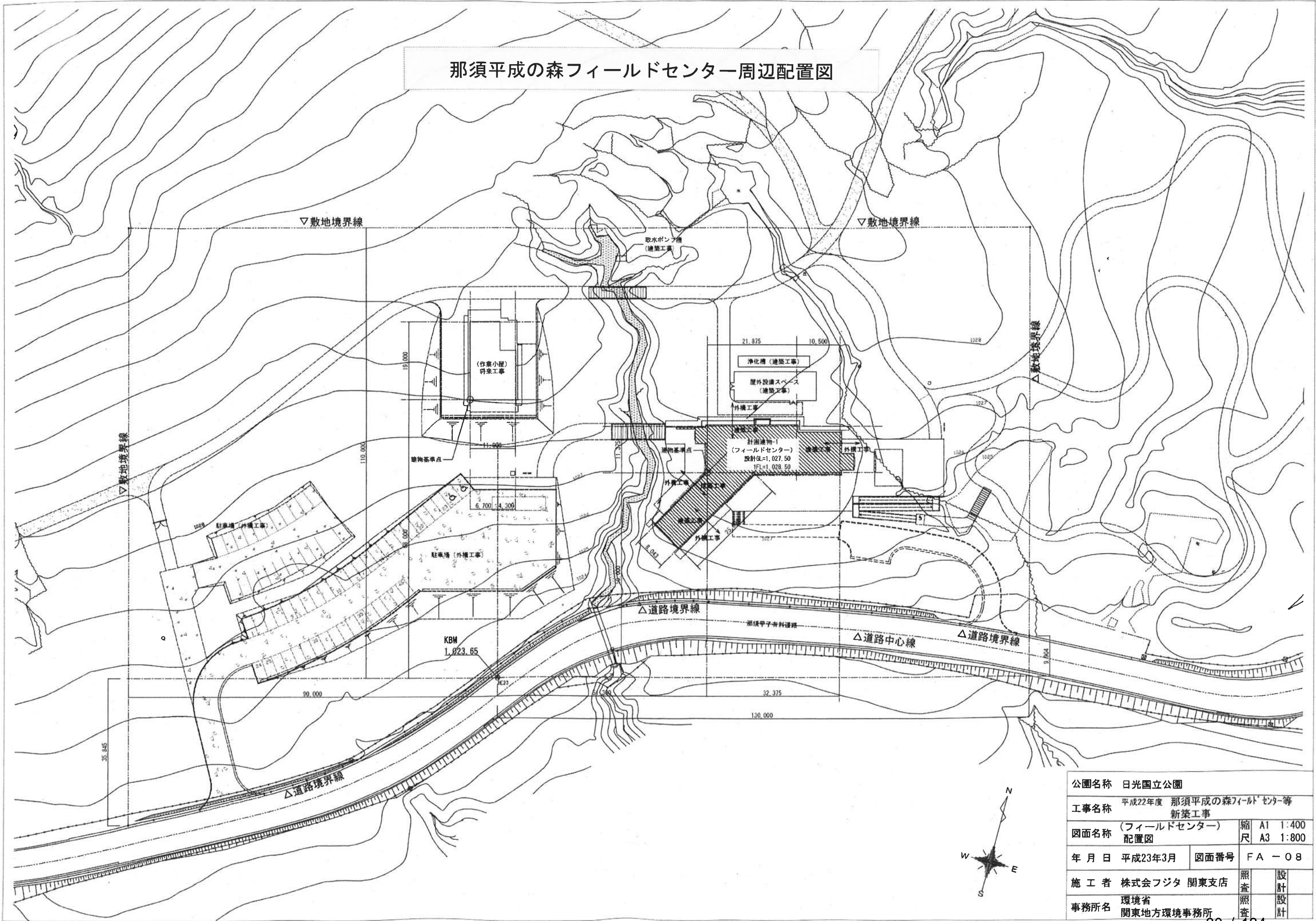


那須平成の森フィールドセンター  
〒325-0302 栃木県那須郡那須町高久丙3254  
TEL.0287-74-6808 FAX.0287-74-6809  
ホームページ <http://www.nasuheiseinomori.go.jp>

学びの森  
Forest Learning Zone  
(Guided Tour Only)

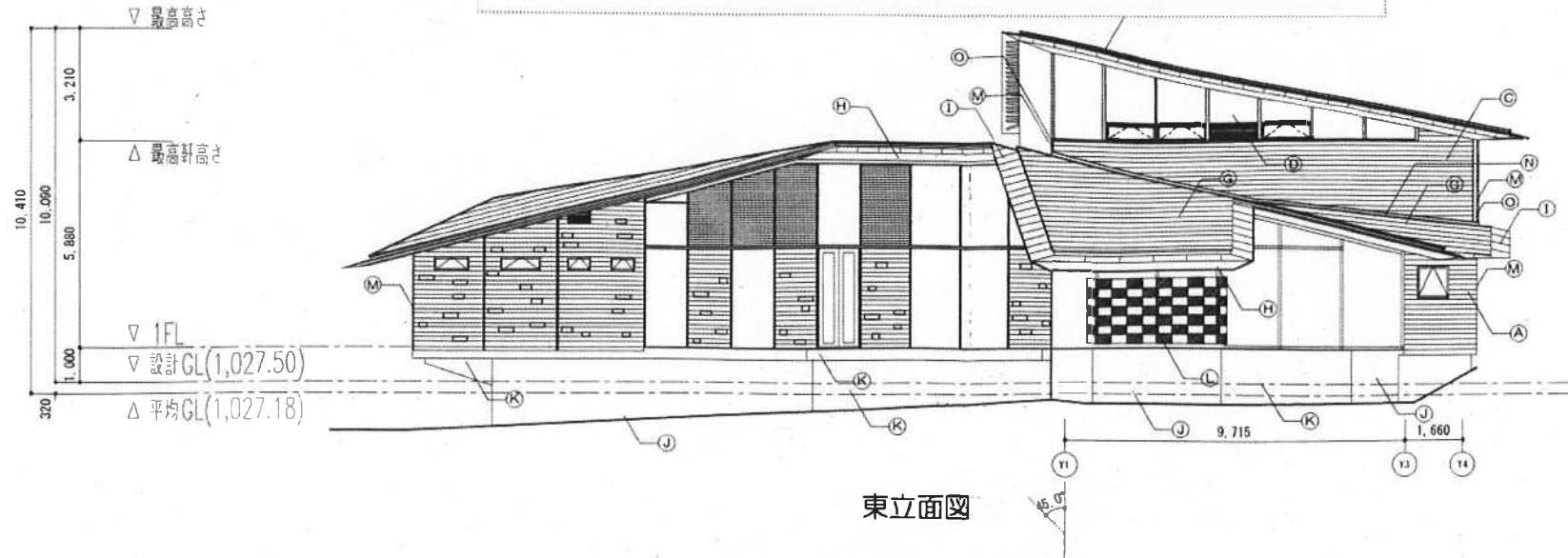


# 那須平成の森フィールドセンター周辺配置図

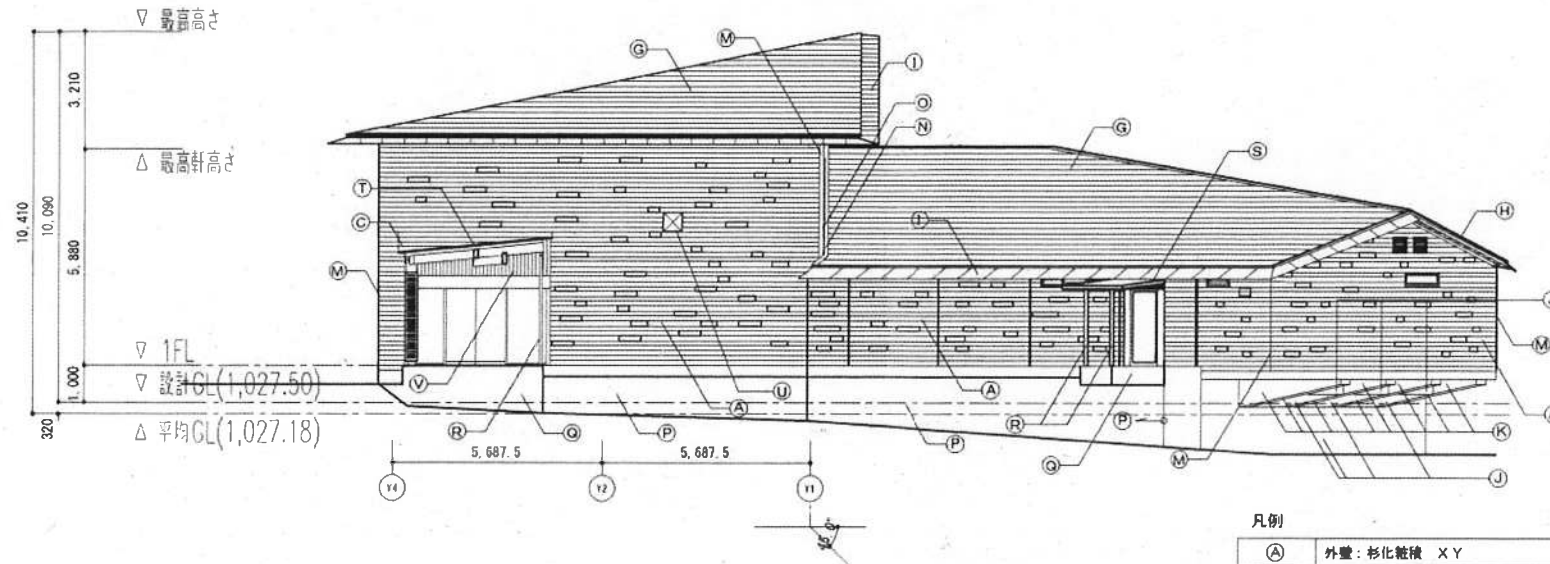


公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事		
図面名称	(フィールドセンター) 配置図	縮尺	A1 1:400 A3 1:800
年月日	平成23年3月	図面番号	FA-08
施工者	株式会社フジタ 関東支店	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

# 那須平成の森フィールドセンター立面図



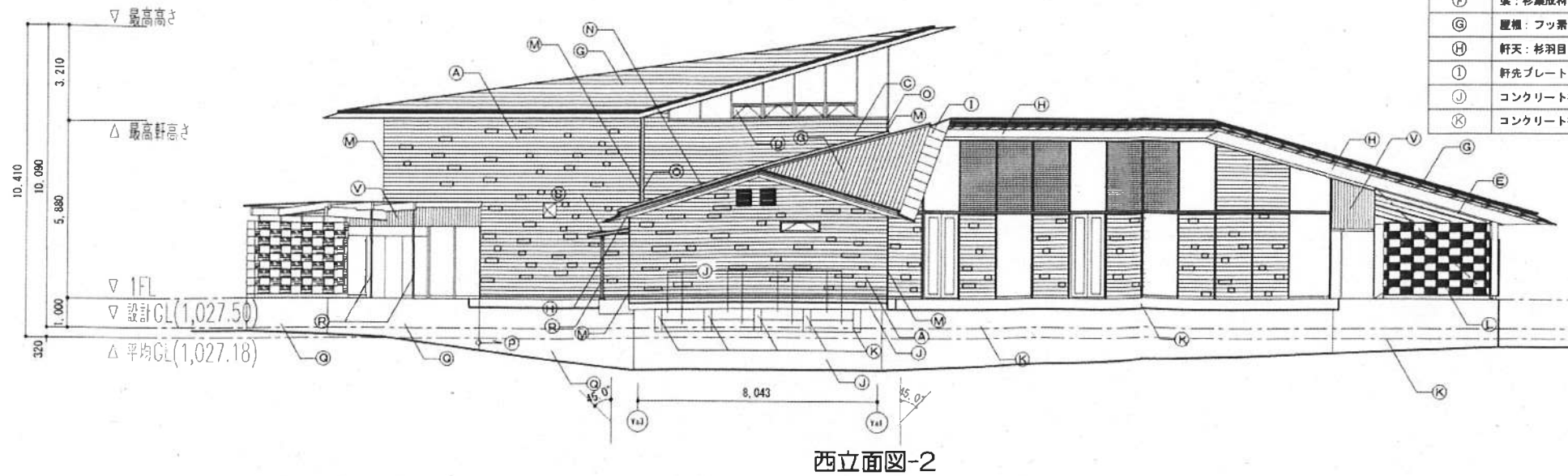
東立面図



西立面図-1

凡例

(A) 外壁: 杉化粧板 XY	(L) 防風壁: 戸野石
(B) ホルバー ヲ35 XY ステンレス防虫網付+アルミサッシ(引違い)	(M) ステンレス FB-4×65 H.L
(C) 外壁: 杉横羽目板張 ヲ25 (本実加工) XY	(N) 雨押え (屋根同材)
(D) 複層ガラス	(O) 外壁見切縁 杉 XY
(E) 柱: 杉彫成材 XY	(P) 塗布防水
(F) 梁: 杉彫成材 XY	(Q) コンクリート打放し
(G) 屋根: フツ素鋼線焼付ステンレス鋼板 平葺き	(R) スチール 溶融亜鉛メッキの上 2-U E
(H) 軒天: 杉羽目板張 ヲ12 (本実加工) (構造用合板 ヲ9 下地) XY	(S) アルミハニカム フツ素鋼線焼付塗装
(I) 軒先プレート	(T) 耐熱性鋼
(J) コンクリート杉本実型化粧打放しの上、RDC	(U) ベレットストープ給排気口カバー (耐熱性鋼)
(K) コンクリート打放しの上、RDC	(V) 外壁: 杉横羽目板張 ヲ25 (本実加工) XY

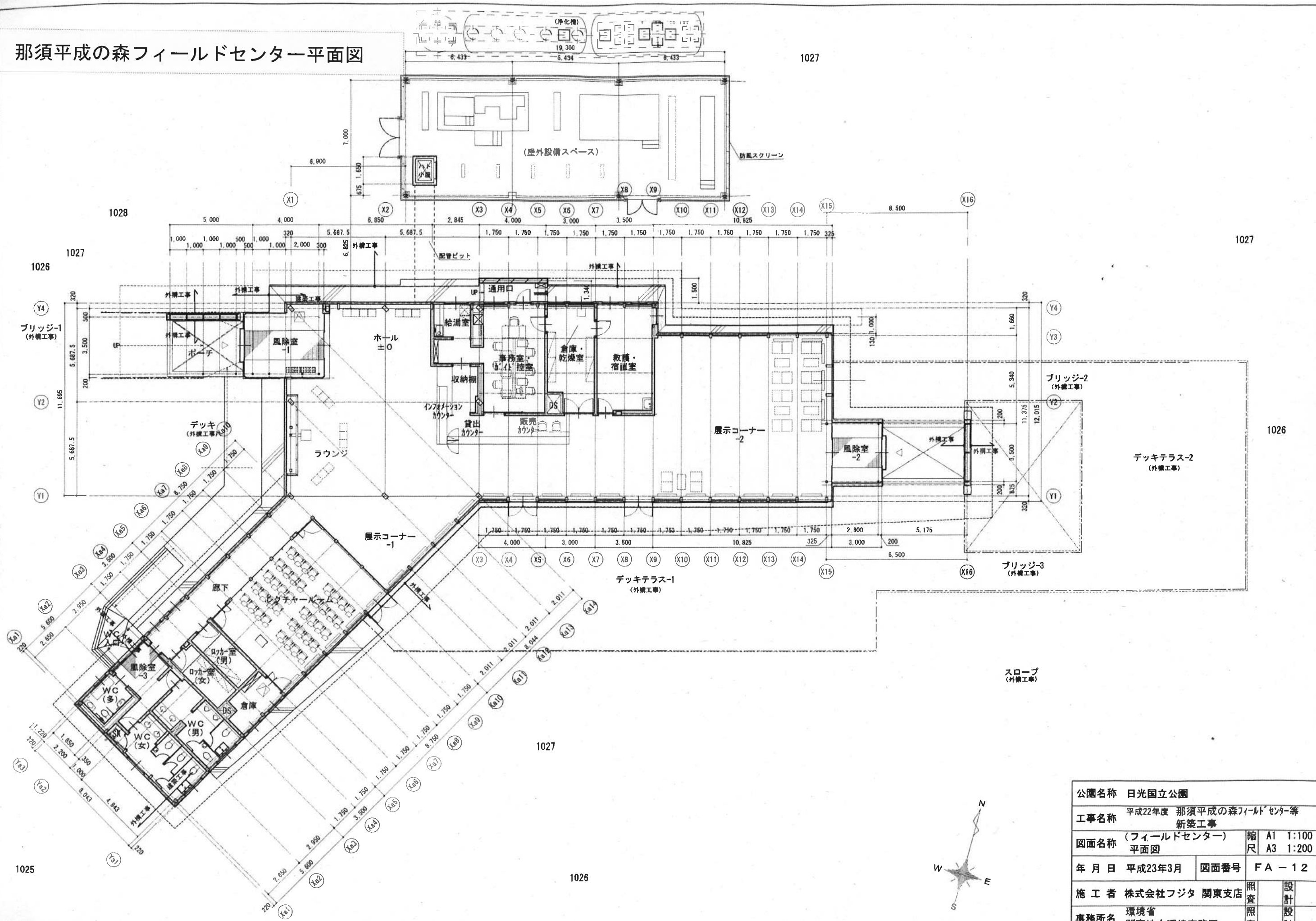


西立面図-2

公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事		
図面名称	(フィールドセンター) 立面図 (2)	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年3月	図面番号	FA - 15
施工者	株式会社フジタ 関東支店	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

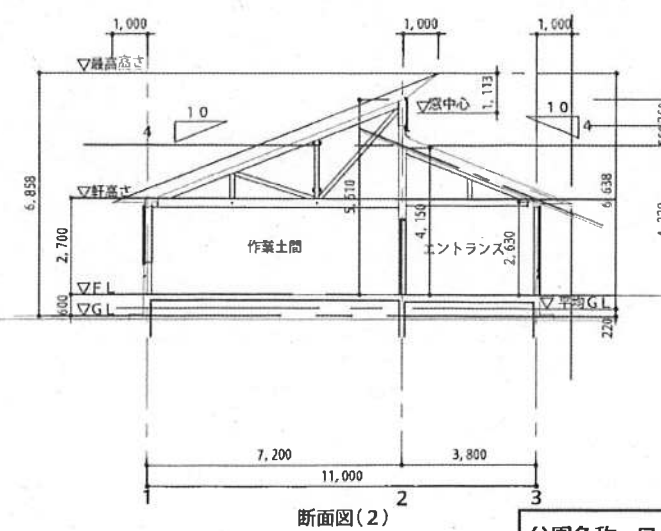
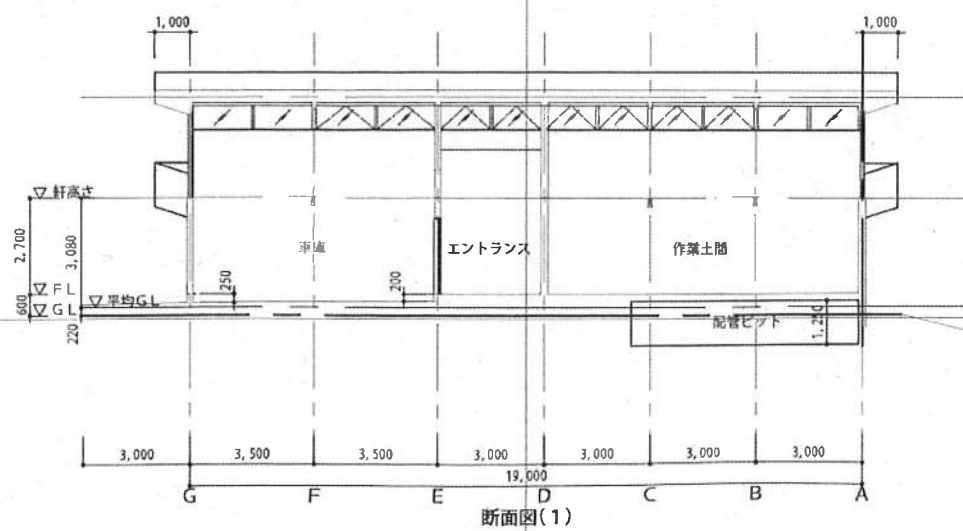
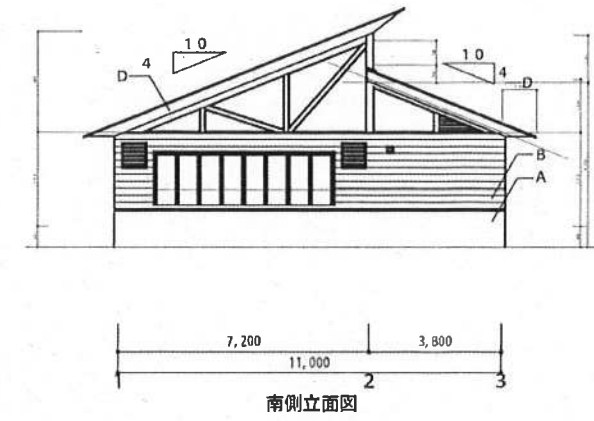
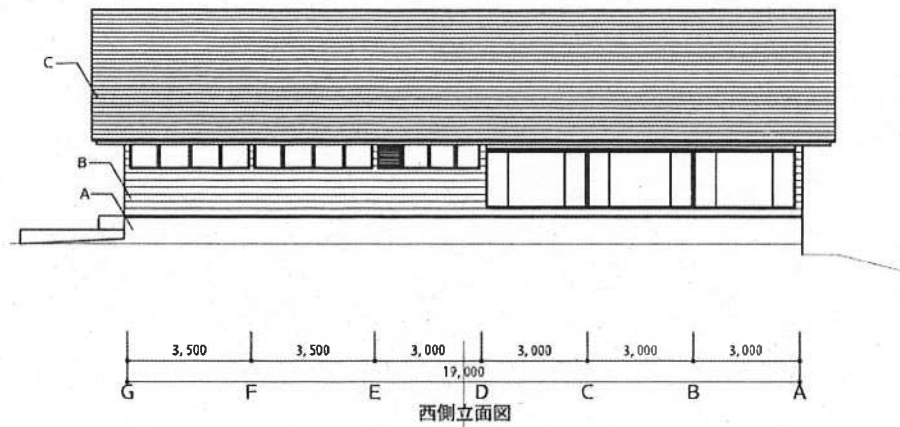
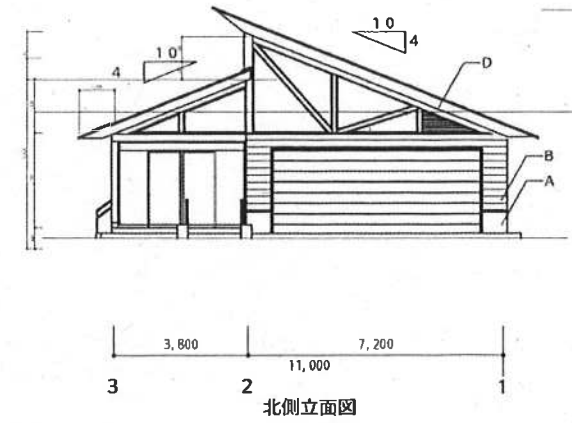
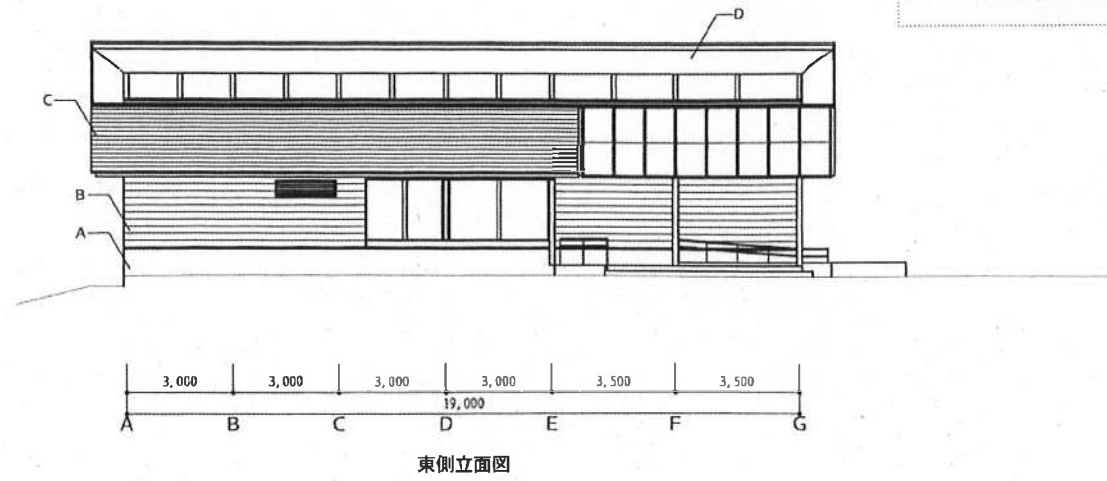


# 那須平成の森フィールドセンター平面図



公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事		
図面名称	(フィールドセンター) 平面図	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年3月	図面番号	FA-12
施工者	株式会社フジタ 関東支店	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

# 作業小屋立面図



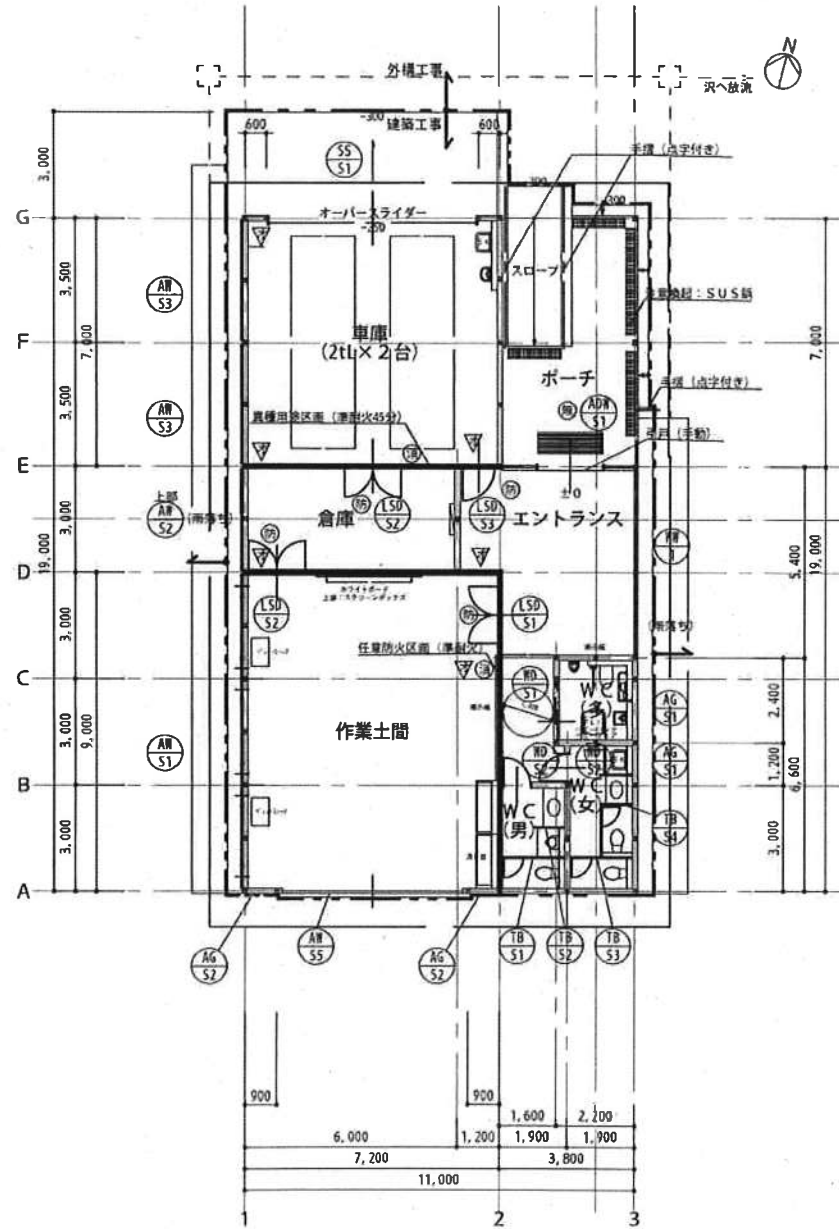
凡例	
外巾木	A コンクリート杉本突型枠打放し RDC
外壁	B 杉横羽目板ア25 MH
屋根	C フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板葺き
軒天	D 杉板ア12張 MH

平均天井高さ  
 エントランス :  $((4.150+2.630) \times 3.800/2) \times 5.400 + ((5.520+5.065) \times 1.200/2) \times 3.000 + (2.400 \times 1.600 \times 2.400) + (2.400 \times 1.900 \times 1.200) / 30.24 = (69.56+19.05+9.21+5.47) / 30.24 = 3.41m$   
 作業土間 :  $(5.510+2.630) / 2 = 4.070m$   
 車庫 :  $((5.510+2.630) + (0.250+0.200)) / 2 = 4.295m$

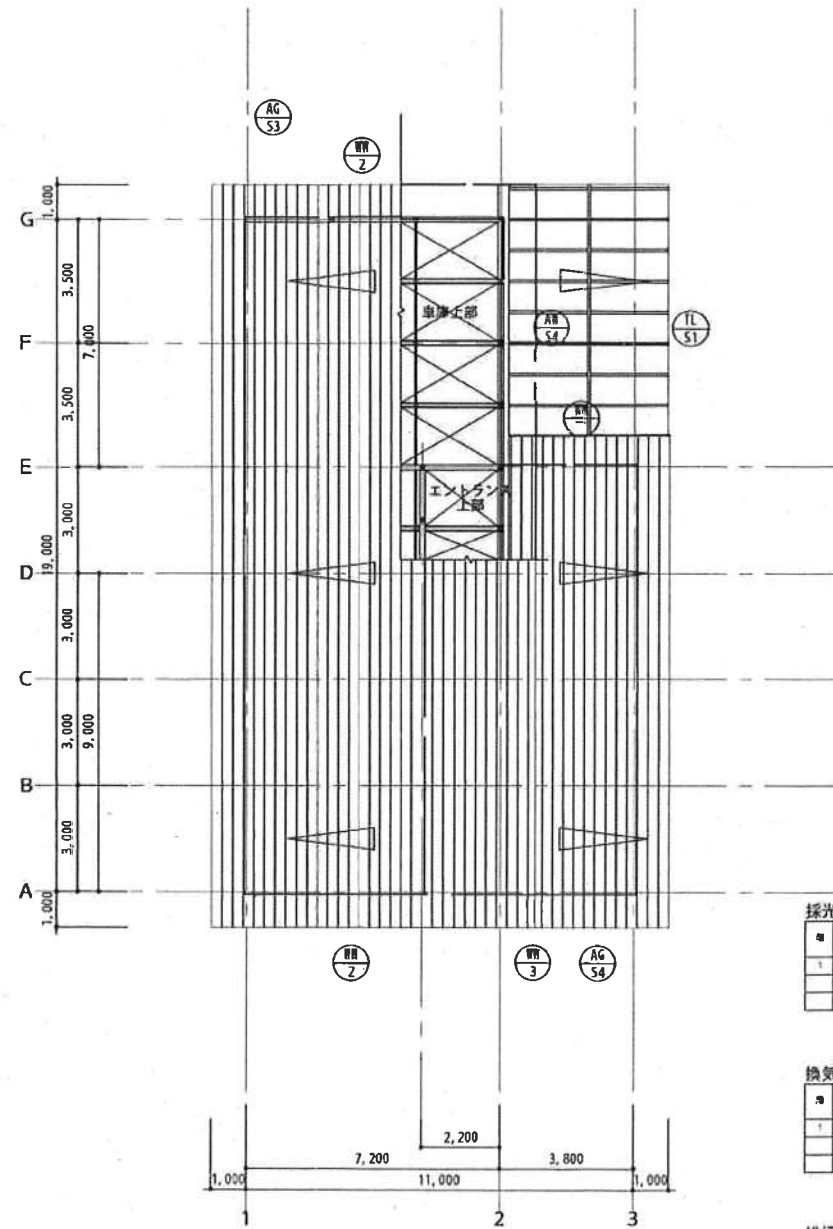
公園名称	日光国立公園	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
工事名称	平成23年度 那須平成の森作業小屋 新築工事	図面名称	立面図・断面図
年月日	平成24年4月	図面番号	SA-12
会社名	石川建設株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計



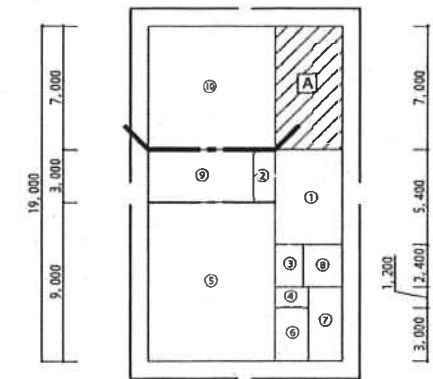
# 作業小屋平面図



1階平面図 S=1:100



屋根伏図 S=1:100



6,000	1,200	12,200
7,200	3,800	11,000

求積図 S=1:200

--- : 令112条12項区画ライン

求積表

用途	面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)
エンタランス	1,200	1,200	10.0
倉庫	4,800	4,800	40.0
作業土間	6,000	6,000	50.0
トイレ	1,000	1,000	8.2
多目的トイレ	2,000	2,000	16.4
車庫	1,000	1,000	8.2
合計	16,000	16,000	132.6

採光計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要採光面積 (㎡)	採光率 (%)	窓		採光率 (%)	採光率 (%)	採光率 (%)	採光率 (%)					
					面積 (㎡)	採光率 (%)									
1	作業土間	6,000	3,240	54.0	1,430	0.750	1.073	2	3,000以上	1.113	33.1	1.0	6.435	6.435	○

換気計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要換気量 (l/s)	換気率 (回/時)	窓		換気率 (回/時)	換気率 (回/時)	換気率 (回/時)	換気率 (回/時)		
					面積 (㎡)	換気率 (回/時)						
1	作業土間	6,000	3,240	54.0	1,430	0.750	1.073	1.0	0	4.290	4.290	○

排煙計算表

用途	室名	室面積 (㎡)	必要排煙量 (l/s)	排煙率 (回/時)	窓		排煙率 (回/時)	排煙率 (回/時)	排煙率 (回/時)	排煙率 (回/時)		
					面積 (㎡)	排煙率 (回/時)						
1	作業土間	6,000	1,296	21.6	1,430	0.750	1.073	0.8	0	2.145	2.145	○

- 【作業土間の利用目的】  
現場による木工などの研修学習を行うスペースとして計画する。
- 凡例  
 (○) : 防火設備  
 (⊕) : 消火器BOX 作業土間 消：杉羽目板 (平型丁番)  
 BOX : スチール t1.6 (埋込型) 既製品 (UF8-1P-231同等品)  
 文字 : カラーアクリル板 A3  
 車庫 消・BOX共 : スチール t1.6 (埋込型) 既製品 (UF8-1F-2003同等品)  
 消火器 ABC10型 3.5kg  
 (▽) : 誘導オペレーター (埋込型)  
 (⊙) : 消防活動上有効な開口部 (無窓判定)
- ・法28条3項、法35条の2に該当する火気使用を行う設備の設置は行わない。
  - ・危険物・LPG使用なし
  - ・ベレットストーブ使用あり

公園名称 日光国立公園

工事名称 平成23年度 那須平成の森作業小屋  
新築工事

図面名称 平面図・屋根伏図 縮尺 A1 1:100, 200  
A3 1:200, 400

年月日 平成24年4月 図面番号 SA-11

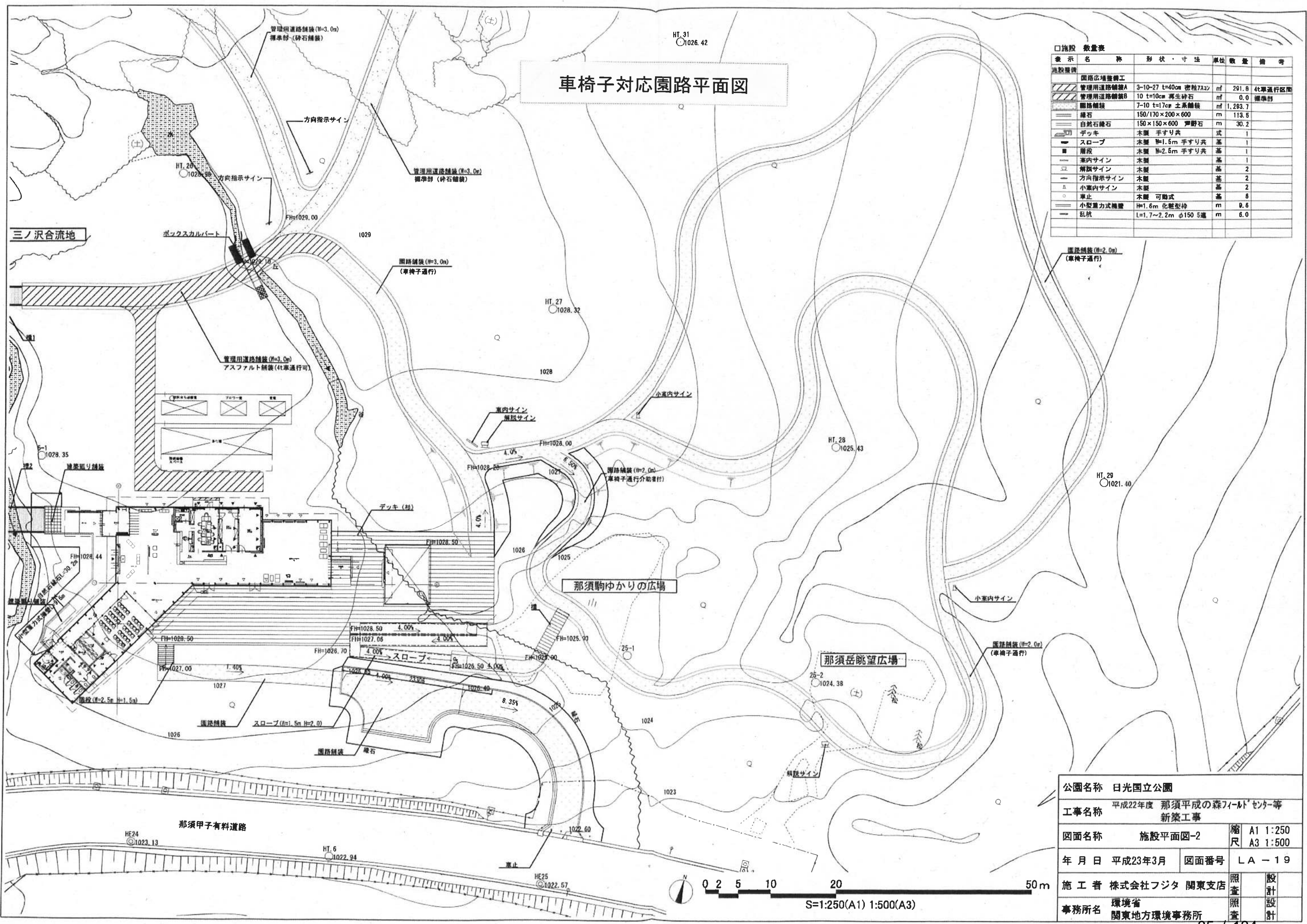
会社名 石川建設株式会社 照査 設計

事務所名 環境省 関東地方環境事務所 照査 設計

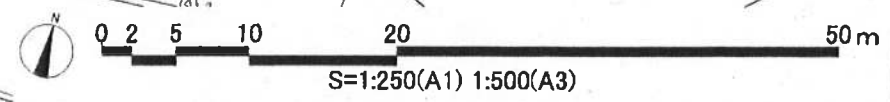
# 車椅子対応園路平面図

□施設 数量表

表示名	形状・寸法	単位	数量	備考
園路広場舗装工				
管理用道路舗装A	3-10-27 t=40cm 密粒7x3x3	㎡	291.8	4車通行区間
管理用道路舗装B	10 t=10cm 再生砕石	㎡	0.0	標準計
園路舗装	7-10 t=17cm 土系舗装	㎡	1,293.7	
緑石	150/170×200×600	m	113.5	
自然石緑石	150×150×600 河野石	m	30.2	
デッキ	木製 手すり共	式	1	
スロープ	木製 幅=1.5m 手すり共	基	1	
階段	木製 幅=2.6m 手すり共	基	1	
案内サイン	木製	基	1	
解説サイン	木製	基	2	
方向指示サイン	木製	基	2	
小案内サイン	木製	基	2	
車止	木製 可動式	基	8	
小型重力式植壁	H=1.6m 化粧型枠	m	9.6	
乱杭	L=1.7~2.2m φ150 S通	m	6.0	



公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森フィールドセンター等 新築工事		
図面名称	施設平面図-2	縮尺	A1 1:250 A3 1:500
年月日	平成23年3月	図面番号	LA-19
施工者	株式会社フジタ 関東支店	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計





# 学びの森遊歩道概略平面図

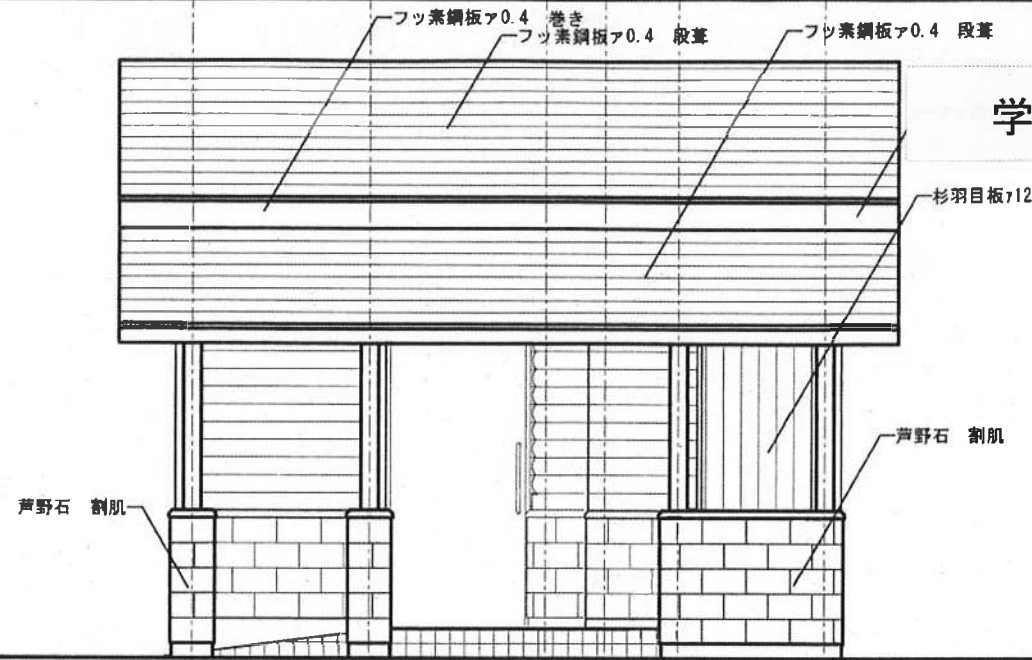


..... 車の進入が可能な道路

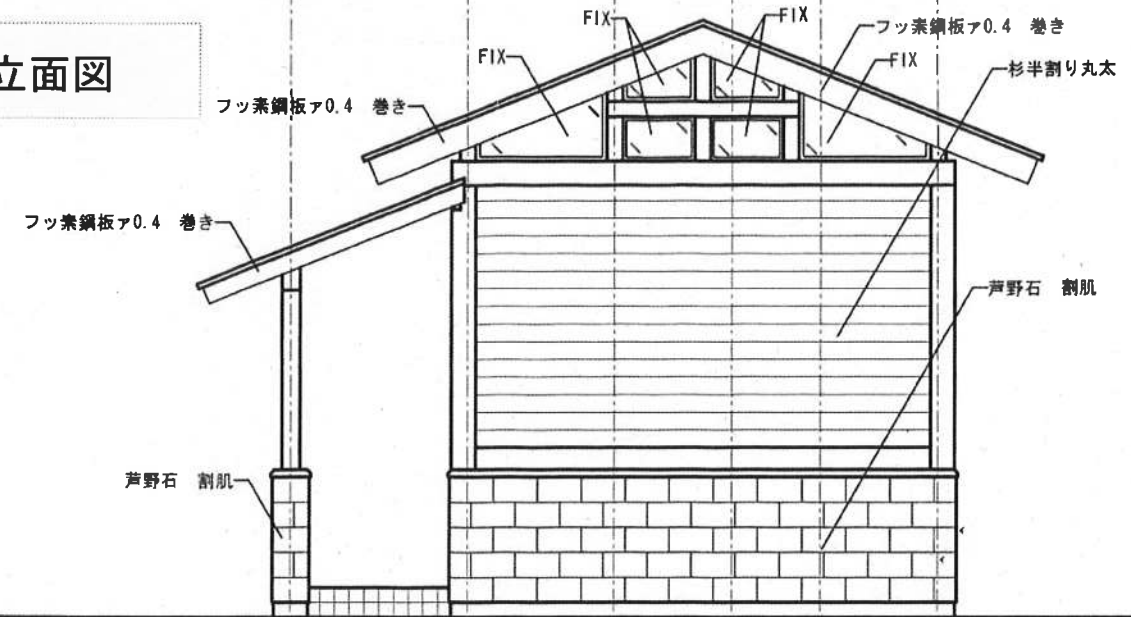




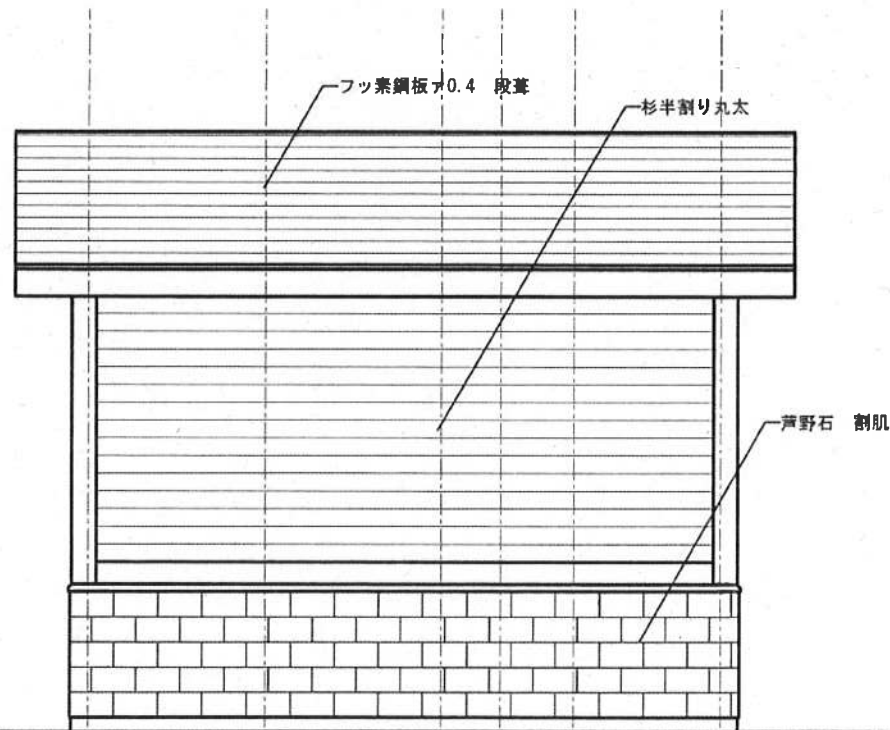
# 学びの森トイレ立面図



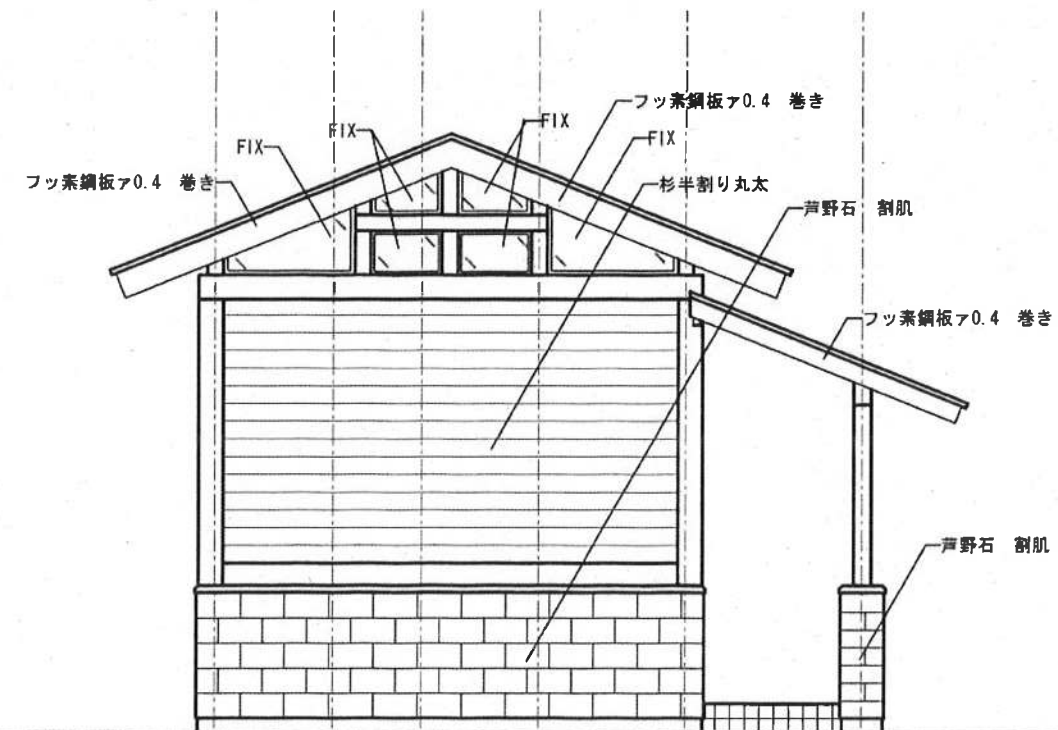
南立面図 1/50



東立面図 1/50



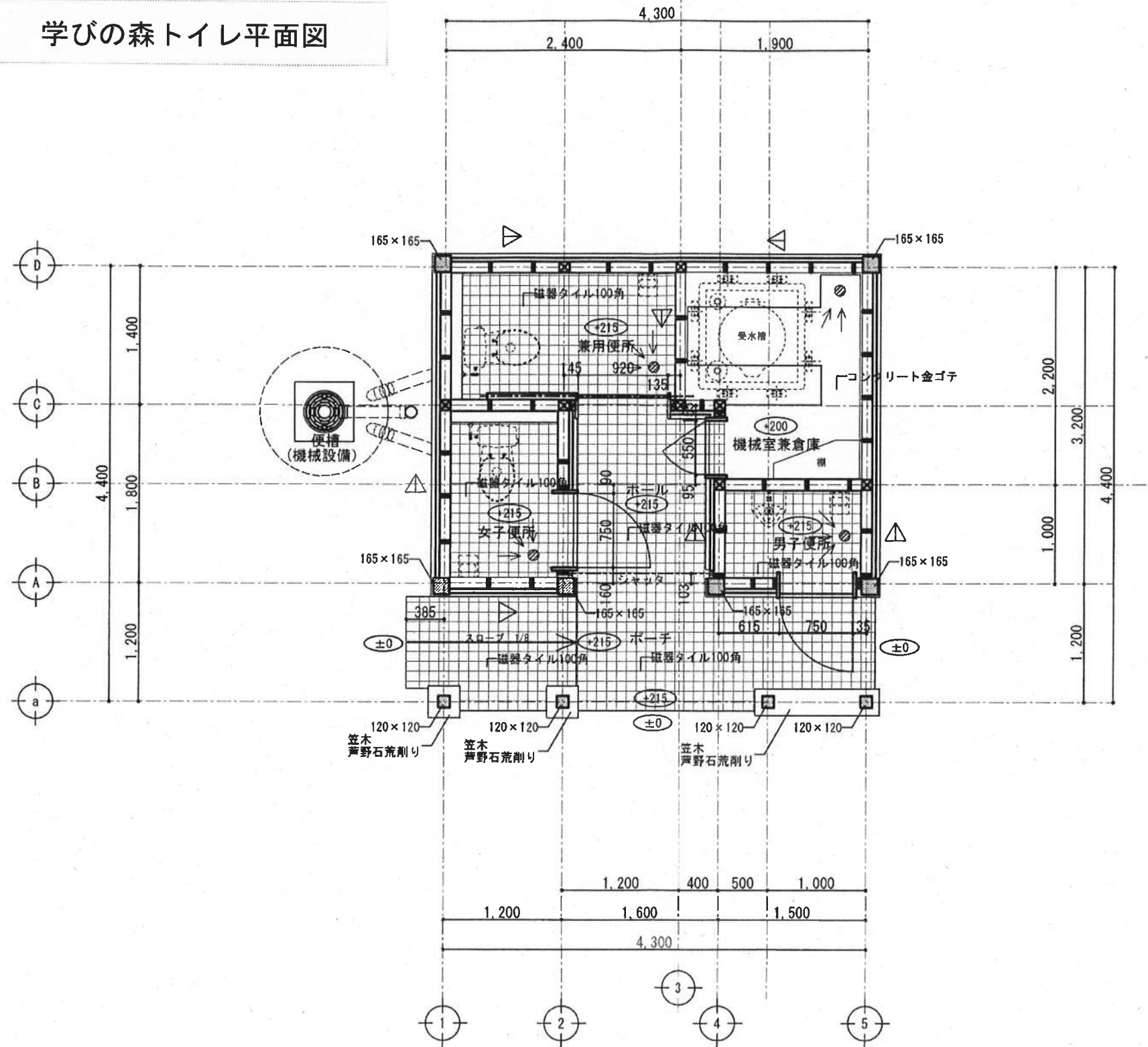
北立面図 1/50



西立面図 1/50

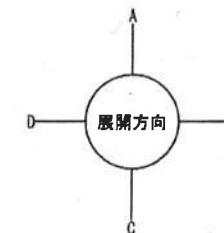
公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成23年度 那須平成の森(下部地区) 公衆トイレ新築工事		
図面名称	立面図	縮尺	1/50
年月日	平成24年7月	図面番号	03
会社名	株式会社 高久組	照査	設計
事務所名	関東地方環境事務所	図	設計

# 学びの森トイレ平面図



- ▷ 筋かい 45×90
- ⊙ 床排水 (機械設備工事)

平面図 1/50



公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成23年度 那須平成の森 (下部地区) 公衆トイレ新築工事		
図面名称	平面図	縮尺	1/50
年月日	平成24年7月	図面番号	02
会社名	株式会社 高久組	照査	設計
事務所名	関東地方環境事務所	38 / 44	設計

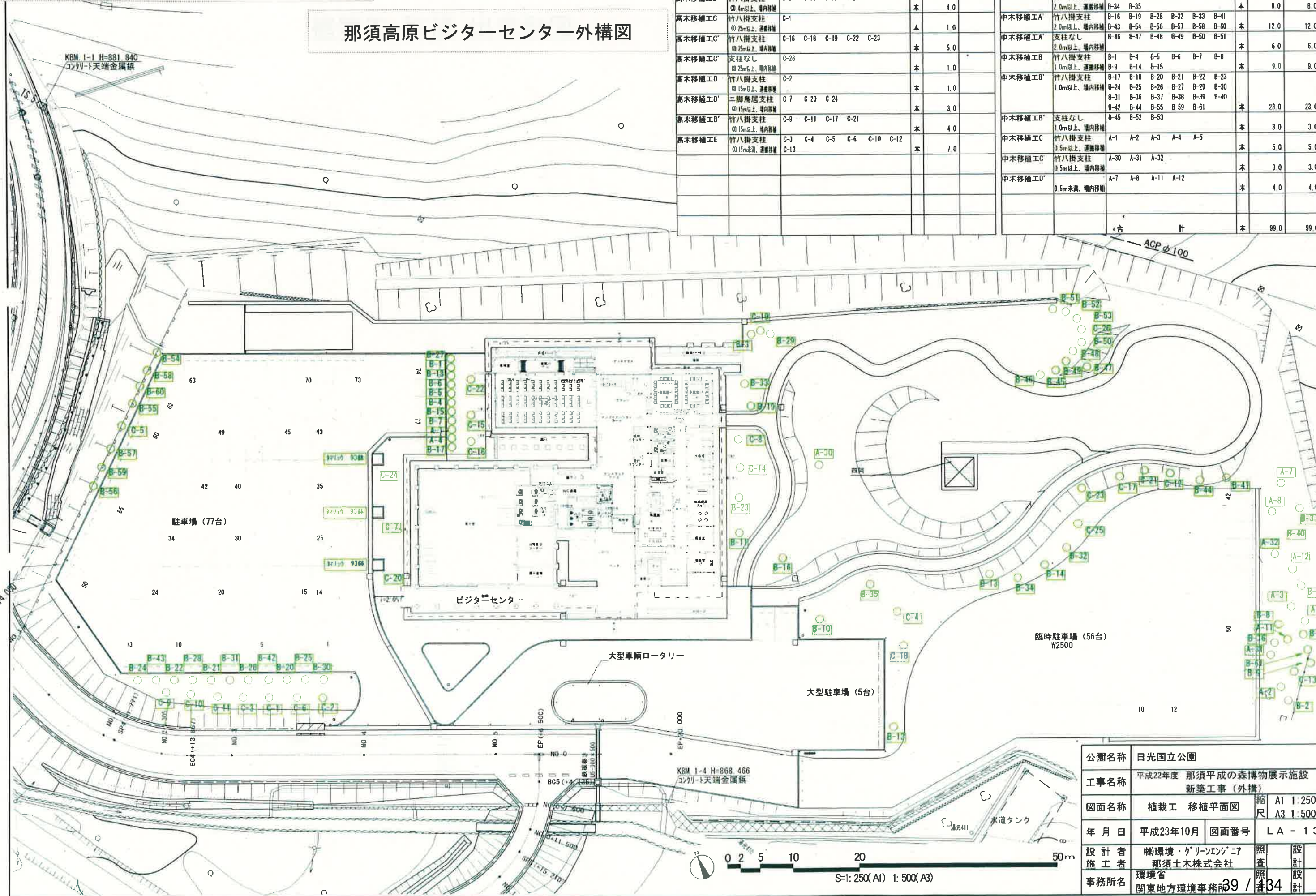


別添2 那須高原ビジターセンター平面図等

那須高原ビジターセンター外構図

植栽数量表

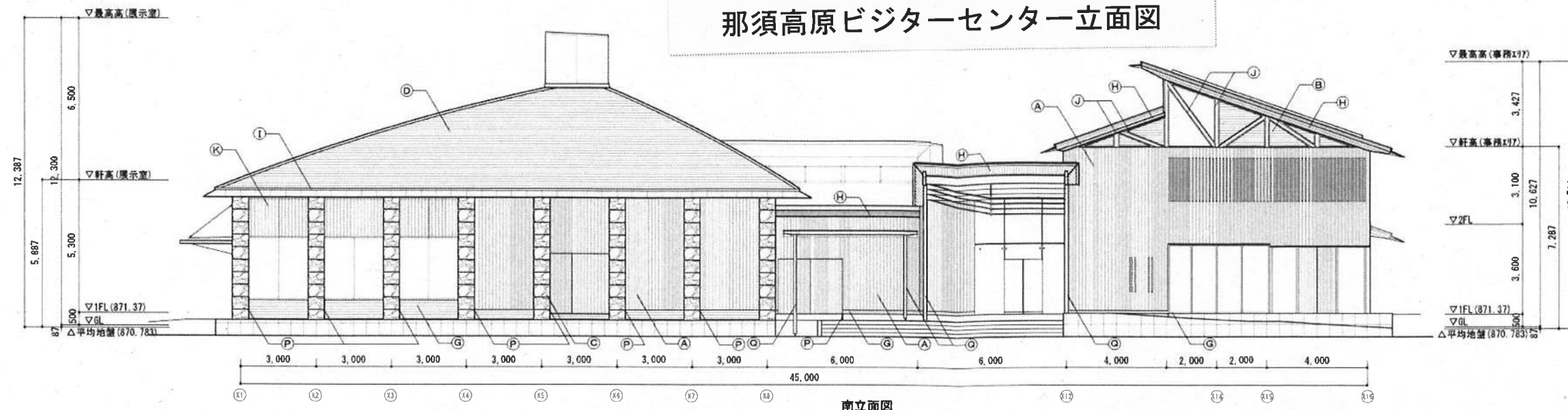
項目	規格	管理番号	単位	設計	実施	項目	規格	管理番号	単位	設計	実施	
高木移植工B'	竹八掛支柱 φ 4m以上、場内移植	C-8 C-14 C-15 C-25	本	4.0		中木移植工A	竹八掛支柱 2.0m以上、運搬移植	B-3 B-2 B-10 B-11 B-12 B-13 B-34 B-35	本	8.0	8.0	
高木移植工C	竹八掛支柱 φ 2.5m以上、運搬移植	C-1	本	1.0		中木移植工A'	竹八掛支柱 2.0m以上、場内移植	B-16 B-19 B-28 B-32 B-33 B-41 B-43 B-54 B-56 B-57 B-58 B-60	本	12.0	12.0	
高木移植工C'	竹八掛支柱 φ 2.5m以上、場内移植	C-16 C-18 C-19 C-22 C-23	本	5.0		中木移植工B	竹八掛支柱 2.0m以上、場内移植	B-46 B-47 B-48 B-49 B-50 B-51	本	6.0	6.0	
高木移植工C''	支柱なし φ 2.5m以上、場内移植	C-26	本	1.0		中木移植工B'	竹八掛支柱 1.0m以上、運搬移植	B-1 B-4 B-5 B-6 B-7 B-8 B-9 B-14 B-15	本	9.0	9.0	
高木移植工D	竹八掛支柱 φ 1.5m以上、運搬移植	C-2	本	1.0		中木移植工B''	竹八掛支柱 1.0m以上、場内移植	B-17 B-18 B-20 B-21 B-22 B-23 B-24 B-25 B-26 B-27 B-29 B-30 B-31 B-36 B-37 B-38 B-39 B-40	本	23.0	23.0	
高木移植工D'	二脚鳥居支柱 φ 1.5m以上、場内移植	C-7 C-20 C-24	本	3.0		中木移植工B'''	支柱なし 1.0m以上、場内移植	B-45 B-52 B-53	本	3.0	3.0	
高木移植工D''	竹八掛支柱 φ 1.5m以上、場内移植	C-9 C-11 C-17 C-21	本	4.0		中木移植工C	竹八掛支柱 0.5m以上、運搬移植	A-1 A-2 A-3 A-4 A-5	本	5.0	5.0	
高木移植工E	竹八掛支柱 φ 1.5m未満、運搬移植	C-3 C-4 C-5 C-6 C-10 C-12 C-13	本	7.0		中木移植工C'	竹八掛支柱 0.5m以上、場内移植	A-30 A-31 A-32	本	3.0	3.0	
						中木移植工D'	0.5m未満、場内移植	A-7 A-8 A-11 A-12	本	4.0	4.0	
									合計	本	99.0	99.0



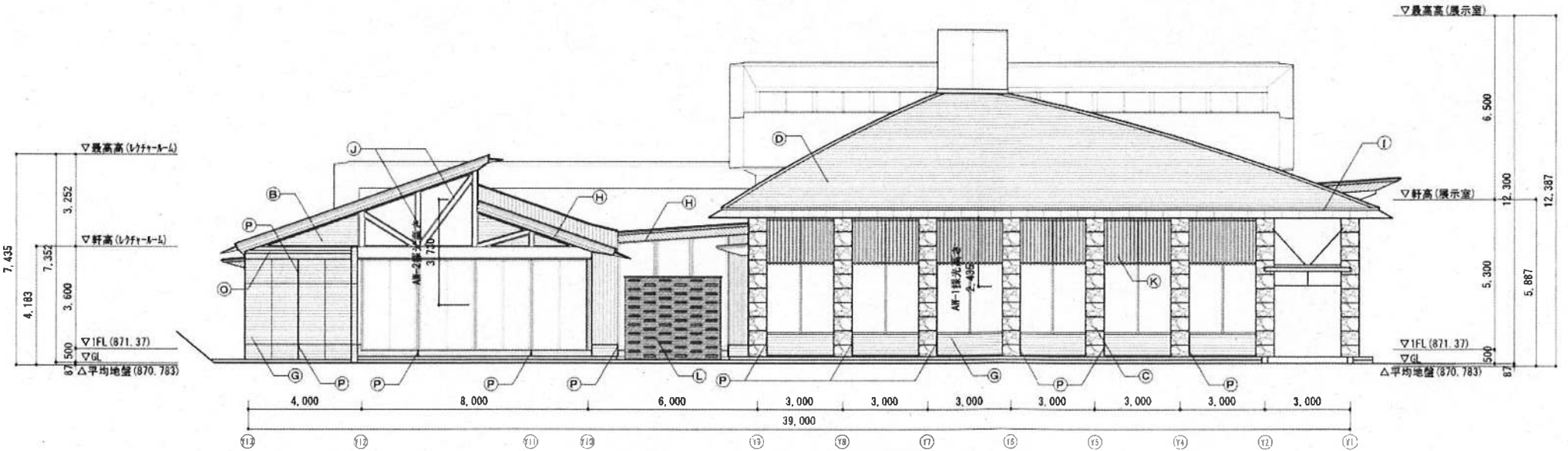
公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森博物館展示施設 新築工事(外構)		
図面名称	植栽工 移植平面図	縮尺	A1 1:250 A3 1:500
年月日	平成23年10月	図面番号	LA-13
設計者	(株)環境・グリーンエソニア	照査	設計
施工者	那須土木株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	39 / 134	



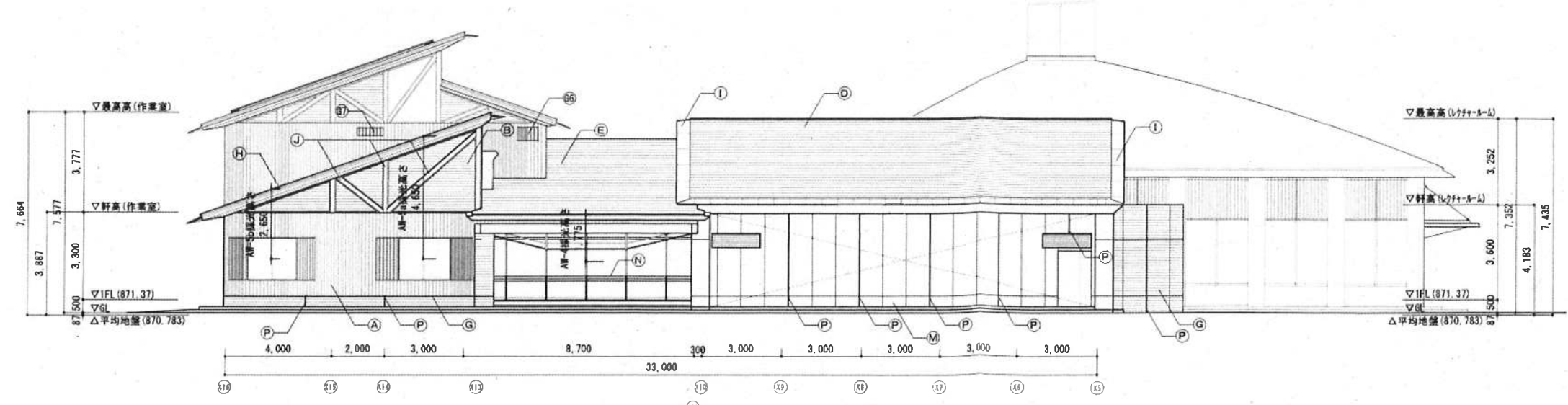
# 那須高原ビジターセンター立面図



南立面図



西立面図



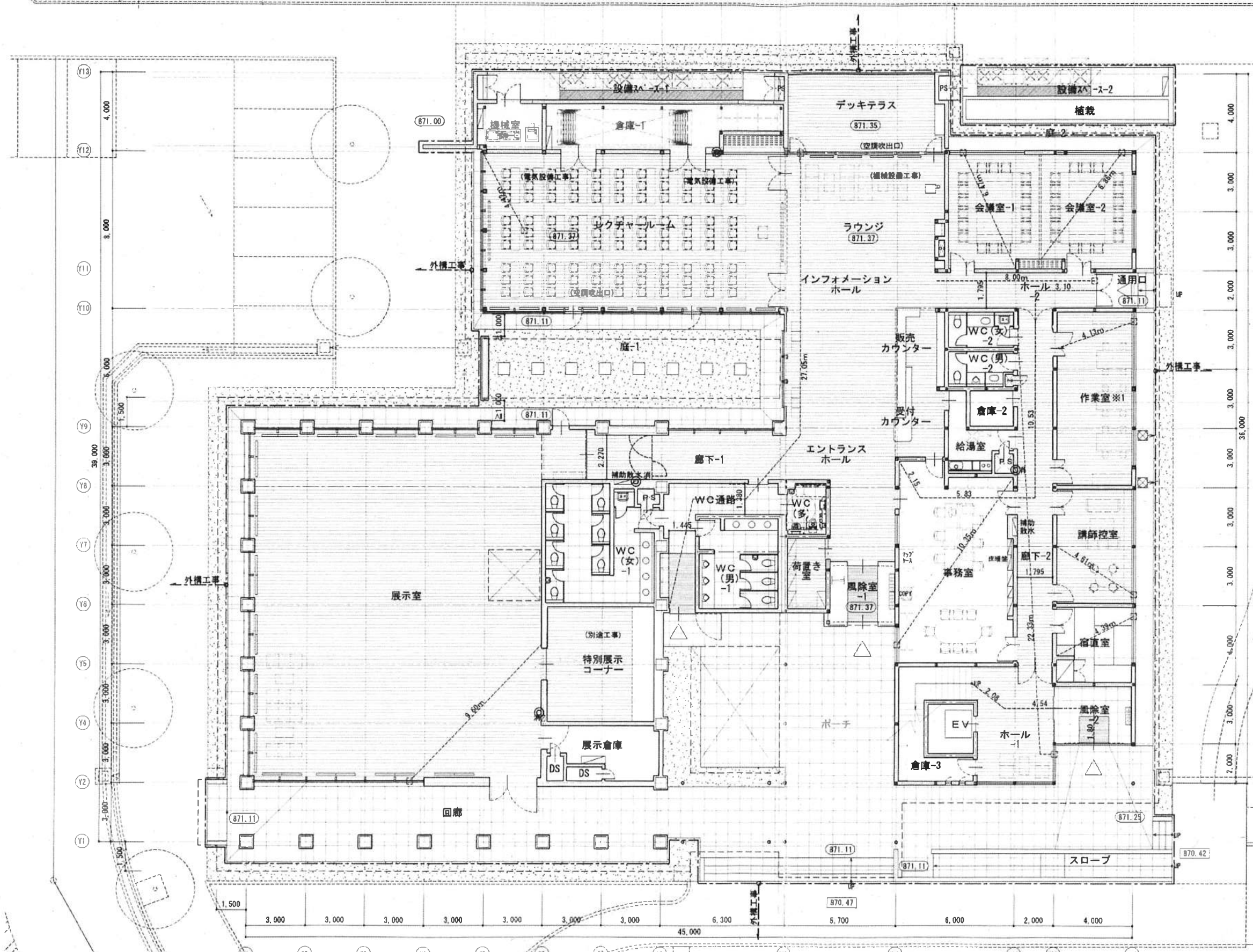
北立面図

凡例

(A)	外壁：杉板縦目張り ㏆25 (本実加工) MH
(B)	外壁：杉板横目張り ㏆25 (本実加工) MH
(C)	柱：声野石コブ出し仕上 (乾式工法)
(D)	屋根：定尺ハゼ平葺フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板 ㏆0.4
(E)	屋根：長尺ステンレス滑継工法フッ素樹脂焼付ステンレス鋼板 ㏆0.4
(F)	屋根：太陽光発電パネル (電気設備工事)
(G)	杉板本実型枠コンクリート打放しの上 RDC
(H)	軒天：杉羽目板張 ㏆12 (本実加工) MH
(I)	軒先プレート
(J)	杉集成材 MH
(K)	杉ルーバー MH
(L)	防風壁：声野石 水磨き化粧積み
(M)	コンクリート打放しの上 RDC
(N)	手摺 杉圧材60×35 SUS FB下地
(O)	SUS水切り
(P)	透光目地 W10~20×D20
(Q)	鋼管φ139.8 滑継型鉛メッキの上 Z-U-E (メ)
(R)	
(㉑)	ガラリ 800×350
(㉒)	ガラリ 1400×500
(㉓)	ガラリ 700×300
(㉔)	ガラリ 1600×500
(㉕)	ガラリ 2620×500
(㉖)	ガラリ 800×350
(㉗)	ガラリ 800×500
(㉘)	ガラリ 1000×300

公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森博物館展示施設 新築工事(建築)		
図面名称	立面図(1)	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年9月	図面番号	07
会社名	東洋建設株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計

# 那須高原ビジターセンター平面図



※1: 作業室…ボランティアなどの作業や打合せ  
(展示の更新などの手作業)を行う

防火対象物の収容人員算定  
 従業者: 12人 (席数より算出)  
 展示室: 487.91㎡÷3=162.63 163人  
 (展示室、特別展示コーナー、廊下-1、エントランスホール、インフォメーション、ラウンジの床面積より算出)  
 レクチャールーム: 99人 (席数より算出)  
 会議室-1, 2: 36人 (席数より算出)  
 作業室: 12人  
 ∴ 収容人員: 322人

◎: 消火器 (埋込ボックス内) を示す  
(粉末消火器10型3.5kg)  
 ---: 令第126条の3第3号の距離を示す (≦30m)

園地

磁北 真北

階段から屋外への出口までの歩行距離:  
 2.08+4.54+1.80=8.42m<30m  
 居室から屋外への出口までの歩行距離:  
 2.15+5.83+10.53+3.10=21.61m<60m

② 1000㎡区画の変更

公園名称	日光国立公園		
工事名称	平成22年度 那須平成の森博物館展示施設 新築工事(建築)		
図面名称	1階平面図	縮尺	A1 1:100 A3 1:200
年月日	平成23年9月	図面番号	05
会社名	東洋建設株式会社	照査	設計
事務所名	環境省 関東地方環境事務所	照査	設計



那須平成の森運営管理業務  
仕様書（業務の詳細）

1．那須平成の森等維持管理業務

（1）物品等の確保

業務実施に当たり必要となる物品及び車両として、少なくとも複合機 2 台、印刷機 1 台、自動車 2 台を、民間事業者においてリース等により確保すること。

（2）那須平成の森フィールドセンター（作業小屋、付帯駐車場・園地等外構を含む）の維持管理及び利用者に対する受付・案内

- 1）館内（トイレを含む）の清掃（利用者利用部分は開館日毎日）を行う。また、年に 1 回は全館にわたる大掃除を実施すること。
- 2）フィールドセンター及び駒止ゲート（駒止の滝駐車場から徒歩 2 分ほどの位置にあるゲート）の利用者数カウンターのデータ回収及び点検を行い、那須平成の森の利用者数の把握を行うとともに、水道水の水質検査、消火器の使用期限の確認、その他の館内設備機器（展示物含む）について適切に点検・管理をすること。
- 3）館内設備機器（展示物を含む）について不具合があった場合は、消耗品の交換・小修繕等を実施する。なお、大規模な修繕については原則として環境省により実施することとし、可能な応急措置を行った上で環境省担当官と協議する。
- 4）防火管理者を配置するとともに、法定点検や設備保守の際の立ち会い確認、対応を行う。
- 5）冬期間については、施設入り口、建物周辺や歩道など必要箇所の除雪を行うこと（利用者向け駐車場については、環境省で除雪を行う）。
- 6）来館者や電話問い合わせへの受付・案内業務（館内における那須平成の森の自然に関する情報の提供を含む）を行う。周辺地域の自然環境の情報（基礎的な情報や四季の変化と状況）や登山道の状況等を可能な限りリアルタイムに把握し、利用者に対して、そのニーズに応えつつ正確に提供すること。併せて、利用者の苦情・要望対応を行う。なお、特に苦情・要望対応については、書面により記録して対応を環境省担当官に報告すること。
- 7）混雑時については、駐車場内において交通整理を行う。
- 8）受付・案内業務については、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等により補助にあたらせることも可能とする。
- 9）案内業務に必要な情報収集を行う。特に維持管理や展示に活かせるよう、那須平成の森内の自然情報については通年記録を行うこと。

（3）那須高原ビジターセンター（付帯駐車場・園地等外構を含む）の維持管理及び利用者に対する受付・案内

- 1）館内（トイレを含む）の清掃（利用者利用部分は開館日毎日）を行う。また、年に 1 回は全館

にわたる大掃除を実施すること。

- 2) ビジターセンターの利用者数カウンターのデータ回収及び点検を行い、利用者数の把握を行うとともに、消火器の使用期限の確認、その他の館内設備機器(展示物含む)について適切に点検・管理をすること。
- 3) 館内設備機器(展示物を含む)について不具合があった場合は、消耗品の交換・小修繕等を実施する。なお、大規模な修繕については原則として環境省により実施することとし、可能な応急措置を行った上で環境省担当官と協議する。
- 4) 防火管理者を配置するとともに、法定点検や設備保守の際の立ち会い確認、対応を行う。
- 5) 冬期間については、施設入り口、建物周辺や歩道など必要箇所の除雪を行うこと(利用者向け駐車場については、環境省で除雪を行う)。
- 6) 来館者や電話問い合わせへの受付・案内業務(館内における那須平成の森の自然に関する情報の提供を含む)を行う。周辺地域の自然環境の情報(基礎的な情報や四季の変化と状況)や登山道の状況等を可能な限りリアルタイムに把握し、国立公園利用者に対して、そのニーズに応えつつ正確に提供すること。併せて、利用者の苦情・要望対応を行う。なお、特に苦情・要望対応については、書面により記録して対応を環境省担当官に報告すること。
- 7) 受付・案内業務については、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等により補助にあたらせることも可能とする。
- 8) 日光国立公園那須甲子地域の自然情報等、案内業務に必要な情報を関係自治体、周辺自然環境施設、関係観光協会、山岳関係者等と連携し、収集すること。

(4) 那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示の企画、立案及び実施

- 1) 館内における展示を充実させるため、平成23年度～平成25年度に記録された通年にわたる自然情報や環境省が別途業務で実施しているモニタリング調査の成果(閲覧方法については3(8)に記載)などを活かし、季節に合わせた森や生きものの様子が感じられる展示を企画、作成及び更新すること。
- 2) 館内や野外展示の随時情報の更新が可能な展示について、随時更新を行い、時々的那須平成の森の様子を伝えられるように努める。
- 3) 那須高原ビジターセンターにおいては、なるべく多くの企画展を行えるよう努めるとともに、ビジターセンターが十分活用されるよう、地元と連携した企画展を展開すること。
- 4) 次年度の展示について企画、作成、更新を進める。

(5) その他維持管理業務

- 1) 那須平成の森の巡視及びゴミ拾い(外周柵及び歩道、園地、駒止の滝駐車場)を行う。
- 2) 那須平成の森の歩道の点検・維持管理を行う。草刈りによる歩道の確保、簡易な案内標識の設置のほか、踏圧による土壌の流出等を最小限に抑えるよう、簡易な土留めの設置等の維持管理を実施する。なお、管理車道については、この対象外とする。
- 3) 那須平成の森の柵の点検を行うとともに、軽微な損傷等で、その場での修繕が可能なものについては修繕すること。また、学びの森トイレ(1棟)について点検・清掃を行うこと。

- 4) 園地や歩道の点検に当たっては、利用者に対して落下あるいは倒伏するおそれのある枯損枝、枯損木及び危険木の有無を確認し、これを除去すること。また、利用者の歩行の支障となる倒木等については、必要に応じ除去すること。なお、大径木の処理など、日常的な維持管理作業の程度を超えられるものの取り扱いについては、環境省担当官と協議すること。
- 5) 園地や歩道の点検・維持管理にあたっては、希少野生動植物種の保全に十分配慮するとともに、「那須の森（仮称）保全整備構想」（平成19年度策定）その他、那須平成の森に関する各種計画等に照らし、適切に実施すること。
- 6) 那須平成の森の園地及び歩道の点検・維持管理については、適切な指揮のもとでボランティア等を活用して実施することができる。

#### (6) 全般的事項

- 1) 本業務実施に当たっては、業務対象施設（那須平成の森等の敷地、建物、設備及び備品を含む。）に係る鍵の保管管理を適切に行うこと。鍵を紛失した場合は、電話等により直ちに関東地方環境事務所（以下、「地方事務所」という。）が指示する環境省の担当者（以下、「環境省担当者」という。）に報告し、環境省担当者の指示に従い適切に対応すること。
- 2) 業務対象施設の異常を確認した場合は、対象施設の利用を停止する等の必要な対応を行うとともに、速やかに環境省担当者に連絡すること。
- 3) 台風、大雨、落雷、強風などが発生した場合は、それらに起因する破損等が施設に生じていないか、点検を行うこと。
- 4) 地球温暖化ガス排出削減を積極的に推進するため、電気水道等の使用に当たっては極力必要最小限に留め、利用者に対し協力の要請を行うこと。
- 5) 業務対象施設について、民間事業者の責めに帰すべき不適切な管理及び使用による毀損等が生じた場合は、民間事業者の責任において原状復帰すること。
- 6) 本業務実施にあたっては、消防法の規定に基づく防火管理者を各施設1名以上配置すること。

表1 那須平成の森等維持管理業務における清掃等の頻度

項目	頻度	作業内容等	
(2) 那須平成の森フィールドセンターの維持管理及び利用者に対する受付・案内			
1)	館内清掃	開館期間中、随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示室フローリング 泥で汚れたところの掃き掃除、拭き掃除</li> <li>・トイレ(男性、女性、多目的トイレ) 掃き掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレットペーパー補充、洗面台拭き トイレ掃除は、通常期で1日2回程度、繁忙期は1日4回程度</li> <li>・作業小屋 使用後、清掃</li> <li>・窓拭き 特に汚れた場合、拭き掃除等</li> <li>・事務室 特に汚れた場合、拭き掃除等</li> </ul>
		毎日閉館後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ(男性、女性、多目的トイレ) 掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片づけ、トイレットペーパー補充、洗面台拭き</li> <li>・更衣室(男性、女性) ロッカー内の忘れ物の確認、掃き掃除</li> <li>・展示室フローリング 掃き掃除、モップかけ</li> <li>・ホールの石の部分 掃き掃除</li> <li>・カウンター、展示 ハンディモップ、ガラスクリーナー</li> <li>・風除室 掃除機、マットの泥おとし</li> <li>・事務所、乾燥室、救護室 掃き掃除、机拭き、ゴミ回収</li> <li>・デッキ ゴミ拾い</li> <li>・駐車場 ゴミ拾い</li> <li>・灰皿 灰すて、清掃</li> </ul>
		繁忙期 毎日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省が設置する仮設トイレ(3基程度) 清掃、手洗い用水の補充、し尿タンクの確認</li> </ul>
		週1回 (冬期のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペレットストーブの掃除 灰の除去、煤汚れ拭き (シーズン初めと終わりには煙突掃除)</li> </ul>
		年1回	<p>普段は手の行き届かない部分の掃除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・梁のほこり払い</li> <li>・ガラス拭き 等</li> </ul>
		不定期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示換えに伴う清掃</li> <li>・機械室 落ち葉がたまっていた場合、落ち葉かきを実施</li> <li>・展示室フローリング ワックスの傷み状況により、必要に応じワックスがけを実施 (参考:平成24年度までは2年に1回程度の頻度で実施している)</li> </ul>
2)	フィールドセンターの利用者数カウンターのデータ回収・点検	毎日	データ回収及び点検
	駒止ゲートの利用者数カウンターのデータ回収・点検	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ回収</li> <li>・バッテリー交換</li> <li>・機器の清掃</li> </ul>

水道水の水質検査	毎日	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道水の水質検査</li> <li>多目的トイレ手洗いの残留塩素を測定</li> <li>給湯室水道水の色、濁り、臭い、味等の確認</li> </ul>	
消火器の使用期限の確認	月1回	使用期限を確認	
その他の館内設備機器の点検	毎日	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水ろ過設備の点検項目</li> <li>塩素滅菌器の液量、注入状況の確認</li> <li>設備周辺の清掃</li> <li>取水槽周辺の清掃</li> <li>原水槽、受水槽のオーバーフロー管と通気管の点検(防虫網、つまり等)</li> <li>原水槽、受水槽の亀裂や漏水の確認</li> </ul>	
	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>館内設備の点検項目</li> <li>照明は正常か</li> <li>扉の開閉は正常か</li> <li>ガラス面にひび、割れはないか</li> <li>床面に異常はないか</li> <li>展示物に異常はないか</li> <li>トイレは清潔で正常に機能するか</li> <li>ソファ、長椅子に不具合はないか</li> <li>更衣室、ロッカーは清潔か</li> <li>消火器に異常はないか</li> <li>排煙口は正常に機能するか</li> <li>排煙口は正常に機能するか</li> <li>ペレットストーブに異常はないか(冬期)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺施設の点検項目</li> <li>取水槽、原水槽、受水槽の水量、錆の発生、異物の有無などの確認</li> <li>機械室周辺に落葉等が蓄積していないか</li> <li>デッキ・柵に異常はないか</li> <li>園路舗装面・スロープに異常はないか</li> <li>駐車場に異常はないか(舗装、車止め)</li> <li>四阿に不具合はないか</li> <li>道標、サインボードは正常か</li> <li>駒止の滝ゲートに異常はないか</li> <li>駒止の滝観瀑台に異常はないか</li> <li>駒止の滝駐車場に異常はないか</li> </ul>	
	繁忙期	<ul style="list-style-type: none"> <li>館内トイレ使用過多による污水处理設備の異常警報対応</li> <li>防災監視盤で確認、音響停止</li> <li>機械室操作盤液晶パネルで原因確認</li> <li>館内トイレの利用制限、仮設トイレの利用案内と誘導</li> </ul>	
(3) 那須高原ビジターセンターの維持管理及び利用者に対する受付・案内			
1)	館内清掃	開館期間中、随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>風除室</li> <li>掃き掃除</li> <li>会議室、レクチャールーム</li> <li>貸利用後の掃除確認</li> <li>トイレ(男性、女性、多目的トイレ)</li> <li>掃き掃除、便器洗い、汚物片付け、トイレトーパー補充、洗面台拭き</li> <li>トイレ掃除は、繁忙期1日2回程度・園路のゴミ拾い・駐車場のゴミ拾い</li> </ul>
		毎日閉館後	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ(男性、女性、多目的)</li> <li>掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片づけ、トイレトーパー補充、洗面台拭き</li> <li>展示室フローリング</li> <li>掃き掃除、モップかけ</li> <li>展示室内のカーペット</li> <li>掃除機</li> <li>カウンター、展示</li> <li>ハンディモップ、ガラスクリーナー</li> <li>レクチャールーム</li> <li>掃き掃除、モップかけ、除湿機の水捨て</li> </ul>

			・灰皿 灰すて、清掃
		週1回	・スタッフトイレ(男性、女性) 掃き掃除、ノズル掃除、便器洗い、汚物片づけ、トイレトーパー補充、洗面台拭き
		週1回 (冬期の み)	・ペレットストーブの掃除 灰の除去、煤汚れ拭き (シーズン初めと終わりには煙突掃除)
		年1回	普段は手の行き届かない部分の掃除 ・梁のほこり払い ・ガラス拭き 等
		不定期	・窓拭き、展示換えに伴う清掃 ・和室・講師控室・作業室清掃 ・事務所内清掃 絨毯掃除 書類整理、プログラム備品整理、季節ものの片づけ ・展示室フローリング ワックスの傷み状況により、必要に応じワックスがけを実施 (参考:平成24年度までは2年に1回程度の頻度で実施している)
2)	利用者数カウンターのデータ回収・点検	毎日	データ回収及び点検
	消火器の使用期限の確認	月1回	使用期限を確認
	その他の館内設備機器の点検	月1回	【館内設備の点検項目】 照明は正常か 扉の開閉は正常か カウンター、棚の引き戸は正常か ガラス面にひび、割れはないか 床面に異常はないか 展示物に異常はないか トイレは清潔で正常に機能するか ソファ、長椅子に不具合はないか 館内は清潔か 防災設備に異常はないか 排煙口は正常に機能するか ペレットストーブに異常はないか(冬期)  【周辺施設の点検項目】 デッキ・柵に異常はないか 園路舗装面・スロープに異常はないか 四阿に不具合はないか 道標、サインボードは正常か 駐車場に異常はないか(コーン、車止) 空調室外機に異常はないか 機械室内に異常はないか 屋外建屋に異常はないか
(5) 那須平成の森の維持管理業務			
1)	巡視及びゴミ拾い	随時 月1回	プログラム下見時等にあわせ、巡視及びゴミ拾いを実施 巡視及びゴミ拾い
2)	歩道の点検・維持管理	月1回、 荒天後に 随時 年2回	・倒木、枯損木の撤去 ・土砂やウッドチップの状況確認、補修 ・園路上の落葉落枝除去 舗装面の状況確認 ・階段の状況確認 7月と10月に草刈りを実施
3)	柵の点検・修繕	月1回	手で揺らして状況確認し、ネジのゆるみがあった場合は、増し締めを行う
	学びの森トイレの点検・清掃	月1回	・機能確認(便器の洗浄水、手指消毒器) ・便器、床の清掃

## 2. 那須平成の森等運営業務

### (1) 那須平成の森における自然教育プログラムの企画、立案及び実施

那須平成の森における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的（下記）を達成するため、1）から4）に示す自然教育プログラムを企画立案・実施すること。

<那須平成の森における自然ふれあい活動（インタープリテーション）の目的>

- ・生物多様性の保全、自然との共生のあり方などについての教育普及を行い、自然や生きものについて感じ、考える人を育てる。
- ・自然と歴史を踏まえた森の保全や自然環境調査の重要性とともに、国立公園など自然環境保全の施策についての理解を得る。
- ・質の高い自然ふれあい活動（インタープリテーション）の計画、実践、人材育成等を通じ、自然ふれあい施設のモデルとして全体的な向上に寄与する。
- ・自然ふれあいの普及を通じて、自然環境保全のための自発的、主体的な行動を促し、持続可能な社会の実現に貢献する。

#### 1) セルフガイド

利用者が自然とふれあうためにあると望ましいフィールドの情報を載せたチラシやセルフガイド等について、印刷等を行い、数種類用意しておくこと。

#### 2) 無料プログラム

##### 無料ミニプログラムの開催

フィールドセンター内及び周辺において、短時間（20～30分程度）の自然教育プログラムを実施する。なお、プログラム実施に当たっては、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア、アルバイト、インターン等を活用して実施することができる。

##### ・実施頻度

開園日は、原則として毎日実施する。1日当たりの開催回数は、開園・開館以降の実績をもとに、参加を希望する利用者に適切に対応できるだけのプログラム開催回数について環境省担当官と協議することとする。

##### ・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

##### ・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。原則として当日受付とし、フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。また、ビジターセンターにおいて、プログラムの案内を実施する。その他、プログラムの実施にあたっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

##### モニタリングに関する参加者調査型プログラム

環境省では、別業務において、「那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画」（平成21年度策定。毎年更新。別添1）に基づくモニタリング調査を実施している。それらの実施内容を踏まえ、関心や理解を深めるための参加者調査型プログラムを開催すること。

- ・実施頻度

プログラムの開催頻度は、あらかじめ環境省担当官と協議のうえ決定することとする。  
なお、 の植生管理に関する参加者作業型プログラム及び2.(1)3)個人利用者向け利用者負担プログラムと合わせ、2.(1)3) に示す開催頻度となるよう、開催を予定するものとし、参加者の募集を行うこと。

- ・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

- ・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。また、ビジターセンターにおいて、プログラムの案内を実施する。その他、プログラムの実施に当たっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

#### 植生管理に関する参加者作業型プログラム

環境省では、「植生管理実施計画」(平成23年度策定。別添2)に基づく植生管理を行っており、植生管理実施計画では、5つの調査区画についてそれぞれ植生管理方針が定められている。そのうち、参加者作業型に適している植生管理方針の調査区画について、参加者とともに作業を行うプログラムを開催する。

- ・実施頻度

プログラムの開催頻度は、あらかじめ環境省担当官と協議のうえ決定することとする。  
なお、 モニタリングに関する参加者調査型プログラム及び2.(1)3)個人利用者向け利用者負担プログラムと合わせ、2.(1)3) に示す開催頻度となるよう、開催を予定するものとし、参加者の募集を行うこと。

- ・料金

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分について、環境省担当官と協議したうえで利用者から徴収することは可能とする。

- ・参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。また、ビジターセンターにおいて、プログラムの案内を実施する。その他、プログラムの実施に当たっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

### 3)個人利用者向け利用者負担プログラム

那須平成の森において、利用者負担による個人利用者向け自然教育プログラムを実施すること。

#### 実施頻度

2.(1)2) 及び で開催するプログラムと合わせ、以下の頻度で開催を予定するものとし、参加者の募集を行うこと。なお、最少催行人数は1名とする。



4月1日～11月30日 週3日(1日2回(午前・午後))以上

12月1日～3月31日 週2日(1日2回(午前・午後))以上

#### 料金

利用者負担プログラムの実施に必要な費用(人件費を含む)については、利用者から徴収する利用料金をあてるものとする。利用者負担プログラムの運営業務に係る経理については、区分経理を実施し、地方事務所に報告すること。その際、収入が実際に要した費用を上回った場合は、環境省の承諾を得たうえで、那須平成の森の運営の充実に充てることとする(収入が必要な費用を上回った場合でも、国庫への納入等は不要である)。

なお、プログラム実施に当たっては、環境省担当官と協議したうえで、企業等団体の協賛を受けて実施費用に充てることことができる。その際、協賛企業等の名称をプログラム名に付けることは可能であるが、自然公園法等の許可を受けたとき以外は、屋外での広告物の表示はできないので留意すること。

#### 参加者の募集等

参加者は一般から募集するものとする。電話・インターネット等で事前予約を受け付けるとともに、必要に応じ、当日受付も行うこと。フィールドセンターにおいて、プログラムの案内、受付を実施する。また、ビジターセンターにおいて、プログラムの案内を実施すること。その他、プログラムの実施に当たっては、参加者数の増加につながるようさまざまな工夫を行うこと。

#### 実施場所

那須平成の森のうち、主に学びの森エリアにおいて実施することとするが、解説テーマや積雪等の自然状況等によっては、ふれあいの森エリアで実施できるものとする。

#### プログラムの種類

実施するプログラムの種類は以下のとおりとする。各プログラムの開催頻度については、あらかじめ環境省担当官と協議のうえ決定すること。

- ・通常プログラム

  - 定型的な通年プログラム

- ・特別プログラム

  - 季節等に応じてテーマを設定して行うプログラム

- ・その他、前述の目的を達成するうえで必要と思われるプログラム

#### 4) 団体利用者向け利用者負担プログラム

那須平成の森において、利用者負担による団体利用者向け自然教育プログラムを実施すること。

#### 実施頻度

団体からの申し込みに応じ、実施する。ただし、原則として個人利用者向けプログラムを優先して実施することとし、団体利用者向けプログラムの実施により個人利用者向けプログラムの実施に支障をきたさないよう配慮するものとする。

#### 料金

2.(1)3) と同様とする。

#### 参加者の募集

団体からの申し込みに応じ開催することとし、電話等で事前予約を受け付けること。小中学生等を対象とする活動については、優先して受け入れられるよう配慮することとする。

#### 実施場所

実施場所は、学びの森エリア、ふれあいの森エリアとも使用可能とするが、学びの森エリアについては、自然環境保全のため、多くの利用者が一度にコースを利用することによる歩道の荒廃が発生しないよう、配慮すること。

#### 実施テーマ

前述の目的を踏まえたうえで、申込み団体と協議のうえ決定すること。

#### その他

プログラムについては、おおむね小中学校向けは20人に1人以上、大人向けは15人に1人以上の割合で、プログラム参加者に対し自然解説等を行う担当者（以下、「インタープリター」という。）が同行することとする。

### 5) 留意事項等

#### 事前協議

自然教育プログラムの内容、料金、受付方法等については、あらかじめ時間的余裕を持って環境省担当官と協議のうえ、実施すること。なお、年度途中でやむを得ず計画どおりのプログラム実施ができない事情が生じたときは、環境省担当官と協議すること。

#### 保険

各種プログラムの実施に際しては、保険に加入するとともに、参加者に対し、万一の事故の際には保険の範囲内での対応に限られること等をあらかじめ周知すること。

#### 車両による送迎

各プログラムの実施に当たり車両による送迎を行う場合は、送迎用の自動車やタクシーについて手配・調整等を行うこと（送迎費用はプログラム参加者の負担とする）。なお、清森亭入口を使用する場合は、別荘地に隣接しているため別荘地管理者との調整に配慮すること。特に、バスを使用しなければならない場合には、制限がかかる可能性が高いので慎重に調整を行うこと。

### (2) 自然体験・自然環境学習に関する人材育成業務

那須平成の森及びビジターセンターを自然体験・自然環境学習に関する人材育成の拠点とするため、平成25年度までの検討、実施状況を踏まえ、指導者を対象とする人材育成のための企画プログラムを実施すること。

なお、プログラム実施に当たっては、環境省担当官と協議したうえで、企業等団体の協賛を受けて実施費用に充てることができる。その際、協賛企業等の名称をプログラム名に付けることは可能であるが、自然公園法等の許可を受けたとき以外は、屋外での広告物の表示はできないので留意すること。

### (3) 地元等との連携

#### 1) 自然教育プログラムの受け入れ

栃木県那須町内の小中学校の自然環境学習については(1)の規定によらず、無償で受け入れ

及び対応を行うこと。

## 2) 地域向けプログラムの実施

那須町等と協力し、地域開放プログラムや町民向け特別プログラムを企画立案・実施すること。

## 3) 地元の自然関係団体等との連携協力

那須町及び周辺市町村の自然関係団体との連携協力を深めるため、積極的に交流及び情報交換を図ること。また、那須高原ビジターセンター周辺において、地元団体等が観察・案内プログラムを実施する際は、プログラムの案内や受付補助をするなど、積極的にその実施を支援すること。

## (4) 広報・普及啓発等

### 1) 報道等への対応

マスコミ等の取材への対応、視察対応、要人対応等について、環境省担当官と協力して対応を実施すること。特に、要人対応（皇室関係者を含む）には、万全を期すこと。

### 2) 広報

#### ウェブサイトの運用

那須平成の森等のウェブサイトを活用し、自然情報等について適宜更新するとともに、イベント情報、プログラムスケジュール、実施報告等について随時更新すること。

なお、サーバーレンタル費用等、ウェブサイトの維持に係る費用は民間事業者の負担とする。

#### 広報資料の作成等

##### ・リーフレット

那須平成の森等を案内するリーフレット（日本語版、英語版）を、那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターに備え付けるとともに、関係機関、周辺地域の自然系施設、自然関係団体、宿泊施設等（以下、「関係機関等」とする。）、広報効果が十分と思われる場所に対し、必要に応じ配布すること。

なお、当該リーフレットの日本語版については環境省が増刷等を行うので、民間事業者においては適切な在庫管理を行うこと。また、英語版については、適宜民間事業者が作成・増刷を行うこととする。

##### ・広報誌

広報誌を作成（季刊年4回）し、関係機関等に配布を行うこと。

#### < 広報誌等仕様 >

A4 4ページ

印刷部数 2000部程度

配布先 関係機関等 660箇所程度

#### その他

その他、那須平成の森の活動を一般に周知させるため、必要と考えられる広報活動については、適宜実施すること。

### 3) 施設の使用許可

那須平成の森等における自然ふれあい活動や自然教育活動の推進を図るため、自然教育や環境

教育等に関する各種団体、学校団体や地元団体の活動について、環境省では那須平成の森等の施設の利用を認めている。

施設等の使用の希望があった場合は、「那須平成の森の利用に関する手続きについて」及び「那須高原ビジターセンター使用取扱要領」（別添4，5参照）に基づき、環境省担当官の指示に従って処理すること。

#### （5）プログラムの質の確保及び次年度プログラム提案

##### 1）アドバイザーによる評価

業務の実施に当たっては、自然解説活動等に関する外部の有識者による5～6名程度のアドバイザーチームを組織し、活動に対し適切な評価と助言を得る体制をとること。アドバイザーの人选については、あらかじめ環境省担当官に協議のうえ決定することとする。（アドバイザーによる過去の評価方法及びその結果等については、平成23年度及び24年度の運営管理業務報告書を参照すること（閲覧方法については3（8）に記載））

##### 2）利用者からのフィードバック

2.（1）から（3）で実施した自然教育プログラムや人材育成事業の参加者に対しては、満足度に関するアンケート等を行い、その結果をプログラム等の質の確保及び向上にフィードバックさせること。

##### 3）プログラム提案

単年度ごとに、実施したプログラムの内容を資料として整理するとともに、次年度のプログラムに向けた修正事項、留意点、新たなプログラム提案などを行うこと。

#### （6）本業務全体のマネジメント業務

##### 1）連絡調整等

運営管理全般について、企画立案を行い、業務計画を策定するとともに、多岐にわたる業務について総合的に調整し、適切に進捗管理を行う。月1回程度、環境省担当官との全般的な連絡調整、情報共有の場を設けること。

##### 2）協議会等への参画

環境省等により組織される那須平成の森連絡協議会、那須平成の森運営会等の運営に関する会議（ ）の事務局事務を行い、必要に応じて運営に関する資料を作成すること。その他、那須平成の森の運営管理に関する会議が実施される場合には、必要に応じて出席すること。

###### 那須平成の森連絡協議会

那須平成の森等の運営について、関係機関と連絡調整及び意見交換を行うための会。規約は別添6参照。

###### 那須平成の森運営会

環境省、栃木県、那須町が協力して那須平成の森等の運営を充実したものにするための会。那須平成の森等の管理運営団体に対し、運営を充実させるための業務を発注している。

規約は別添7参照。

##### 3）ボランティアの活用

本業務の実施に当たっては、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等により補助にあたらせることも可能とする。

## (7) その他

### 1) 那須平成の森運営会との連携

那須高原ビジターセンターにおける受付を主として、那須平成の森運営会から運営管理の職員の配置(2名)を予定しており、その職員とともに十分連携・協力して業務を実施すること。詳細については、業務開始前に環境省担当官と調整すること。

上記2名は、那須平成の森運営会が発注する業務(別添8参照)に携わるため配置される。本項は、運営会発注業務が本業務とも密接に関係する業務内容であることから連携・協力を求めるものであり、運営会の発注業務の一部又は全部を本業務において実施することを求めるものではない。

### 2) 物品の販売

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターのカウンターでは、日光国立公園那須甲子地域における登山や那須平成の森での散策、その他自然とのふれあいに直接必要な物品を販売することができる。販売価格は環境省と協議のうえ決定することとし、また、区分経理の上、販売の結果については、地方事務所に報告すること。その際、収益については環境省の承諾を得たうえで那須平成の森の運営の充実に充てることとする(国庫への納入等は不要である)。

### 3) 自主事業

業務にあたり、軽飲食の提供、物販を含む自主事業を実施することができる。自主事業を実施する際は、自主事業のための場所の使用等について適切に手続きを取ったうえで実施しなければならない。自主事業が赤字になった場合においても、業務の契約にかかる資金により補填することはできない。また、区分経理の上、自主事業の結果については、地方事務所に報告すること。その際、収益については必要に応じて那須平成の森の運営の充実に充てることとする。

また、自主事業は、那須平成の森等の目的を達成するうえで必要と認められる内容に限ることとし、実施に当たっては、あらかじめ環境省担当官と協議すること。

### 4) 那須平成の森基金の事務局業務の請負

那須平成の森基金( )では、従前、那須平成の森基金の事務局業務を那須平成の森運営管理団体(現行請負者)に委託している。那須平成の森基金の事務局業務は本業務内容には含まれず、環境省の委託する業務ではないが、本業務の請負者に対し、那須平成の森基金から事務局業務の依頼があった場合には、あらかじめ環境省の承認を受けた範囲で、那須平成の森基金の事務局業務を請け負うことができる。

#### 那須平成の森基金

那須平成の森では、豊かな自然の維持と自然とのふれあいを図るため、自然環境のモニタリングや自然体験・自然学習プログラムなどが実施されている。那須平成の森基金は、こうした取り組みを、行政機関だけではなく幅広い人々の支援のもとで推進していくために設立されたものである。

那須平成の森基金は、賛同する一般市民から会費や寄付金をいただき、那須平成の森で

の民間団体の活動に対し助成をおこなっている。

5) その他

より良い管理運営の実施のために必要と考えられる事項については、環境省担当官と相談し、適宜実施するものとする。

### 3. 共通する事項

以下は、1及び2の業務に共通する事項である。

#### (1) 全般

- 1) 業務の実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行うこと。特に火気の取扱いは十分な注意をもって行うこと。
- 2) 業務に従事する者は、名札やユニフォームの着用、丁寧な利用者対応など運営管理の質を高め、イメージアップに努めること。
- 3) 本業務のうち、1(2)～(4)及び2に掲げた業務については、「『那須平成の森』自然ふれあい活動全体計画(インタープリテーション計画)」(平成22年度那須の森(仮称)管理運営準備業務において作成)を十分踏まえたうえで、実施にあたること。
- 4) 業務との関係を問わず、国立公園の利用者から国立公園に関する苦情を受けた場合は、誠意を持って対応し、速やかに環境省担当者に連絡すること。
- 5) 業務の遂行に当たって必要な、対象施設の諸元、使用方法等について熟知すること。
- 6) 業務に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守して個人情報の適切な管理を実施すること。
- 7) 業務にあたり、民間事業者は事務室として、那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの事務室を使用することができる。
- 8) 業務に当たり、民間事業者が使用できる備品は別紙のとおりとする。

#### (2) 事故等への対応

- 1) 対象施設区域内において、台風、大雨、落雷、強風などの自然災害や、事件、事故等(以下、「事故等」という。)の発生を確認、又は発生するおそれがあると判断したときは、安全対策や利用規制(閉館等)、対象施設区域内の者の避難誘導など、必要な措置を遅滞なく速やかに行うこと。また、環境省担当者に速やかに連絡するとともに、必要に応じ、警察・消防への通報を行うこと。これは、1及び2の業務より優先して行うこと。
- 2) 対象施設区域内において事故等が発生した場合は、状況や対応等について、文書により環境省担当者に速やかに報告すること。
- 3) 対象施設区域外であっても、日光国立公園那須甲子地域における事故等の情報に接した場合は、適切に対応するとともに、速やかに環境省担当者に連絡すること。
- 4) あらかじめ通常時及び非常時の民間事業者内の連絡体制を確立し、地方事務所及び警察・消防との連絡が可能な状態とすること。
- 5) 本業務に携わる者は、消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。また、民間事業者は従事者に対し、消防署が行う上級救命講習又は上級救命講習と同等の救命応急措置講習を受講させるなど、業務従事者が利用者の怪我等に対する応急措置を適切に行えるよう努めること。

#### (3) 地方事務所への協力

- 1) 地方事務所が施設の管理に必要な法定点検等を実施する場合は、これに立ち会うこと。
- 2) 対象施設の異常について、地方事務所が行う修繕等のための措置に協力すること。
- 3) 那須平成の森において別途実施する生物多様性モニタリング調査、環境省が那須平成の森等で行う研修、その他、業務に関係することについて地方事務所が協力を求めた場合は、可能な限りこれに対応すること。

#### (4) 業務の開始及び引き継ぎ

- 1) 本業務は、4月1日から行われることが必要であるため、事前に必要な準備を行い、業務開始に備えること。
- 2) 本業務の引継ぎにあたっては、「平成25年度那須平成の森運営管理業務」において作成される管理運営マニュアルにより、平成25年度までの管理運営団体と、多くのスタッフ間で、電子データの引き継ぎや那須平成の森の情報を含めて十分に実施すること。  
また、本業務においては、自然教育プログラムの実施ノウハウなど、マニュアル化や短時間での引継ぎが極めて困難な業務も存在する。平成25年度までの管理運営団体の職員については、本人の希望も聞いたうえで、引き続き民間事業者において雇用するよう努めなければならない。
- 3) 本業務の実施後には、次の請負者に業務の引き継ぎを行い、那須平成の森の管理に支障が生じないようにすること。引き継ぎについては、業務が多岐に渡るため、管理運営マニュアルを作成し、多くのスタッフ間で、電子データの引き継ぎや那須平成の森の情報を含めて、次の請負者の業務が開始される前に、十分に実施しなければならない。

#### (5) 成果物等の提出

本業務に当たり提出を必要とする成果物等は以下のとおりである。成果物等の仕様等については別添9のとおりとすること。

##### 1) 業務計画書

民間事業者は、業務開始の14日前(ただし、契約が締結されていない場合は環境省担当官と協議のうえで)までに、業務計画書を地方事務所に提出し、承諾を受けなければならない。

業務計画書には、下記内容のうち必要な事項を記載すること。

- ・総括業務責任者及び担当技術者
- ・業務実施体制(人員配置、職務分担を含む)
- ・年度ごとの重点テーマ、目標
- ・年間業務計画書(月別)
- ・救急対応、緊急連絡体制、事故記録・報告体制(開園時・プログラム実施時・休園時)
- ・苦情・要望等利用者意見収集・対応・回答・記録体制
- ・実施計画書(経費内訳を含む)
- ・四半期別必要経費内訳書
- ・再委託承諾申請書
- ・その他必要な事項(利用者にかかる保険の証書の写し、施設の鍵等の管理体制等)

また、業務の途中で変更が必要になった際は、環境省担当官と事前に調整の上、変更内容を書



面で提出すること。

## 2) 業務報告書等

民間事業者は、業務結果をとりまとめ、下表に定めるとおり、作成・提出するものとする。

表2 作成・提出を要する業務報告書

	概要	紙媒体の提出	電子媒体の提出
業務日誌	当該日の業務内容を記したものの。 毎日作成。	-	-
月間報告書	当該月の日報と、当該月において実施した運営及び管理の活動を取りまとめたもの。毎月作成。	期限：翌月 10 日 (3月分については3月31日とする) 部数：1部	-
四半期報告書	当該四半期において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめたもの。四半期ごとに作成。	期限：四半期翌月の 15 日 (第4四半期分については3月31日とする) 部数：3部	期限：紙媒体と同じ 部数：3部
年間報告書	当該年度において実施した運営及び管理の活動を、本仕様書の項目毎にとりまとめるとともに、民間事業者による自己評価を含めたまとめを記述したもの。年度ごとに作成。A4版300頁程度	期限：3月31日 部数：3部	期限：紙媒体と同じ 部数：3部 (月間報告書の電子データを併せて格納すること)
活動報告書	運営及び管理の活動について、広く一般に情報提供するための資料。年度ごとに作成。A4版10頁程度。	期限：3月31日 部数：3部	期限：紙媒体と同じ 部数：3部

## 3) 提出先

環境省 関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課(那須自然保護官事務所経由)

## (6) 著作権等の扱い

- 1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- 2) 民間事業者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- 3) 成果物に含まれる民間事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## (7) 情報セキュリティの確保

民間事業者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- 1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。なお、請負業務にボランティアやアルバイト等、正規職員以外のスタッフも携わる場合においては、そのことを踏まえた情報セキュリティ対策等の提出が必要である。
- 2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- 5) ホームページの構築・運営等を含む業務(イベント等の周知のためのホームページを含む)にあっては、環境省 Web サーバ(www.env.go.jp)内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「\*.go.jp」を利用し、かつ、メールを送信しないサイトであっても、なりすまし対策として送信ドメイン認証(SFP)を設定すること。
- 6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## (8) その他

- 1) 民間事業者は、本業務を終了し、引き続き業務の受託者となり得ない場合は、管理室として使用していたスペースを契約前の状態に戻さなければならない。ただし、次期契約期間の民間事業者及び地方事務所との協議において、物品等の継続使用による貸借契約等が締結された場合はその限りではない。
- 2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- 3) 那須平成の森等運営管理業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて平成23年度及び平成24年度における運営管理業務報告書並びに那須平成の森生物多様性モニタリング等調査業務報告書を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課

## 民間事業者が使用可能な備品

## 那須平成の森フィールドセンター

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス家具	ロッカー	SEIKO FAMILYSLK-9	6	来館者用
	スノーシュー収納棚	KOKUYO シェルビングSE-06416F1	4	
	食器棚	アイリスオーヤマ キッチンキャビネット	1	
	A4対応保管庫	PLUS リンクスシリーズL5-180S W4	1	
	本棚	PLUS リンクスシリーズL5-180E W4	3	
	ローキャビネット	PLUS リンクスシリーズL5-70E W4	2	
	パーテーション	ASKUL 130-865	8	
	清掃用具入れ	掃除用具庫 W608 CL-13W	1	
	ストーブ棚	HearthGate5616-1600-15	1	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1845	15	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1860W	5	
	スタッキングチェア	スタッキングチェアLTS-110Z	64	
	スタッキングチェア用台車	スタッキングチェア専用台車LTS40	2	
	掲示用黒板	アイリスオーヤマ ブラックボードA-1	3	
	イーゼル	アイリスオーヤマ 木製イーゼル1300H	3	
	スケジュールボード	無地ホワイトボードNV34	1	
	ホワイトボード	脚付両面ホーローホワイトボード JB-R360	2	
	脚立	MBX210A	1	
	踏み台	スチール製踏み台 SU-7	2	
	雨傘除水機	からかさっとAタイプ K-100A	4	
傘立て	KOKUYOフレームタイプ US-A163N	1		
電子機器	ノートパソコン	LENOVO SL410	10	ビクターセンターへの移動可能
	外付けハードディスク	BUFFALO Link station (NAS)	1	
	無線LANルータ	BUFFALO 無線LANルータWZR-HP-G301NH	1	
	A3カラープリンター	canon pixus ix5000	1	
光学機器	三脚	スリック三脚プロ 340DX2	4	
	フィールドスコープ	ニコンED-82、38×ワイドMC接眼レンズ	3	
	双眼鏡	ビクセン アリーナM8×36D	40	貸出用
	双眼鏡	ニコン モナーク8×36DCF	7	
	実体顕微鏡	ニコン ファーブルミニ	3	
	デジタルカメラ	EOSkiss X4、レンズ(18mm-200mm)	1	
	マクロレンズ	タムロン SP AF60mm F/2 Di II LD [IF] MACRO 1:1 (Model G005)	1	
	ビデオプロジェクター	DLP方式	1	
電気製品	電話機	パナソニック	6	事務室、レクチャールーム内
	掃除機	パナソニック 業務用掃除機MC-G5000P-K	1	
	シュレッダー	フェローズシュレッダー PS-79Ci-2	1	
	冷蔵庫	三菱電機 MR-P15S-B	1	
作業用品	除雪機	ヤナセ	1	
	チェーンソー	マキタ エンジンチェーンソーME333、ハスクバーナ	2	
	草刈り機	マキタ 4サイクルエンジン肩掛式刈り払い機 MEM427	1	
	ディスクグラインダー	マキタ 9533BH	2	
	卓上系のご盤	日立 FCW40SA	1	
貸出用品等	オーバーブーツ	モンベル シンプルオーバーシューズ #1129615	50	
	スノーシュー	モンベル ATLAS #823 ELEKTRA	10	
	ストック	モンベル 2ピースロックジョーポール	10	
	雨具	上下セット	20	
	長靴(22~23.5cm)	ミドリ安全 2130010103 作業長靴 ワークエース W2000N 黒	7	
	長靴(24~28.0cm)	おたふく手袋 ロングタイプ耐油長靴 黒	8	
	バックパック	ドイター アーバンライト(16L) deuter D48202	5	
	担架	マツナガ担架 把手伸縮式アルミ製担架	1	

	毛布、布団		1	
その他	文房具類	針なしステッpler-1、クリップボード40、セロハンテープカッター3、ペーパーカッター（裁断機）1、穴あけパンチ2、デジタルスケール1、印箱1、ゴミ箱10、レターケース1、キーボックス1、手提金庫2、懐中電灯2、テプラ1、ラミネーター1、電卓3、壁掛け時		
	清掃機材	ガラス用ワイパー2、ハンディーワイパー2、モップ5、モップ絞り器1、自在ホーキ5、清掃中パネル1		
	工具類	鞘鉋20、鞘鉋左利き用4、手斧8、剪定鋸10、工具セット1		
	その他機材	除雪スコップ2、足ふきマット3、ブラシマット1、長靴5、メジャー1、作業用ゴーグル、やすり、コードリール1、台車1		

### 那須平成の森 作業小屋

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス家具	ワークテーブル	アールエフ RFD-1575W	6	
	丸イス	TOKIO M-24M	45	
	作業台	サカエ KT-593FIG	2	
	収納棚	プラス L-6615-5	10	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1860W	5	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1845W	20	
	スタッキングチェア	スタッキングチェア PS-10 BK	36	
	スタッキングチェア用台車	チェアポーター PS-D25	2	
	展示ボード	Fke SG型	10	
	展示ボード用ポール	Fke JSC型	28	
	パネル収納運搬車	Fke	1	
	ホワイトボード	プラス JB-R360	3	
	ボード関連資材	両面フック30、ワイヤー30、フックピン30		
電気製品	電話	パナソニック	1	

### 那須高原ビジターセンター

種別	品目	規格・品番等	個数	備考
オフィス家具	収納棚	フクフジ FBL150-2112454	2	
	保管庫	PLUS L5-180A	1	
	下駄箱	SH-G6B	2	
	傘立て	コクヨ US-PK45j（鍵あり）、テラモトUB-285-248（鍵無し）	2	
	清掃用具入れ	掃除用具庫 W608 CL-13W	2	
	応接セット	センターテーブル1、ソファ1人掛4、ソファ3人掛1		
	ローテーブル	PT-1260CE	1	
	シェルフ	アイリスオーヤマ ウッディななめシェルフ	2	
	ストーブ柵	HearthGate5616-1600-15	1	
	折り畳みテーブル座卓タイプ	SA-1845ZN	6	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1860W	5	
	フォールディングテーブル	フォールディングテーブル YG-1845	15	
	スタッキングチェア	PS-10BK	120	
	スタッキングチェア用台車	PS-D25	3	
	ホワイトボード	PLUS JB-R360	2	
	脚立	ハイロ60012	2	
	踏み台	長谷川工業 SU-7	1	
電子機器	GPS	GarminGPSmap62SJ	1	
光学機器	プロジェクター	NEC V260W	1	
	移動式スクリーン	Grandview	1	
電気製品	電話	パナソニック	7	事務室、レクチャールーム、会議室内
	洗濯機	日立NW-6MY白い約束	1	
	冷蔵庫	モリタMR-D09BB	1	
	冷凍庫	日立RF-U11ZF	1	

作業用品	除雪機	ヤナセ	1
	ジグソー	日立CJ110MV	1
	ブロワ	日立RB40VA	1
貸出用品 等	ストック	LODESTONE	40
	スノーシュー（大人用）	ATLAS#1831781	40
	スノーシュー（子ども用）	ATLAS#1831800、ATLAS#1831801	40
	テント	Logos Qset Combi Tarp 300-K	2
	毛布	災害用備蓄毛布	10
	救護用装備	マット2、寝袋1、保温シート1	
	無線機	STANDARD VDX10	5
	車椅子	ヤガミYS-1KN	2
	担架	ヤガミMT-6	1
その他	文房具類	手提金庫1、コルクボード12、ブラックボード5、イーゼル5	
	清掃機材	高所窓拭きワイパー1	
	工具類	電動式インパクト2、鞘鉋3、鞘鉋左利き用1、手斧2、ラチェットレンチセット2、剪定	
	その他機材	台車2、道路コーン30、コーンパー10、座布団10	

(別添1)

## 那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画

(平成24年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書より該当箇所を抜粋)

希少種保全のため、調査区の位置情報等は開示しない。

~~~~~

### 今後のモニタリング計画

#### 1. これまでの成果と課題および今後のモニタリング調査の方向

本モニタリング計画(那須高原集団施設地区自然環境モニタリング計画)において、これまでに確認された成果と課題、およびこれらから考えられる、今後のモニタリングの継続実施、修正実施、新規追加等の方向について表-1-1に整理した。

今年度実施した調査項目は、植物4項目、動物8項目の計12項目である。新規調査項目としては、アニマルパスウェイを移動する動物を把握する「No.28 ヤマネ等の樹上性動物調査」、植生管理を行うことによる両生類の生息状況の変化を把握する「No.26 小群落環境管理地における両生類調査」、植生管理による環境の変化がチョウ類に与える影響を把握する「No.27 チョウ類ポイントセンサス調査」の3項目である。

今年度実施した調査結果から、特に見なおしの必要がある調査項目には「No.3 帰化植物等調査」が挙げられる。設定された調査ルートには、既存の林道や車道が含まれており、すでに多くの帰化植物が分布している。特に林道沿いや車道沿いの特定外来生物・要注意外来生物については、駆除が容易ではない種が含まれ、今後もモニタリング調査において駆除を継続していくか検討する必要がある。来年度から、林道沿いや車道沿い等の個体数が多い特定外来生物・要注意外来生物の駆除については、別途管理事業で実施することを検討する。ただし、車道沿いは、現状でも定期的な草刈りが実施されている。

「No.25 植生調査」の植生図作成については、上部・中部ゾーンの余笹川沿い等、未踏査区域が一部に残り、早期の追補が必要と考えられる。また植生図に図示できない小規模な群落についても、今後、調査することが望ましい。これについては、「No.2 特定植物群落」の調査項目で、林道、散策路等周辺の開けた場所や尾根筋など水辺以外の小群落の調査を実施することで対応していくことも考えられる。

「No.5 植生管区域内植生(1)」の平成23年度に植生管理が実施された森林管理体験エリアのミズナラ林においては、当初計画では植生管理後3年間は調査を継続することになっているが、この試験区は、草地化等の大きな改変ではなく、今後も変化が小さいと推測され、毎年調査を継続するか検討する必要がある。また、階層構造が発達した樹林では、夏季1回の調査で樹冠投影図を作成すると、高木層の枝葉が見えづらく誤差が大きくなるため、調査時期や回数を検討する必要がある。

動物において、「No.6 中・大型哺乳類調査」については、那須平成の森に設置されたセンサーカメラの中で、中・大型哺乳類が記録されなかったあるいは記録の少なかった地点が見られたため、センサーカメラの設置場所を再度検討する必要がある。来年度からは、春から初夏にかけての生息状況が調査されていないため、その時期の調査を実施することが望ましい。また、機材の故障で未撮影期間のある場所があるため、予備の機材を準備しておくことが望ましい。

「No.11 鳥類調査」においては、今年度、ふ化の確認された2箇所の営巣木のうち、1箇所で巣立ちが確認されなかった。巣立ちの可能性がある営巣木が複数ある場合、巣間で巣立ち時期が異なる可能性が生じ、7月に1回の調査では巣立ちを確認することが困難な場合があるため、7月の調査時期を2回にするなど、調査回数を見直す必要もあると考えられる。

専門家ヒアリング会合での追加項目としては、「No.29の哺乳類の夜間調査」がある。夜行性哺乳類の生息状況を把握するための夜間調査を実施することが必要と提案があった。

表 -1-1(1) 各調査のこれまでの成果と課題および今後の方向

1) 目的類型は、表 -4-1~3と対応する。

一般供用による利用者の侵入、工事による車両侵入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。

エリア内の環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化を把握すること。

中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や移入植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

\*2) 調査実施年度の記号凡例 : 実施、 : 部分的に実施。

| 調査の対象 | No.          | 調査方法 |           | 調査目的                                                                                                        | 目的<br>類型 <sup>1)</sup> | 調査間隔 | これまでの成果                         | 課題                                                                                                                                                                                                                                                              | 見直し等の方向                                                                                                                                                   | 調査実施年度 <sup>2)</sup>                                                                                                                                                                                             |     |     |     |     |  |
|-------|--------------|------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
|       |              |      |           |                                                                                                             |                        |      |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           | 開園前                                                                                                                                                                                                              |     | 開園後 |     |     |  |
|       |              |      |           |                                                                                                             |                        |      |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           | H21                                                                                                                                                                                                              | H22 | H23 | H24 | H25 |  |
| 植物    | 植物相          | 1    | ルートセンサス法  | 維管束植物の草本類及び木本類を対象に、年3回実施する。                                                                                 |                        |      | 10年ごと                           | [H21]<br>上部ゾーン37科117種、中部ゾーン47科144種、下部ゾーン1で51科178種、下部ゾーン2で32科80種が確認された(全体で69科276種)。<br>[H23]<br>中部ゾーンで64科205種が確認された。                                                                                                                                             | ルートセンサス以外に微地形や植生等の異なる様々な環境を網羅するような踏査ルートを加え、植物相を十分に把握すること。                                                                                                 | 基本的には継続し、ルートセンサスに加え、現地の微地形や植生などの様々な環境を網羅するための踏査も行う。                                                                                                                                                              |     |     |     |     |  |
|       | 帰化植物等        | 3    | ルートセンサス法  | 外来植物等を対象に、(当初:年2回見直し後:年3回)実施する。道路や新設歩道沿いを重点的に調査し、特定外来種など侵略性の高い種は駆除対象種として見つけ次第、記録し除去する。                      |                        |      | 開園後3年<br>まで毎年、<br>その後5年<br>ごと   | [H21]<br>6科21種の帰化植物が確認され、位置情報が得られた。<br>[H23]<br>帰化植物確認種数は25種に増加し、帰化率は12.2%に上昇した。<br>[H24]<br>全体で41種の帰化植物が確認され、確認位置情報が得られた。大部分は車道沿い、林道、園地周辺で確認され、散策路での確認は少なかった。<br>確認された特定外来生物1種と要注意外来生物16種の駆除が実施された。文献をもとに帰化植物以外の雑草類88種が選定され、このうち29種が確認された。                     | モニタリングを継続し、推移を調査していく必要がある。駆除対象種以外でも開園後に新たに出現した種については、増減を把握し、駆除対象とするか検討する。<br>林道沿い・車道沿いの特定外来生物・要注意外来生物については、駆除が容易ではない種が含まれ、今後もモニタリング調査業務で継続していくか検討する必要がある。 | 基本的にはモニタリング調査は継続し、外来種や雑草類の今後の生育状況を予測する。林道沿い・車道沿い等の個体数が多い特定外来生物・要注意外来生物の駆除については、別途管理事業で実施することを検討(現状でも道路沿いは定期的な草刈りが実施されている)。園地周辺において、新規に確認された種については、調査の都度、環境省と協議し駆除を行うか検討する。<br>車道沿いのモニタリング調査については、将来的にも実施するか検討する。 |     |     |     |     |  |
|       | 植生           | 25   | 植物社会学的な方法 | 植生調査を行い、組成表を作成し、群落区分を行う。植生図を作成する。                                                                           |                        |      | 10年ごと                           | [H24]<br>対象地全域の植生は優占種と種組成に基づき区分され、自然植生のブナ群落、クマシデ - ミズメ群落(アブラツツジ下位単位、サワシバ下位単位)、ケヤキ群落、サワグルミ群落、クサギ群落、フサザクラ群落、オノエナギ群落、噴気孔荒原植物群落、代償植生のダケカンバ群落、ミズナラ群落、ミズナラ - コナラ群落、コナラ群落、リウツギ - ミヤマヤシャブシ群落、チシマザサ群落が識別され、これらの分布状況は現存植生図に示された。各群落の群落組成表が作成され、群落内の下位単位や植分群を特徴づける種群が示された。 | 植生図に図示できない小規模な群落の植生調査、および未踏査区域の早期の追補。(本年度は谷沿いの植生を詳細に把握することに第一の重点をおいたため、実際に足を運ぶことができなかった場所もあり、また植物社会学的植生調査地点数が必ずしも十分でない群落も存在するため。)                         | 上部・中部ゾーンの余笹川沿い等、未踏査区域の早期の追補。<br>小規模な群落については、No.2特定植物群落で対応する。                                                                                                                                                     |     |     |     |     |  |
|       | 特定植物群落       | 2    | 全域踏査      | ルートセンサス法による調査以外のルート調査。維管束植物の草本類及び木本類を対象に(当初:年2回見直し後:年3回)実施する。                                               |                        |      | 10年ごと                           | [H22]<br>中部ゾーン、下部ゾーン1、下部ゾーン2の踏査により、水辺の小群落236地点において、開園前の出現種等を記録した。                                                                                                                                                                                               | 尾根筋などの、水辺以外の場所の小群落調査の実施。<br>調査回数を、春・夏・秋の年3回とすること。                                                                                                         | 調査回数を年3回とし、林道、散策路等周辺の開けた場所や尾根筋など水辺以外の小群落の調査を検討する。<br>管理を実施する場所については別途調査区を設置し(No.23)、その他の場所については、当初計画の間隔でモニタリングを行う。                                                                                               |     |     |     |     |  |
|       | 森林植生         | 4    | 定点        | 50×50mのコドラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査、毎木調査を年1回実施する。併せて照度、土壌硬度も計測する。                                        |                        |      | 10年ごと                           | [H22]<br>クマシデ - リョウブ林(中部ゾーン)、ミズナラ林(下部ゾーン1上部)、コナラ - ミズナラ林(下部ゾーン1中部)、コナラ林(下部ゾーン2下部)、溪畔林(下部ゾーン1中部)の5地点(全て面積2500㎡)の方形区を設置し、開園前の森林の種組成と構造、および土壌硬度に関するデータを取得した。                                                                                                       | 以後、自然遷移の変化をモニタリングを目的とすること。(試験区は植生管理を行わない場所に設置されたため)                                                                                                       | -                                                                                                                                                                                                                |     |     |     |     |  |
|       | 植生管理区域内植生(1) | 5    | 定点        | 10×10mのコドラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査を年3回、毎木調査を年1回実施する。併せて照度、土壌硬度も計測する。                                    |                        |      | 5年ごと                            | [H22]<br>園地のミズナラ林、森林管理体験エリアのミズナラ林、自然林維持エリアのミズナラ林の3地点(全て中部ゾーン、面積100㎡)の方形区を設置し、開園前の森林の種組成と構造、および土壌硬度と光環境に関するデータを取得した。                                                                                                                                             |                                                                                                                                                           | -                                                                                                                                                                                                                |     |     |     |     |  |
|       | 植生管理区域内植生(2) | 21   | 定点        | 間伐による疎生林の育成や萌芽更新による植生の変化を把握するための定点調査を行う。50×50mのコドラート内で維管束植物の草本類及び木本類を対象とした植生調査、毎木調査を年1回実施し、併せて照度、土壌硬度も計測する。 |                        |      | 管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討 | [H23]<br>ミズナラ林、リョウブ林(いずれも中部ゾーン、面積各900㎡)、コナラ林(下部ゾーン2、面積2500㎡)の3地点の方形区が設置された。開園1年目、植生管理前の森林の種組成と構造、および土壌硬度と光環境に関するデータを取得した。<br>[H24]<br>植生管理が実施された森林管理体験エリアのミズナラ林(900㎡)において、森林の種組成と構造、および土壌硬度と光環境に関するデータを取得した。                                                    | 昨年度に植生管理を実施したミズナラ林は、草地化等の大きな改変ではなかったため、変化は小さかった。毎年実施する必要性は小さく、樹冠がうっ閉すると予想される数年後に再度調査を行うことが望ましい。<br>階層構造が発達した樹林では、夏季に樹冠投影図を作成すると、高木層の枝葉が見えづらく、誤差が大きい。      | ミズナラ林は来年度の調査は実施せず、数年後に実施するか検討する。<br>今後、植生管理予定のコナラ林の調査を実施する。                                                                                                                                                      |     |     |     |     |  |



表 -1-1(2) 各調査のこれまでの成果と課題および今後の方向

- 1) 目的類型は、表 -4-1~3と対応する。  
 一般供用による利用者の侵入、工事による車両侵入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。  
 エリア内の環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化を把握すること。  
 中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や移入植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

\*2) 調査実施年度の記号凡例 :実施、 :部分的に実施。

| 調査の対象 | No.          | 調査方法 |          | 調査目的                                                                                                     | 目的<br>類型 <sup>*1</sup>                                                                 | 調査間隔                            | これまでの成果                                                                                                                                                                                                                       | 課題                                                                                                                                                                            | 見直し等の方向                                                                                                                                                  | 調査実施年度 <sup>*2</sup> |     |     |     |     |
|-------|--------------|------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|
|       |              |      |          |                                                                                                          |                                                                                        |                                 |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                          | 開園前                  |     | 開園後 |     |     |
|       |              |      |          |                                                                                                          |                                                                                        |                                 |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                          | H21                  | H22 | H23 | H24 | H25 |
| 植物    | 小群落環境<br>管理地 | 23   | 定点       | 管理を行う小群落について、管理前に植生調査を行う。管理後3年間は、調査を継続し、植生の変化をモニタリングする。モニタリング結果によって、管理方法を検討する。                           | 植生管理を行う小規模群落において、管理前と管理後の植生調査を行い、管理による植生の変化を把握し、管理の効果を評価し、以後の管理計画にフィードバックする。           | 管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討 | [H23]<br>中部ゾーンの水辺群落(森林)3カ所において、60㎡、255㎡、900㎡の方形区を設置し、開園1年目、植生管理前の森林の種組成と構造、および土壌硬度と光環境に関するデータを取得した。                                                                                                                           | 植生管理実施後しばらくの間、毎年調査を実施すること。                                                                                                                                                    | 植生管理実施後しばらくは毎年調査を実施する。                                                                                                                                   |                      |     |     |     |     |
|       | 巨樹・巨木        | 20   | 全域踏査     | 巨樹・巨木について、位置を記録し、樹種・樹高・胸高直径等を計測する。未調査の範囲において適宜追加調査を行う。また、倒木や間伐などで年輪を調べられる機会があるときは、年輪と胸高直径等を計測する。         | 今後の環境管理計画への反映や、自然観察プログラムでの活用のための重要な基礎情報として、巨樹・巨木の現況の生育状況を把握する。                         | 開園前に1回、開園後はプログラム等に合わせ適宜追補。      | [H22]<br>中部ゾーン、下部ゾーン1、下部ゾーン2の踏査により、合計8科11種74個体の巨樹・巨木を記録した。                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                               | プログラムでの一般参加者やボランティアでの実施も検討。                                                                                                                              |                      |     |     |     |     |
|       | 樹齢           | 22   | 定点       | H22年度に調査を行った定点調査地点において、生長錐による樹齢調査を検討する。1回実施する。また、倒木や間伐などで年輪を調べられる機会があるときは、年輪と胸高直径等を計測する。                 | 対象地の森林植生の履歴を明らかにするための基礎情報を得る。                                                          | 管理区の伐採にあわせて実施                   | [H24]<br>H23年度冬季に伐採された樹木23個体の年輪解析から、樹齢84~96年(11個体)、70~77年(10個体)、52~64年(7個体)の3グループに分かれることが示され、また伐採個体の胸高周囲と年輪数の関係が示された。                                                                                                         | 成長錐による調査は、髓を得ることが難しく、実際の樹齢よりも低い値となるが、伐採木の切株の年輪の成長過程から樹齢推定を行うことも検討。<br>樹木の成長過程を調べるために、一定間隔で採取した円盤について、断面ごとの年輪を読み取り樹幹解析を行うことを追加。                                                | 植生管理等で伐採を行う際には樹齢を記録する。<br>今後、管理が予定されるコナラ林において、切株の年輪調査、生長錐調査を実施する。また、伐採時に採取した円盤について、断面ごとの年輪を読み取り、樹幹解析を行う。                                                 |                      |     |     |     |     |
|       | ギャップ         | 24   | 定点       | 中部ゾーンのギャップにおいて、毎木調査(樹種、周囲、高さ等)、植生調査を実施し、ギャップからの樹木の更新過程をモニタリングしていく。植生調査は、年3回、毎木調査は年1回行う。                  | 対象地の生物多様性の理解や森林の植生管理計画に必要な森林動態に関する具体的な情報を得るため、対象地の森林内に自然状態で発生した林冠ギャップからの森林の更新過程を把握する。  | 当初4年間は隔年、以後5年                   | [H22]<br>扇状地斜面上の3m×10m~10m×15mの林冠ギャップ21地点(クマシデ・リュウブ林内2地点、ミズナラ林内19地点)から、位置およびギャップ内とギャップ周辺の出現種のデータを取得した。                                                                                                                        |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                          |                      |     |     |     |     |
| 動物    | 中・大型哺乳類      | 6    | センサーカメラ  | センサーカメラを定点に設置し、通年自動撮影を行う。                                                                                | 利用者の増加や管理上の環境変化(一般開放に伴う樹木伐採等)が中・大型哺乳類に与える長期的な影響を把握する。また、当該地域への侵入が報告されているシカやイノシシ等を監視する。 | 毎年                              | [H21]<br>合計3目7科11種の哺乳類が確認された。<br>[H24]<br>14地点中8箇所中で中・大型哺乳類の記録が得られ、合計3目6科7種の哺乳類(ノウサギ、ツキノワグマ、タヌキ、ホンダキツネ、アナグマ、ノネコ、イノシシ、ニホンジカ)が確認された。<br>ホンダキツネ、ツキノワグマ、ニホンジカは上部ゾーンから下部ゾーンまで広い範囲で確認され、イノシシは下部ゾーン1・2で確認された。外来種ノネコが中部から下部ゾーンで確認された。 | 那須平成の森に設置されたセンサーカメラの中で、中・大型哺乳類が記録されなかったあるいは記録の少なかった地点が見られた。<br>春から初夏にかけての生息状況が調査されていない。                                                                                       | センサーカメラ設置場所の検討。<br>調査されていない時期を含め、1月から12月にかけて通年調査の実施。<br>ノネコの今後の動向に留意。                                                                                    |                      |     |     |     |     |
|       | 哺乳類          | 7    | ラインセンサー法 | ルートを設定し、哺乳類を対象に、目視、フィールドサインにより年2回(初夏、冬)実施する。                                                             | 利用者の増加や管理上の環境変化(一般開放に伴う樹木伐採等)が哺乳類に与える長期的な影響をフィールドサインを指標として把握する。                        | 5年ごと                            | [H21]<br>合計4目6科7種の哺乳類が確認された(上部ゾーン3種、中部ゾーン4種、下部ゾーン1で3種、下部ゾーン2で5種、近隣地で1種)。                                                                                                                                                      | 整備の確定に伴い、中部ゾーンのセンサールートを見直すこと。<br>整備直後の状況把握のための調査の実施。(本手法のみによる十分な影響把握は難しいため、センサーカメラによる調査の補足調査として考える)<br>シカ・イノシシの広域情報のチェック。<br>(H23センサーカメラ調査においてシカが確認され、以後植生に被害が生じる可能性が考えられるため) | 中部ゾーンのルートを修正し、開園後3年程度の間実施する。<br>より詳しい生息状況把握を目的にシカを主な対象としたフィールドサイン調査(被害状況パトロール兼、四季)実施を検討する。<br>業務で調査する年以外は、運営スタッフや環境省職員が巡視・点検時に気づいたフィールドサイン・箇所・植生被害を記録する。 |                      |     |     |     |     |
|       | 哺乳類          | 29   | 夜間調査     | 日没後、歩道や車道を中心に踏査し、目視や鳴き声で確認された哺乳類の種類及び位置を記録する。コウモリ類については、バットデテクター等を用いて生息の確認を行う。春季から秋季にかけて、月1回の頻度で調査を実施する。 | 那須平成の森では、コウモリ類等の夜行性哺乳類の生息状況について調査されていない。そこでこれらの夜行性哺乳類の生息状況を把握するための夜間調査を実施する。           | 5年ごと                            | -                                                                                                                                                                                                                             | バットデテクターでは種が同定できない場合もあり、かすみ網による捕獲調査が必要。                                                                                                                                       |                                                                                                                                                          |                      |     |     |     |     |

表 -1-1(3) 各調査のこれまでの成果と課題および今後の方向

1) 目的類型は、表 -4-1~3と対応する。

一般供用による利用者の侵入、工事による車両侵入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。

エリア内の環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化を把握すること。

中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や移入植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

\*2) 調査実施年度の記号凡例 : 実施、 : 部分的に実施。

| 調査の対象 | No.        | 調査方法                                                                  | 調査目的                                                            | 目的類型 <sup>1)</sup>                                                                                                                                                  |  | 調査間隔 | これまでの成果                                                 | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 見直し等の方向                                                                                                         | 調査実施年度 <sup>2)</sup>                                                                                                                                                        |     |     |     |     |  |
|-------|------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
|       |            |                                                                       |                                                                 |                                                                                                                                                                     |  |      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                 | 開園前                                                                                                                                                                         |     | 開園後 |     |     |  |
|       |            |                                                                       |                                                                 |                                                                                                                                                                     |  |      |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                 | H21                                                                                                                                                                         | H22 | H23 | H24 | H25 |  |
| 動物    | ヤマネ        | 8                                                                     | 巣箱<br>鳥用巣箱を林内に設置し、年4回巡回確認する。                                    | 利用者の増加や管理上の環境変化(一般開放に伴う樹木伐採等)が、天然林の大径木に依存して生息するヤマネに与える中長期的な影響を把握する。                                                                                                 |  |      | (当初)2年ごと<br>(計画変更)5年ごと                                  | [H21]<br>7個体(成獣4個体、幼獣3個体)による巣箱の利用が確認された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 屋外用巣箱の再設置。(ケージ用の巣箱に水抜き用の穴が無く水が溜まり、底板が朽ちたり巣箱ごと落下したものがみられたため)<br>植生遷移を長期で見ることや利用エリアからの影響拡大も。                      | 調査実施時に屋外用の巣箱を再設置する。<br>H22にできれば隔年との意見もあったが、他の調査項目が多いため、5年ごと程度に見直す。                                                                                                          |     |     |     |     |  |
|       | ヤマネ等の樹上性動物 | 28                                                                    | ビデオ<br>アニマルパスウェイにビデオを設置し、通年自動録画を行う                              | 那須平成の森は、県道那須甲子線により、中部ゾーン-下部ゾーン1間で樹林が分断されている。ヤマネ等の樹上性動物の保護のため、平成23年にアニマルパスウェイが設置され、移動する動物を監視するためのモニタリングシステムが整備された。このモニタリングシステムを用いて、ヤマネ等の樹上性動物によるアニマルパスウェイの利用状況を把握する。 |  |      | 毎年                                                      | [H24]<br>哺乳類ではニホンモモンガ、ヒメネズミ及びヤマネの3種、鳥類ではフクロウ及びゴジュウカラの2種が確認された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 今年度は機材故障により、春から初夏にかけての利用状況が調査されていない。                                                                            | アニマルパスウェイ調査を環境省で毎年実施する。<br>調査されていない時期を含め、1月から12月にかけて通年調査の実施。                                                                                                                |     |     |     |     |  |
|       | ネズミ類       | 9                                                                     | シャーマントラップ<br>No.4と同じコドラート内に20個のシャーマントラップを設置し、地上性小型哺乳類を対象に実施する。  | 利用者の増加や管理上の環境変化(一般開放に伴う樹木伐採等)が、地中にトンネルを作って営巣し、植物の果実や昆虫類などを餌とし、中型哺乳類等の重要な餌でもあるネズミ類等の地上性小型哺乳類に与える中長期的な影響を把握する。                                                        |  |      | (当初)H24年度まで毎年、その後調査結果により検討<br>(計画変更)5年ごと                | [H22]<br>5カ所の森林調査区での8月と10月の調査によって、アカネズミ、ヒメネズミ、ハタネズミ、スミスネズミ、ヒミズの5種が確認され、各調査区(2500㎡)あたりの個体数が推定された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 植生管理の影響を見るため新たに設置する管理試験区(50×50m)での調査の追加。(現状の調査区では、自然遷移の影響による変化は把握できるが、利用の影響は把握するのが難しいため)                        | H22~24は毎年調査を実施する計画であったが、当調査では利用の影響を把握するのが難しいため、5年ごと程度に見直し、実施時はシャーマントラップは25個で実施する。<br>植生管理の影響を見るため新たに設置する管理試験区(50×50m)で調査を追加する。                                              |     |     |     |     |  |
|       | 鳥類         | 10                                                                    | ラインセンサス法<br>ルートを設定し、出現した鳥類を対象に(当初:年2回 見直し後:年3回)実施する。            | 一般開放に伴う人の立ち入り等の利用が鳥類に与える短期的な影響、及び環境管理や森林遷移による中長期的な影響を把握する。                                                                                                          |  |      | 開園後4年間隔、以後5年ごと                                          | [H21]<br>全体で9目25科57種の鳥類が確認された。<br>[H23]<br>全体で10目30科62種の鳥類が確認された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 整備の確定に伴い、中部ゾーンのセンサスルートを見直すこと。<br>繁殖個体の変動をモニタリングし、利用による影響がある場所と影響の無い場所の比較等を行うこと。(年2回の調査では、利用の影響を十分に把握することは難しいため) | 中部ゾーンのルートを修正する。<br>繁殖期に、繁殖個体の確認を行う調査1回を追加する。                                                                                                                                |     |     |     |     |  |
|       | 鳥類         | 11                                                                    | スポットセンサス法<br>定点を設定し、出現した鳥類を対象に年2回実施する。                          | 鳥類ラインセンサス調査(No.11)の補足調査として、中部ゾーンの利用者が多いと考えられる場所および川沿いについて、利用者の増加や管理上の環境変化による長期・短期的な影響を把握する。                                                                         |  |      | 開園後4年間隔、以後5年ごと                                          | [H22]<br>下部ゾーン1でノスリの繁殖が確認された。<br>[H23]<br>ラインセンサスとスポットセンサスの結果から、ライン、スポットおよび全域の繁殖期と越冬期の優占種が示され、開園前後の鳥類群集は大きく変動したとはいえない一応の解析結果が得られた。<br>[H24]<br>既往の営巣木・古巣木5箇所のうち、中部ゾーンに位置する2カ所(No.1・3)と下部ゾーン2に位置する1カ所(No.4)、対象地周辺の1カ所(No.5)の合計4箇所で、ノスリの繁殖による利用が認められた。<br>これまでの繁殖つがい数についての整理から、昨年はNo.4とNo.5の2つがいで巣立ちが確認され、対象地及び周辺において、毎年1つがいは繁殖に成功していることが示された。<br>No.4、No.5は昨年に続き、2年続けて利用され、No.1は平成22年に利用された後、隔年で再利用されており、対象地において既往の営巣木が再利用される傾向が認められた。 | ふ化の確認された2箇所の営巣木のうち、1箇所での巣立ちが確認されなかった。巣立ちの可能性のある営巣木が複数ある場合、巣間で巣立ち時期が異なる可能性が生じ、7月に1回の調査では巣立ちまで確認できない場合がある。        | 感度の高い種を「特定種」とし、きめ細かく毎年調査を行う。特に営巣状況については経年的なデータを蓄積し、調査結果によりガイドウォークルートの変更等を検討する。<br>調査は年4回とする(巣立ち確認を7月に2回実施)。<br>4月(繁殖初期):ガイドウォークルートの検討。5~6月(育雛期):繁殖の有無の把握。7月(繁殖後期):巣立ち状況の把握。 |     |     |     |     |  |
| 爬虫類   | 12         | ラインセンサス法<br>ルートを設定し、出現した爬虫類を対象に年4回(5月下旬頃に2回、9月下旬~10月上旬頃に2回)、晴天時に実施する。 | 利用者の増加や管理上の環境変化(一般開放に伴う樹木伐採等)が生態系の中~上位に位置する爬虫類に与える中長期的な影響を把握する。 |                                                                                                                                                                     |  | 5年ごと | [H21]<br>1目3科4種の爬虫類(アオダイショウ、ジムグリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ)が確認された。 | 整備の確定に伴い、中部ゾーンのセンサスルートを見直すこと。(開園後の影響を見るため、平成24年度に行うことが望ましい。ただし、この手法では変動が大きく、労力が大きい割に成果が少ない)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 中部ゾーンのルートを修正する。<br>調査年を検討する。                                                                                    |                                                                                                                                                                             |     |     |     |     |  |

表 -1-1(4) 各調査のこれまでの成果と課題および今後の方向

- 1) 目的類型は、表 -4-1~3と対応する。  
 一般供用による利用者の侵入、工事による車両侵入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。  
 エリア内の環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化を把握すること。  
 中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や移入植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

\*2) 調査実施年度の記号凡例 :実施、 :部分的に実施。

| 調査の対象 | No.             | 調査方法 |          | 調査目的                                                                   | 目的<br>類型 <sup>1)</sup> | 調査間隔 | これまでの成果                         | 課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 見直し等の方向                                                             | 調査実施年度 <sup>2)</sup>                                                                                                |     |     |     |     |  |  |  |  |  |
|-------|-----------------|------|----------|------------------------------------------------------------------------|------------------------|------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|
|       |                 |      |          |                                                                        |                        |      |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     | 開園前                                                                                                                 |     | 開園後 |     |     |  |  |  |  |  |
|       |                 |      |          |                                                                        |                        |      |                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     | H21                                                                                                                 | H22 | H23 | H24 | H25 |  |  |  |  |  |
| 動物    | カエル類            | 13   | ラインセンサス法 | ルートを設定し、出現したカエル類を対象に年1回(7月下旬頃)、雨天時に実施する。                               |                        |      | 5年ごと                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                     |                                                                                                                     |     |     |     |     |  |  |  |  |  |
|       | カエル類の卵塊         | 14   | 定点       | 繁殖適地となる湿地において、カエル類の卵塊を対象に4月下旬~5月中旬頃に週1回の調査を4回、H22~24年までは毎年、以後5年ごとに実施。  |                        |      | H24年度まで毎年、その後5年ごと               | [H22]<br>水場調査によって41カ所の水場の位置情報が得られた。<br>[H23]<br>産卵場所・卵塊について、のべ10カ所から位置情報が得られた。<br>両生類の確認地点のうちの数カ所で、水温データが得られ、両生類の生息と水温との関係が把握された。<br>[H24]<br>卵塊について、アズマヒキガエル4カ所、タゴガエル5カ所、ヤマアカガエル8カ所、モリアオガエル4カ所が確認され、位置情報が得られた。ツチガエル以外の種では、幼生が確認された。<br>タゴガエルについて、鳴き声の確認された57地点で確認された環境を分類した結果、岩や礫のすき間、落葉や枝の堆積のすき間のタイプが多く、水路壁下部の隙間、地下水のしみ出しのタイプは少ないことが示された。<br>両生類の多くの確認地点から水温データが得られ、ヤマアカガエルの繁殖と水温との関係が考察された。<br>平均的な水温(12.4 )の地点よりも、水温の高い地点(28 )で、ヤマアカガエルの幼生が、より早い時期に確認されたことから、水温の高い地点では繁殖活動開始時期が早期化した可能性が示唆された。<br>同様に、カジカガエルも水温の高い地点での活動が早かった可能性が考えられた。 | カエル類は繁殖時期が短いため、予定された調査日程では、全域を調査するに至らなかった。                          | 平成22年から今年度までの3年間で、生息が確認されたカエル類は7種で、その後の増加は認められない。そこで今後の調査は、これらのカエルを対象に、また今までのデータを活用しつつ、一定の間隔をあけて実施することが可能であると考えられる。 |     |     |     |     |  |  |  |  |  |
|       | 小群落環境管理地における両生類 | 26   | 定点       | 両生類の繁殖環境に配慮した植生管理の実施が予定されている方形区(水辺群落、及び の3箇所)内で確認された両生類の種類、個体数及び位置を記録。 |                        |      | 管理前に1回、管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討 | [H24]<br>管理前の水辺群落調査区内において両生類の生息状況が確認された。いずれも5~8月のうち5月のみ確認された。<br>水辺群落 でアズマヒキガエル、ヤマアカガエル(+卵塊)が、水辺群落 でタゴガエル(+卵塊)が、水辺群落 でアズマヒキガエル(+卵塊+幼生)、ヤマアカガエル(+卵塊)が確認された。<br>5月~8月にかけて7回にわたり、水辺群落調査区内の水流の水温、および水流による土砂の流入、堆積状況が記録された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 水辺群落の植生管理が今年度実施されなかったため、水辺群落整備後の生息状況は調査されなかった。                      | 水辺群落の植生管理が施工された次の繁殖期に、両生類の生息状況についてモニタリングを実施する。                                                                      |     |     |     |     |  |  |  |  |  |
|       | サンショウウオ類の幼生     | 15   | 定点       | 主要河川、支流に定点を設置し、サンショウウオ類の幼生を対象に(当初:年1回(8月頃) 見直し後:年5回(5月~8月))実施する。       |                        |      | H24年度まで毎年、その後5年ごと               | [H22]<br>対象地内の沢11カ所での調査の結果、2種のサンショウウオ類が確認された。<br>[H23]<br>2科3種のサンショウウオ類が確認され、確認位置情報が得られた。<br>両生類の確認地点のうちの数カ所で、水温データが得られ、両生類の生息と水温との関係が考察された。<br>[H24]<br>1科2種のサンショウウオ類(トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ)が確認され、確認位置情報が得られた。<br>ハコネサンショウウオは中部ゾーンおよび下部ゾーン1の対象地北側境界を流れる溪流と余笹川の7カ所で幼生が確認され(7・8月)、トウホクサンショウウオは上部ゾーンの白戸川水系支流2カ所で卵嚢が確認された(5月)。サンショウウオ類の生息に対する開園による大きな影響はなかったと推察された。<br>サンショウウオ類はすべて水温が10 未満~20 以下の区間で確認され、サンショウウオ類は、温水等の流入による水温上昇の影響がみられない場所に生息していることが示された。                                                                                   | トウホクサンショウウオについては産卵場所が確認されたが、ハコネサンショウウオについては幼生は確認されたが、産卵場所は確認されなかった。 | ハコネサンショウウオは、地上からは認めにくい岩隙や岩石の裏側などに産卵するため、当面はふ化直後の幼生の生息状況を調査することで、産卵場所と推定する方法で代用する。                                   |     |     |     |     |  |  |  |  |  |

表 -1-1(5) 各調査のこれまでの成果と課題および今後の方向

- 1) 目的類型は、表 -4-1~3と対応する。  
 一般供用による利用者の侵入、工事による車両侵入や資材搬入等による自然環境の変化を把握すること。  
 エリア内の環境管理(下草刈り、間伐等)による自然環境の変化を把握すること。  
 中長期的な森林の遷移や環境変化、大型哺乳類(イノシシ、シカ)や移入植物の侵入による自然環境の変化を把握すること。

\*2) 調査実施年度の記号凡例 :実施、 :部分的に実施。

| 調査の対象 | No.  | 調査方法 | 調査目的     | 目的類型 <sup>1)</sup>                                                                                                                                                  |  | 調査間隔 | これまでの成果                                  | 課題                                                                                                                                                                                                                                                      | 見直し等の方向                                                                                | 調査実施年度 <sup>2)</sup>                                                                                                                  |     |     |     |     |  |
|-------|------|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|--|
|       |      |      |          |                                                                                                                                                                     |  |      |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                        | 開園前                                                                                                                                   |     | 開園後 |     |     |  |
|       |      |      |          |                                                                                                                                                                     |  |      |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                        | H21                                                                                                                                   | H22 | H23 | H24 | H25 |  |
| 動物    | 魚類   | 16   | 定点       | 主要河川、支流に定点を設置し、タモ網、サデ網、投網によって魚類を対象に春、秋の2回実施する。同時に捕獲された水生生物も記録対象とする。調査は水環境調査と同じ箇所で行う。                                                                                |  |      | (当初)開園後4年間は隔年、以後5年ごと<br>(計画変更)5年ごと       | [H21]<br>12目22科34種の水生生物が確認された。                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                        | 開園当初は隔年調査の計画であったが、水環境が変化する要素は小さいため、5年ごと程度とする。水環境調査と同時に実施する。                                                                           |     |     |     |     |  |
|       | チョウ類 | 17   | ルートセンサス法 | ルートを設定し、チョウ類を対象に、年6回(春3回、夏3回)実施する。調査時期は、年度によって日が大きくずれないように注意し、初年度の調査とほぼ同時期に行う。調査の実施に際しては天候にも留意する。                                                                   |  |      | (当初)H24年度まで毎年、その後5年ごと<br>(計画変更)5年ごと      | [H22]<br>年3回の調査から、上部ゾーン33種、中部ゾーン30種、下部ゾーン1で19種、合計8科43種のチョウ類が確認された。                                                                                                                                                                                      | 整備の確定に伴い、中部ゾーンのセンサスルートを見直すこと。定点調査の実施。(植生管理の影響を把握するため)気象条件の考慮。(調査結果が微妙な気象条件に大きく左右されるため) | H22~24は毎年の計画だったが、他の調査項目が多いため、5年ごと程度に。実施の際は中部ゾーンのルートを修正。また園路沿いやギャップの創出など植生管理を実施する所で定点を設定し、スポットセンサスにより蜜源植物と訪花するチョウ類を把握する調査を検討する(No.26)。 |     |     |     |     |  |
|       | チョウ類 | 27   | ポイントセンサス | 樹木伐採や林床管理が実施された調査区、及びこれらの調査区に類似した環境で植生管理が行われていない箇所(未間伐のミズナラ林等、対照区)において、訪花昆虫類であるチョウ類のポイントセンサスを実施し、確認されたチョウ類の種類、個体数及び訪花した植物の種類を記録し、チョウ類相について検討を行う。調査の実施に際しては天候にも留意する。 |  |      | 植生管理後3年間は毎年、その後は調査結果をもとに検討               | [H24]<br>ミズナラ林伐採区の伐採1年目のチョウ類出現状況が確認された。ポイントセンサスの結果、6月に2科3種(ミヤマセセリ、コチャバナセセリ、クロヒカゲ)、7月に2科2種(ミドリヒョウモン、ヒカゲチョウ、sp.除く)が確認された。6月、7月ともに伐採区で種数、個体数が多く確認され、ミヤマセセリ、ミドリヒョウモン、クロヒカゲ、ヒカゲチョウは伐採区のみで確認され、コチャバナセセリは伐採区と対照区に共通して確認された。確認されたチョウ類は、多くが間伐により生じたギャップ周辺で確認された。 | 間伐1年後においては、林床に花植物の開花はほとんど認められず、チョウ類の訪花について確認されなかった。                                    | ミズナラ林はNo.21植生管理区域内植生(2)の調査に合わせて実施する。H24冬に管理が実施されるコナラ林の調査を実施する。                                                                        |     |     |     |     |  |
|       | 昆虫類  | 18   | ライトトラップ  | 定点を設置し、昆虫を対象に、年2回実施する。多種多様な昆虫類が確認できるが、種の同定が非常に困難になる。調査時期は、年度によって日が大きくずれないように注意し、初年度の調査とほぼ同時期に行う。調査の実施に際しては天候にも留意する。                                                 |  |      | (当初)10年ごと<br>(計画変更)開園後2~3年間は毎年           | [H24]<br>中部ゾーン駐車場の外灯3地点でのライトトラップ法により、全体で10目39科89種347個体が確認された。フィールドセンターに外灯はなく、室内灯の明かりは弱く、昆虫類は確認されなかった。フォールドセンター付近の駐車場で確認された昆虫類では、カメムシ目、コウチュウ目、チョウ目が優占し、特にガ類やコガネムシ類など走光性の強い昆虫類は個体数も多く確認された。駐車場の外灯による昆虫類への直接的な影響は確認されなかった。                                 | フィールドセンター周辺には夜間照明施設が少なく、また誘引性の低いLED照明が使用されているため、フィールドセンター周辺の照明施設に誘引される昆虫類は少なかった。       | 今後、フィールドセンター周辺の夜間照明等が変更され、光条件等に変化が見られた場合には、昆虫類に及ぼされる影響についてモニタリングが必要。                                                                  |     |     |     |     |  |
| 環境    | 水環境  | 19   | 定点       | 定点を設定し、pH、DO、SS、BOD、大腸菌群数、流量を年4回実施する。調査は魚類調査と同じ箇所で行う。                                                                                                               |  |      | (当初)H24年度まで毎年、その後調査結果により検討<br>(計画変更)5年ごと | [H22]<br>白戸川2地点および倉笹川3地点における観測結果から、水温、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-Pの月ごと(5~12月)のデータが得られた。                                                                                                                                                                        | 調査結果に基づく調査項目、回数についての見直し。                                                               | H22~24は毎年調査の計画であったが、他の調査項目が多いため、5年ごと程度とする。魚類調査と定点が同じであるため、同時に実施する。                                                                    |     |     |     |     |  |

(別添2)

### 植生管理実施計画

(平成23年度那須平成の森生物多様性モニタリング等業務報告書より該当箇所を抜粋)  
植生管理区のうち、「コナラ林」以外はふれあいの森内に位置している。

~~~~~

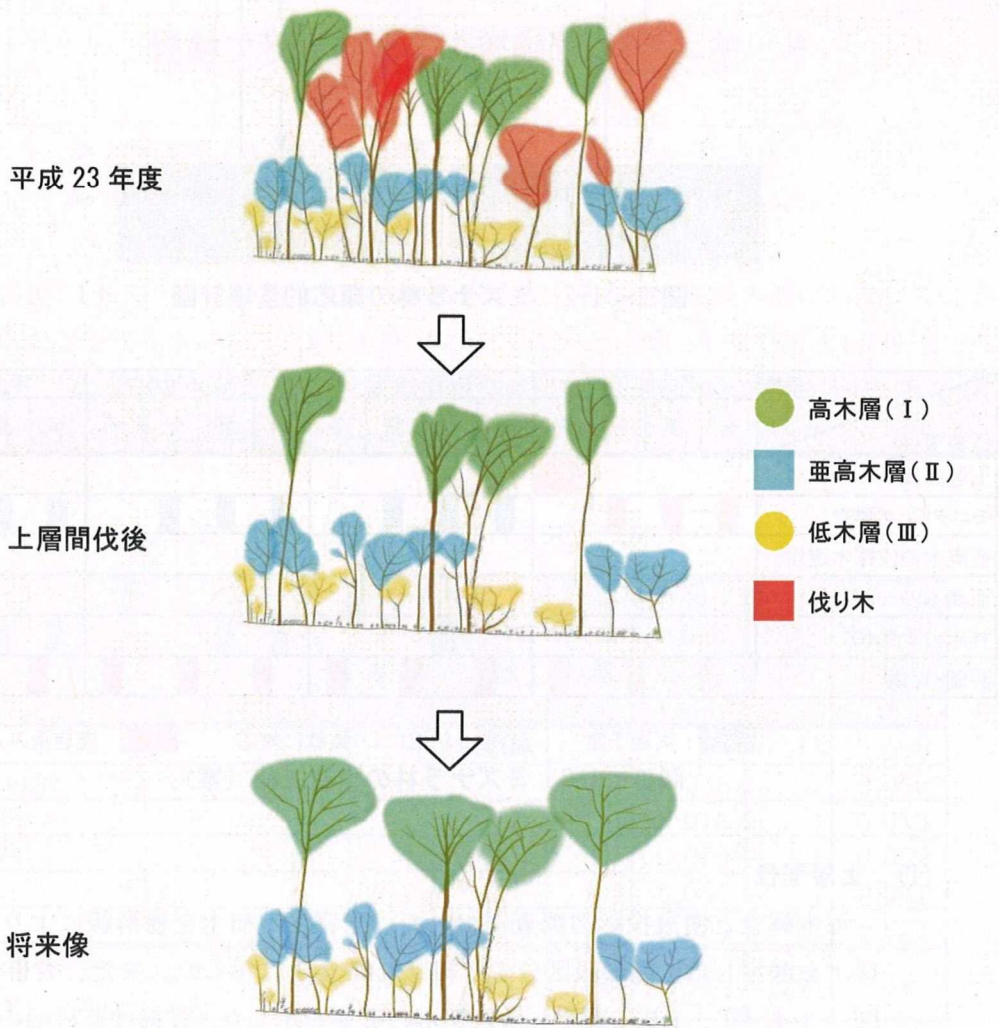
#### 1. ミズナラ林

##### 1) 植生管理の目標

### 「ミズナラの大径木林」

##### 2) 植生管理方針

現状では中径木からやや太いミズナラが林立し、林床はミヤコザサ優占している。上層間伐を行い、徐々に大径木林化することにより、より広い林内空間が創出され、より多くの生物が生息、生育できる森の成立を目指す。

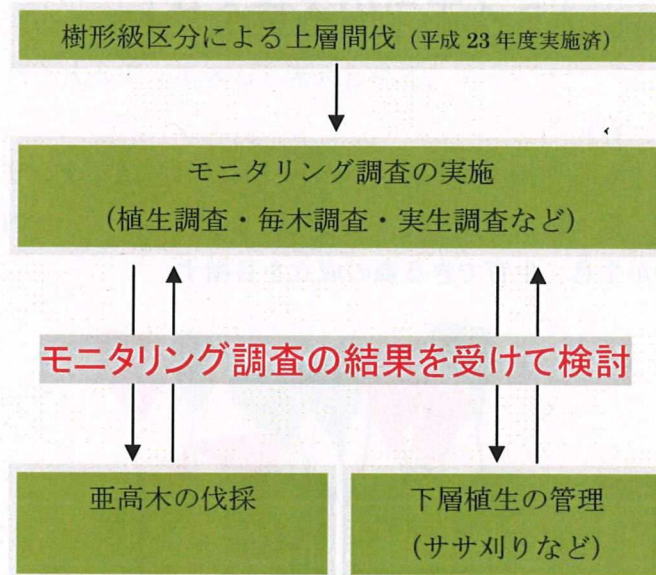


図Ⅲ-1-1 ミズナラ林の作業イメージ



### 3) 植生管理計画

「ミズナラの大径木林」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ- 1-2）。具体的には図Ⅲ- 1-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 1-2 ミズナラ林の順応的管理計画

作業項目	季節	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
		春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
上層間伐																	
モニタリング調査		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■	
亜高木の伐採木選定									■								■
亜高木の一部伐採									■								■
林床のササ刈り									■		■			■	■		
評価・協議		■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■	

■ : 実施予定    ■ : 状況により柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 1-3 ミズナラ林の作業工程（案）

#### (1) 上層間伐

毎木調査と樹冠投影図調査において、生育する樹木を樹形級により区分し、伐採木を選定した。樹形級区分の詳細は表Ⅲ- 1-1 に示した。また、表Ⅲ- 1-2 および図 - 1-4、図 - 1-5 に選定した伐採木の概要を示した（詳細は資料編の毎木調査票を参照）。

なお、上層間伐は平成 24 年 3 月までに実施予定である。

表Ⅲ- 1-1 樹形級区分（北海道営林局式）

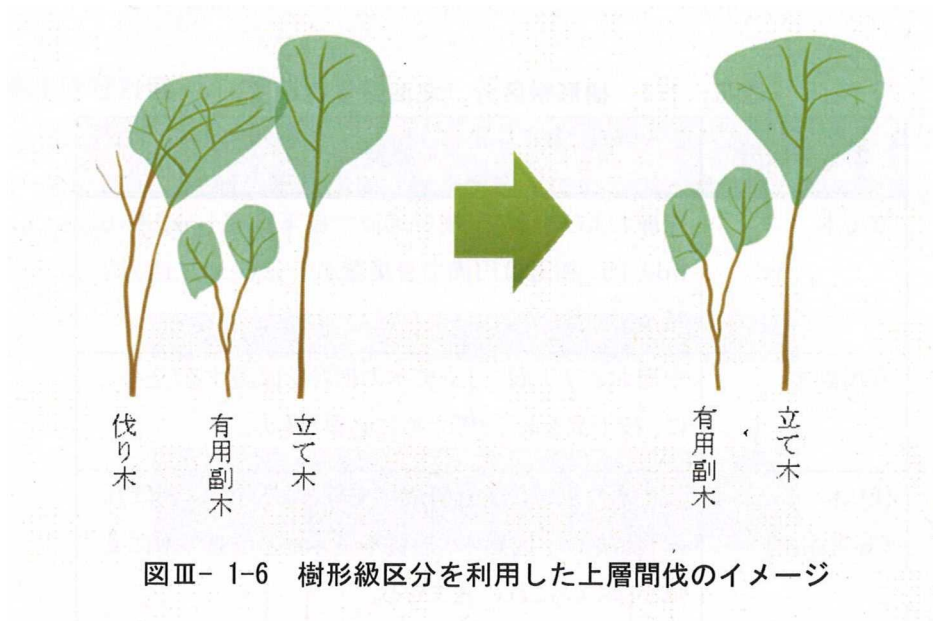
樹形級区分	概要
立て木	上層および中層で、樹幹通直で枝下高が十分あり(6 m以上)、樹冠は円満で着葉量が十分あって、活力に富んでいるもの。
有用副木	中層および下層で、立て木の樹幹を保護するとともに、枝下高を高くするために必要なもの。
伐り木 (有害副木)	立て木の正常な樹冠構成に支障となるもの。あばれ木(暴領木)、過熟木、形質不良木などは立て木に支障がなくてもこれに含ませる。
中立木	立て木、有用副木、伐り木(有害副木)のいずれに属するか不明なもの。

※（近藤助著『潤葉樹用材林作業』 P 122, 1951）を参考に作成  
樹形級の区分の採用は、宇都宮大学農学部の大久保教授の指導による

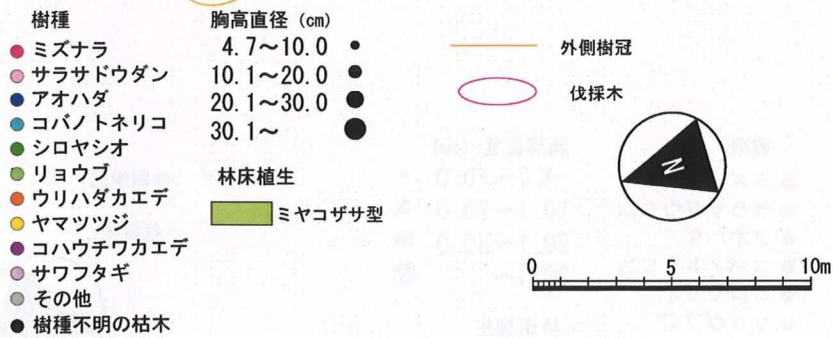
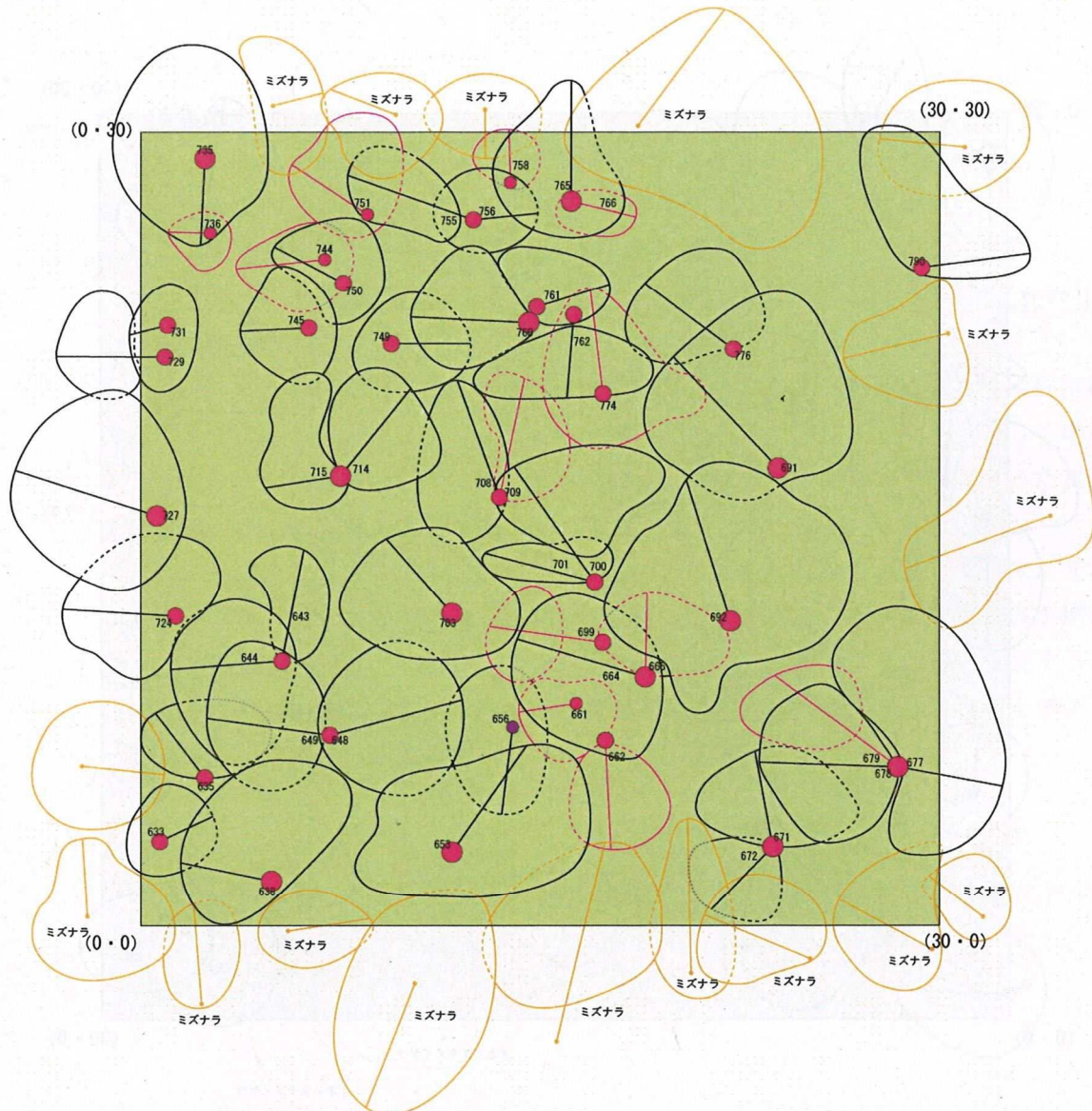
図Ⅲ・ 1-6 に示すように立て木（樹幹を形成する木）の生長の妨げになっている樹木などを伐り木とした。伐り木は主にミズナラで、合計 21 本である（表Ⅲ・ 1-2、図Ⅲ・ 1-7、図Ⅲ・ 1-8）。高木～亜高木層全体の 42%、胸高断面積の合計が約 0.67 m<sup>2</sup>で、高木～亜高木層全体の 18%である。

表Ⅲ- 1-2 伐採木の概要（ミズナラ林）

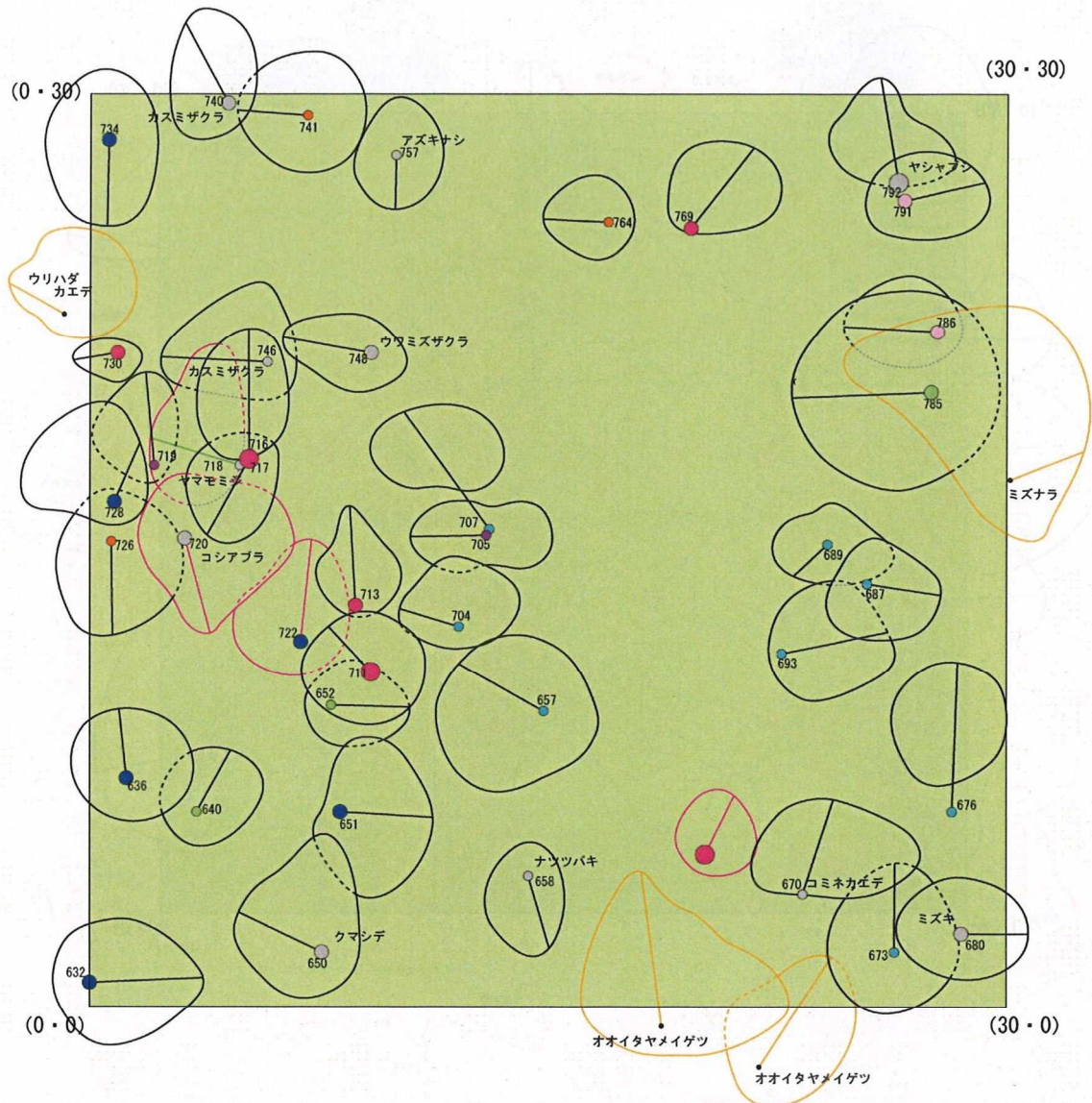
種名	高木層		亜高木層		計		
	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	
ミズナラ	17	0.606			17	0.606	
ミズナラ(枯)			1	0.036	1	0.036	
コシアブラ			1	0.013	1	0.013	
アオハダ			1	0.009	1	0.009	
ヤマモミジ			1	0.007	1	0.007	
計	17	0.606	4	0.065	21	0.671	
高木層全体(50本,3.17m <sup>2</sup> ) 亜高木層全体(42本,0.5m <sup>2</sup> )	割合	34%	19%	10%	13%	42%	18%







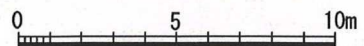
図Ⅲ- 1-7 ミズナラ林の植生管理 (高木)



- |            |           |   |
|------------|-----------|---|
| ● ミズナラ     | 胸高直径 (cm) | ● |
| ● サラサドウダン  | 10.1~20.0 | ● |
| ● アオハダ     | 20.1~30.0 | ● |
| ● コバノトネリコ  | 30.1~     | ● |
| ● シロヤシオ    |           |   |
| ● リョウブ     |           |   |
| ● ウリハダカエデ  | 林床植生      |   |
| ● ヤマツツジ    | ■ ミヤコザサ型  |   |
| ● コハウチワカエデ |           |   |
| ● サワフタギ    |           |   |
| ● その他      |           |   |
| ● 樹種不明の枯木  |           |   |

— 外側樹冠

○ 伐採木



図Ⅲ- 1-8 ミズナラ林の植生管理 (亜高木)



## (2) 亜高木の伐採

平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに樹冠投影図調査）の結果をもとに、さらに亜高木の伐採を検討する。しかし、平成 23 年度に強度の間伐を行ったため、少なくとも数年間は大きな伐採は行わない計画である。

## (3) 林床植生等

林床のササ刈りについては、平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに群落組成調査と実生調査）の結果をもとに実施の可否や頻度を決定する。ササが著しく増加し、林床に生育する草本類や実生、稚樹が減少した場合は、新葉が生長しきった夏季と新葉が出始めた翌春の最低 2 回の刈り取りを行う。

また、本箇所における実生調査の結果から、上記の植生管理を実施して林床に光が入ることによりカエデ類等の落葉広葉樹の実生が多数発生し、実生の生育密度が増加することが予想される。しかし、はじめに出芽する実生がそのまま生存・生長するとは限らず、ミズナラの実生が数年後に多数確認される可能性もある。これらを確認するためには、植生管理実施後の継続的なモニタリングが必要である。

## (4) モニタリング調査

平成 23 年度内に行う予定の上層間伐の効果を把握するために、平成 24 年度からモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

## 2. リョウブ林

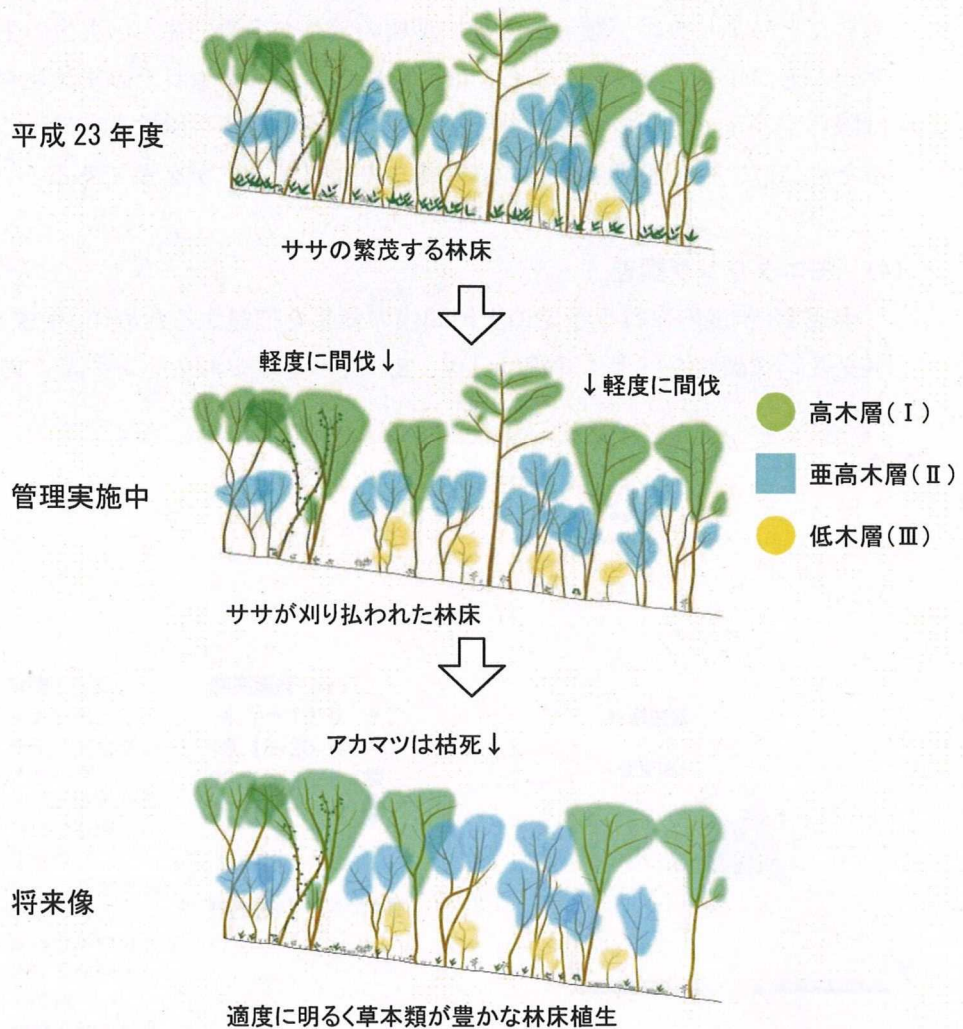
### 1) 植生管理の目標

# 「多様な林床の落葉広葉樹林」

### 2) 植生管理方針

現状では中径木のリョウブが中心の樹冠高のやや低い林で、林床はミヤコザサが優占している。軽度な間伐や林床のササ刈りなどを行い、林床植生を多様化してより多くの生物が生息、生育できる森の成立を目指す。

なお、利用者参加型のプログラムとなる小規模な作業が可能な樹林であり、環境教育の観点からも重要な地点である。

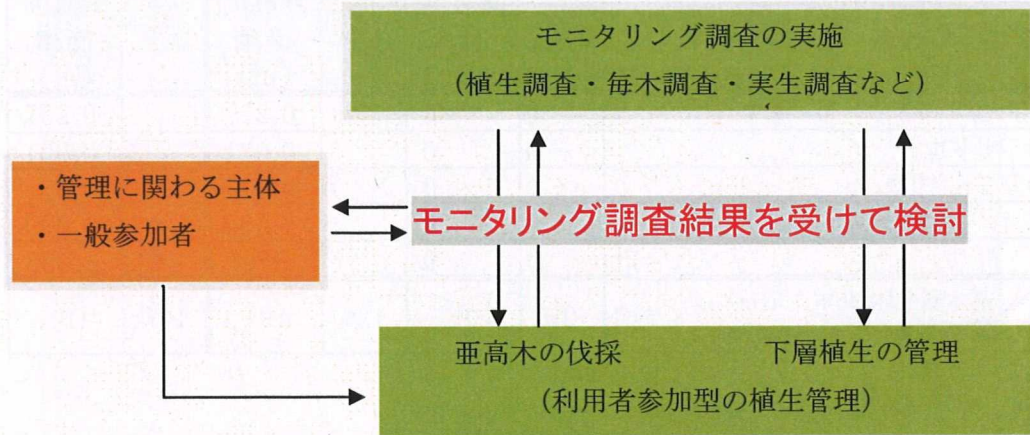


図Ⅲ- 2-1 リョウブ林の作業イメージ

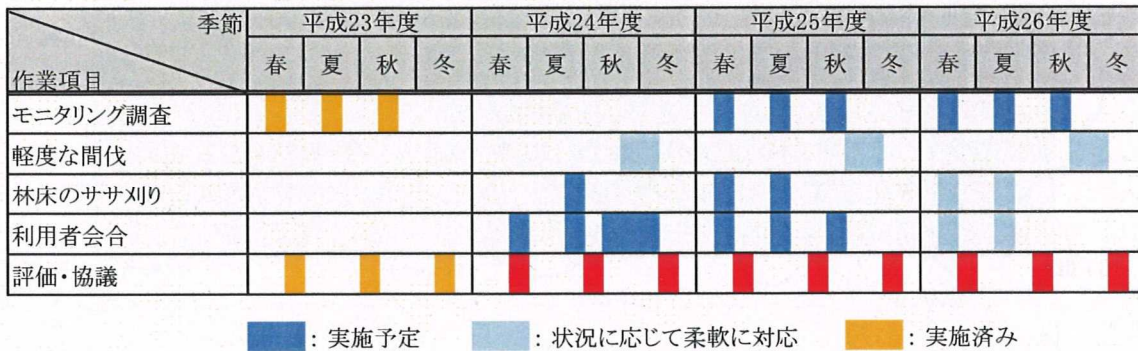


### 3) 植生管理計画

「多様性豊かな林床の落葉広葉樹林」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ- 2-2）。  
 具体的には図Ⅲ- 2-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 2-2 リョウブ林の順応的管理計画



図Ⅲ- 2-3 リョウブ林の作業工程案

#### (1) 軽度な間伐

伐採の対象となる樹木は、樹冠を形成する高木層の生長を阻害しうる亜高木や、亜高木層で密集している樹木である。風倒被害を避けるため、間伐は一度に行わず、数年に一度といった間隔で行う。その際モニタリング調査は継続し、その結果に基づき専門家の指導を受けつつ、伐採本数や周期を決めていく。

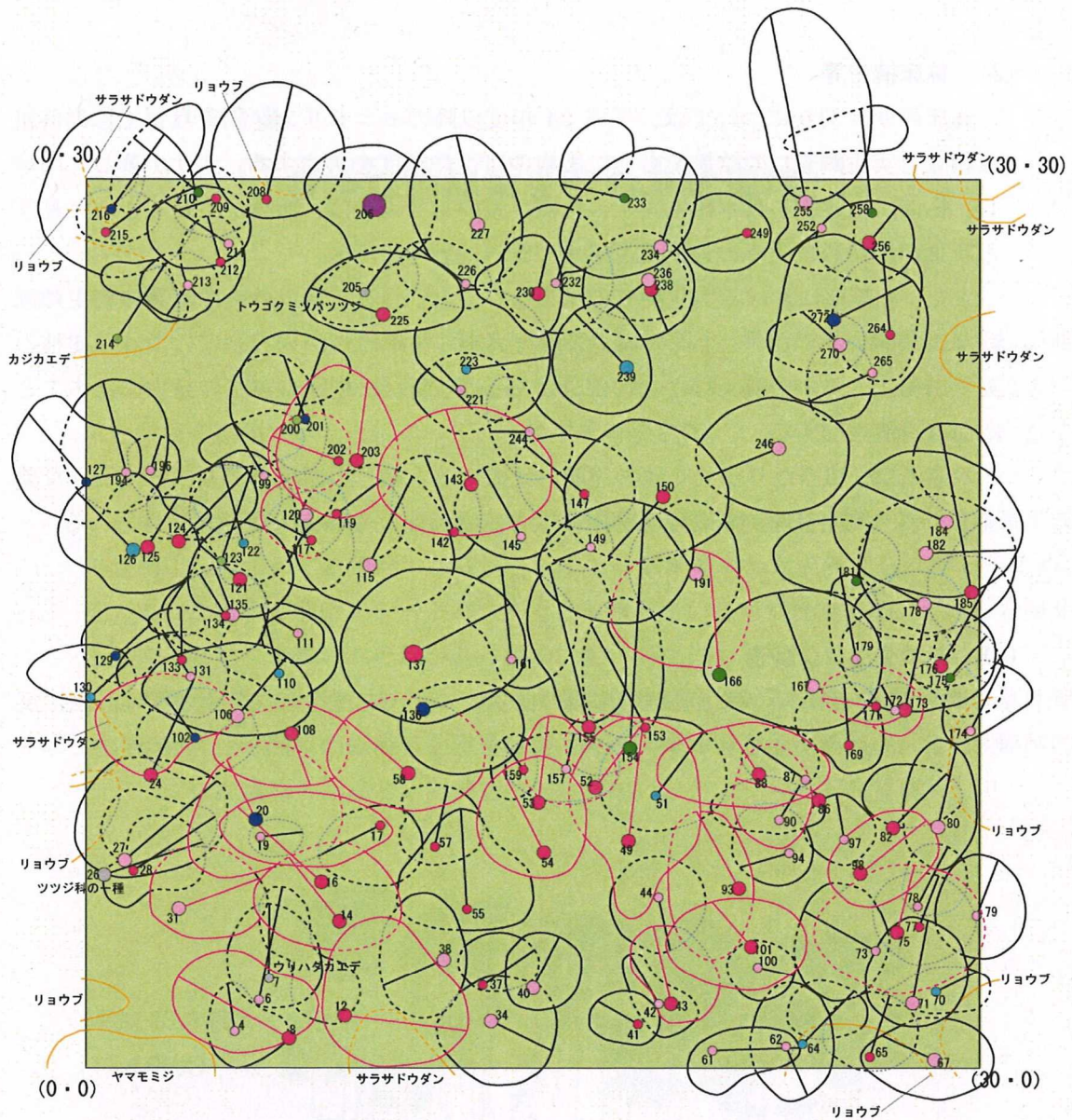
今回の調査では、伐採木の候補となる樹木を選定した。その際、モニタリング調査の結果（樹冠投影図等）を受け、専門家とも協議のうえ、その後の管理方針を検討する。

伐採木の候補となる樹木は、合計 26 本である（表Ⅲ-2-1、図Ⅲ-2-4）。高木～亜高木層全体の約 10%、胸高断面積の合計が約 0.30 m<sup>2</sup>である。伐採木はすべて亜高木層の樹木で、将来的には亜高木層全体の約 19%の樹木を伐採することになる。

表Ⅲ-2-1 伐採候補木の概要（リョウブ林）

種名	高木層		亜高木層		計		
	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面積 (m <sup>2</sup> )	
リョウブ	0	0	21	0.257	21	0.257	
サラサドウダン	0	0	3	0.021	3	0.021	
コバノネリコ	0	0	1	0.011	1	0.011	
アオハダ	0	0	1	0.009	1	0.009	
合計	0	0	26	0.298	26	0.298	
高木層全体(48本,1.54m <sup>2</sup> ) 亜高木層全体(211本,1.57m <sup>2</sup> )	割合	0%	0%	12%	19%	10%	10%



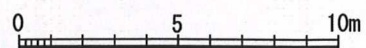


- 樹種**
- リョウブ
  - サラサドウダン
  - アオハダ
  - ヤマモミジ
  - コバノトネリコ
  - ノリウツギ
  - ケヤハハンノキ
  - クマシデ
  - ハウチワカエデ
  - その他
  - 樹種不明の枯木

- 胸高直径 (cm)**
- 4.7~10.0
  - 10.1~20.0
  - 20.1~30.0
  - 30.1~

- 林床植生**
- ミヤコザサ型

- 外側樹冠
- 伐採候補



図Ⅲ- 2-4 伐採候補木の概要

## (2) 林床植生等

林床のササ刈りについては、平成 24 年度以降のモニタリング調査（とくに群落組成調査と実生調査）の結果をもとに実施の可否や頻度を決定する。ササが著しく増加し、林床に生育する草本類や実生、稚樹が減少した場合は、新葉が生長しきった夏季と新葉が出始めた翌春の最低 2 回の刈り取りを行う。

また、本箇所における実生調査の結果をみると、つる植物以外の木本類の実生の確認が比較的少ないため、上記の植生管理を実施し林床に光が入るとどのような樹種の実生が発生するか予測がつかない部分があるが、新たな樹種の実生の発生を促すことになる可能性もある。

本箇所は、風当たりが強く他の箇所と比較すると厳しい環境であり、そのような環境下での、植生管理実施以降の林床の生育植物の変化や林相の変遷が注目される。

## (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う（詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」）。



### 3. コナラ林

#### 1) 植生管理の目標

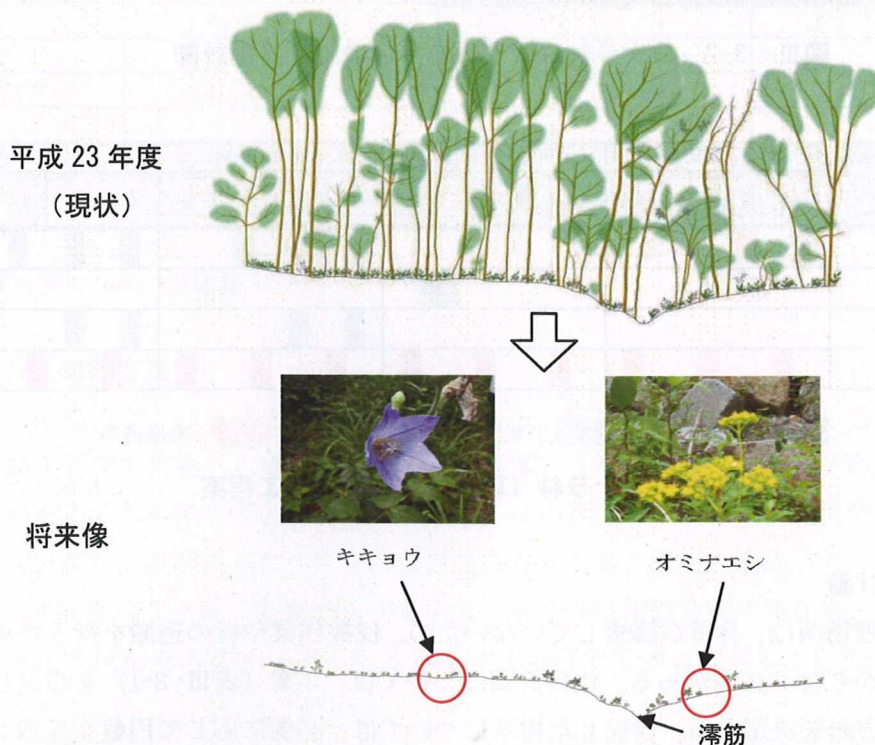
## 「多様な動植物を育む草地環境」

#### 2) 植生管理方針

現状では中径木～大径木のコナラが優占する樹冠高の高い林で、林床には潯筋が通っており、ミヤコザサが優占している。周辺は広く成熟したコナラ林である。ここに草地環境を創出することによって、那須平成の森全体としての生物多様性を高めることを目指す。

草地に生育する植物には、全国レベルでも絶滅のおそれがある種が多い。那須平成の森周辺は、かつて軍用馬の放牧地として広く草地であったと考えられているため、そのような植物の種子がシードバンクとして残っている可能性がある。それらの発芽を促すことで、絶滅のおそれがある種の保全、再生にも寄与すると考えられる。

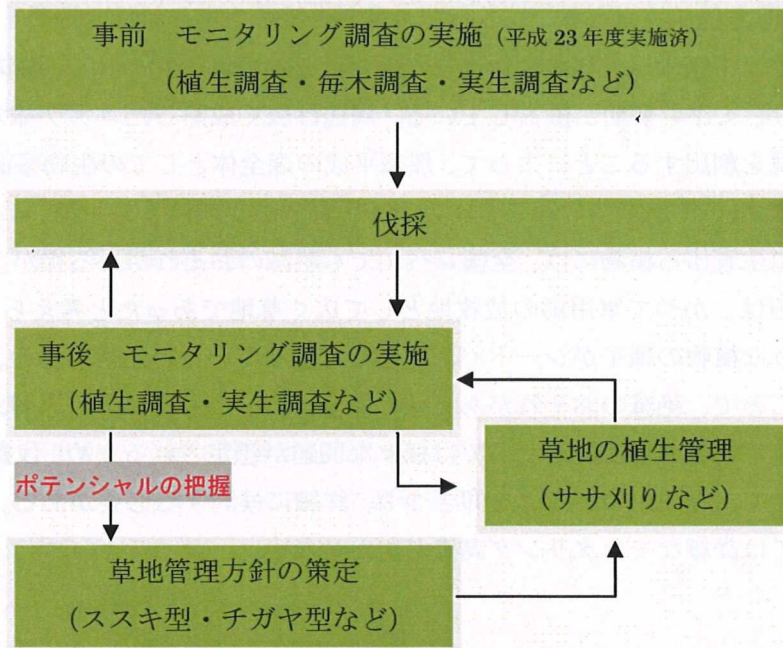
このコナラ林の皆伐にあたっては様々な問題が想定されるため、伐採作業や草地管理について、専門家のご指導を仰ぎつつ、詳細に検討する必要がある。また、実施にあたっては詳細なモニタリング調査が欠かせない。



図Ⅲ- 3-1 コナラ林 (草地環境) の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「多様な動植物を育む草地環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ-3-2）。具体的には図Ⅲ-3-3に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ-3-2 コナラ林（草地環境）の順応的管理計画

作業項目	季節	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
		春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
モニタリング調査		■	■	■						■	■	■		■	■	■	
伐採								■				■					■
草地管理										■	■			■	■		
評価・協議		■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ-3-3 コナラ林（草地環境）の作業工程案

#### (1) 伐採計画

植生管理箇所は、林道が隣接していないため、伐採作業や材の運搬を行うための林道の敷設から行う必要がある。伐採計画については、3案（表Ⅲ-3-1）を想定しており、今後方針を決定する。伐採した樹木については、必要に応じて円盤を採取し、樹齢を読みとる。また、植生管理箇所付近に数ヶ所の貯木場を設けて分散的に保存し、



材の搬出は適宜行うこととする。

なお、伐採した材は長さ 50cm 程度に玉切りして、フィールドセンターやビジターセンターで薪や工芸の材料として利用することも考えられる。

伐採木の概要は表Ⅲ-3-2 に示す。

表Ⅲ-3-1 コナラ林の伐採計画案

案	伐採回数	1回の伐採面積	材の搬出方法	林道の敷設	伐採コスト	搬出コスト
①	1	50m×50m	一般的な林業重機を用いる	中規模	◎	○
②	2	50m×25m	一般的な林業重機を用いる	中規模	○	△
③	5	50m×10m	キャタピラーがついた小型の重機に運搬車をつけて運ぶ など	小規模	△	◎

表Ⅲ-3-2 コナラ林の伐採木の概要

種名	高木層		亜高木層		低木層		枯木		ツル植物		合計	
	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )	本数	胸高断面面積 (m <sup>2</sup> )
コナラ	99	6.921	2	0.034	1	0.026	8	0.184			110	7.165
ミズキ	1	0.103	32	0.305	11	0.041					44	0.448
エゴノキ			28	0.186	17	0.061					45	0.246
カスミザクラ	2	0.143	3	0.019	5	0.022					10	0.184
枯木							11	0.177			11	0.177
その他	4	0.230	32	0.260	31	0.096	0	0	9	0.069	76	0.655
合計	106	7.396	97	0.804	65	0.246	19	0.361	9	0.069	296	8.876
割合	36%	83%	33%	9%	22%	3%	6%	4%	3%	1%	100%	100%

注) 胸高周囲長 15cm 未満の樹木は含まれていない

## (2) 草地管理

本箇所における実生調査の結果をみると、実生の確認が非常に少ないため、上記の植生管理を実施した場合どのような木本類、草本類が発生するか予測がつかない部分がある。木本類の実生がほとんど発生しない状況や、コナラの実生が多数発生する状況、新たな樹種の実生の発生が確認される状況等、様々な状況が考えられる。樹木伐採後に生育・生長する樹木をどのように扱うかは検討を要するため、木本類の実生の発生状況をモニタリングすることは今後の植生管理の計画を立てる上で非常に重要である。

伐採後はシードバンクを活かした草地の創出が考えられるが、予想される草地タイプと草刈り頻度については表Ⅲ-3-3 にまとめた。また、草地化によって帰化植物の

侵入が予想されるため、定期的な監視や抜き取りも必要となる。

このように、草地の植生管理については、モニタリング調査の結果を受けて、管理方針を柔軟に順応的に変更してゆくこととする。

さらにシカが増加し、那須平成の森全体の植生に悪影響を与える可能性が考えられるため、モニタリング調査にシカの生息状況調査を加える必要がある。

表Ⅲ- 3-3 草地タイプ別の草刈り計画

草地タイプ \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
シバ型					●	●	●	●				
中茎チガヤタイプ						●		●		●		
高茎ススキタイプ								●		(●)		

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度以降の植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

#### 4. 水辺群落①

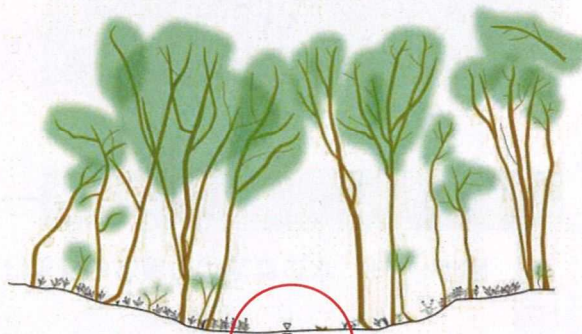
##### 1) 植生管理の目標

### 「伏流水のある明るい樹林環境」

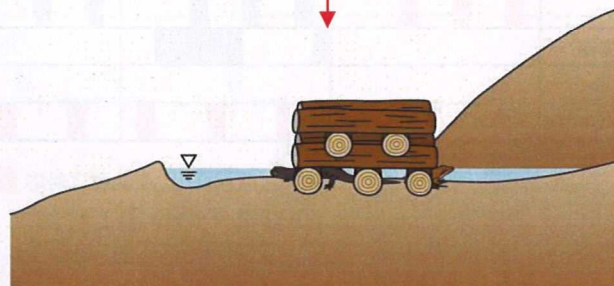
##### 2) 植生管理方針

沢の源頭を含んだ緩い傾斜のミズナラ林で、林床にはコバイケイソウの群落がみられる。現状の環境は維持しつつ、間伐材や蛇籠を用いた伏流水環境を整備し、タゴガエルやトウホクサンショウウオが繁殖できる空間を創出する。(図Ⅲ・4-1)

断面模式図



施工後の  
イメージ

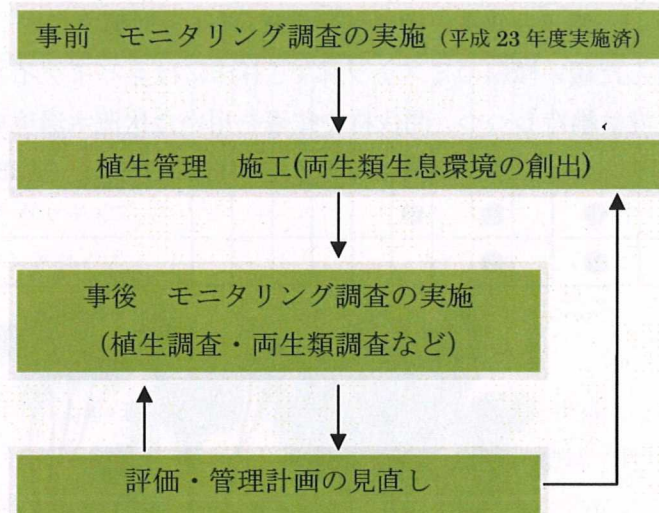


図Ⅲ- 4-1 水辺群落①の作業イメージ



### 3) 植生管理計画

「伏流水のある明るい樹林環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・4-2）。具体的には図Ⅲ・4-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 4-2 水辺群落①の順応的管理計画

作業項目	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
モニタリング調査	■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■	
施工(両生類繁殖環境整備)				■	■	■	■			■	■	■		■	■	■
植生管理						■					■				■	
評価・協議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

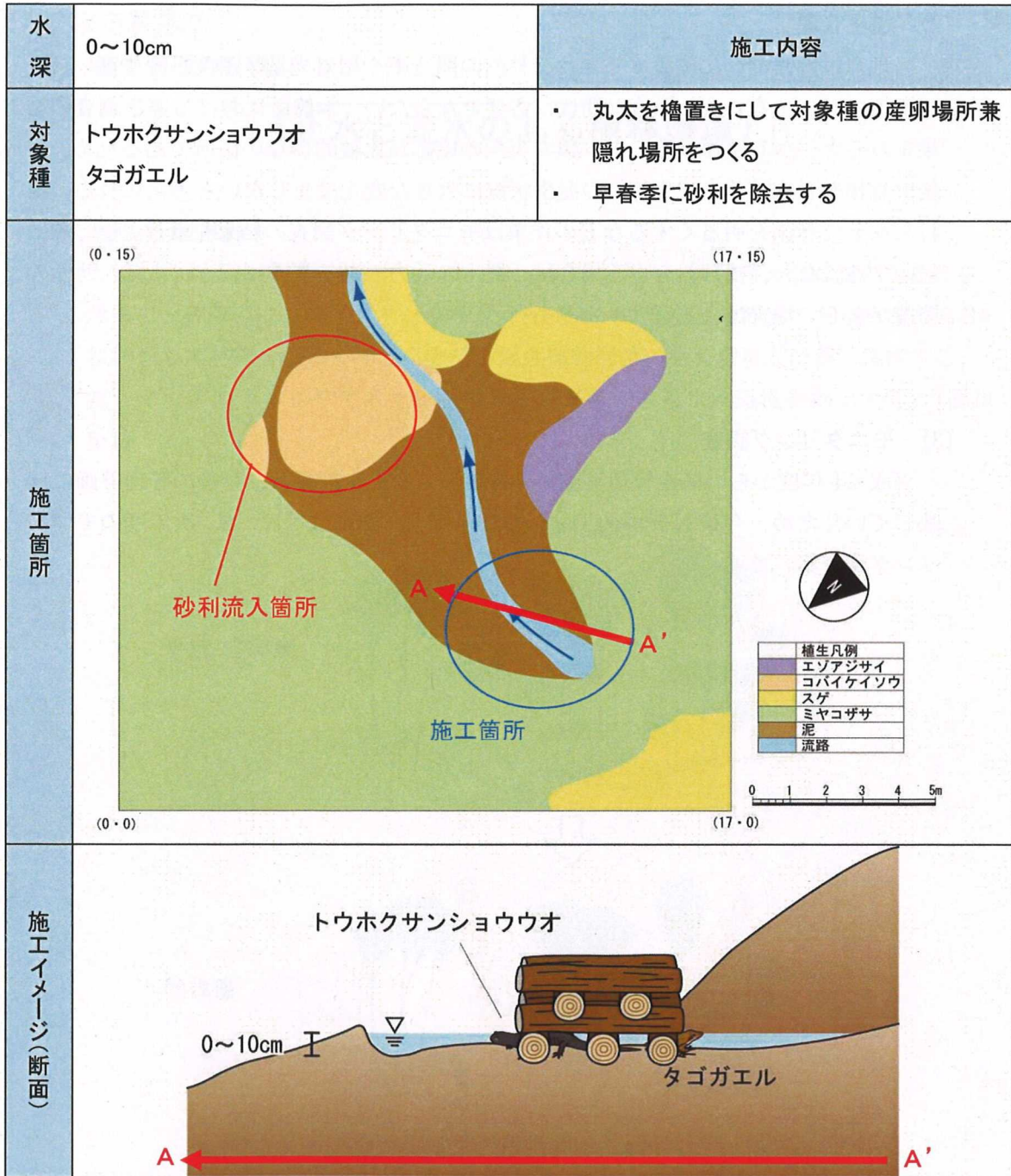
■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 4-3 水辺群落①の作業工程案

#### (1) 両生類の繁殖環境を考慮した施工

当地点がタゴガエルやトウホクサンショウウオの繁殖地となることを目指し、間伐材などの丸太を湧水地点付近に櫓型に置くことで、これらの種が好む伏流水を創出する（図Ⅲ・4-4）。これらの作業は簡易なため、利用者参加型の施工も可能である。

また、秋季に起きた豪雨被害により砂利が流入した箇所は、コバイケイソウの群落であったため、コバイケイソウの展葉前に砂利を除く必要がある。



図Ⅲ- 4-4 両生類の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落①）

## (2) 植生管理

当地点は園路沿いに位置するため、林内の開空率や相対光量子密度がやや高い。既に明るい林であるため、強度な間伐は必要とならない。本箇所における実生調査の結果をみると、つる植物以外の木本類の実生の確認が比較的少ない箇所であるため、今後の林相や林床植物（実生等）の発生状況に大きな変化は生じないと考えられる。枝打ちなどで林床を明るくするなどの作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応する。なお、枝打ちをする場合は、樹木の活力のある夏季に行う。また、ササの繁茂が著しい場合は、適宜ササ刈りも行う。

## (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。



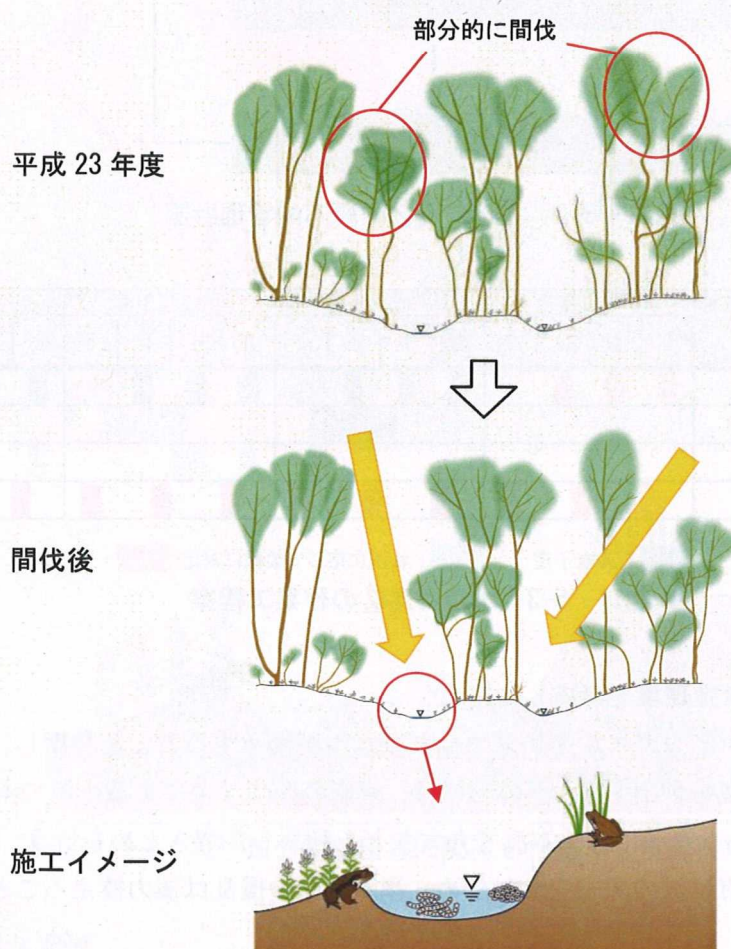
## 5. 水辺群落②

### 1) 植生管理の目標

#### 「止水と流水のある樹林環境」

### 2) 植生管理方針

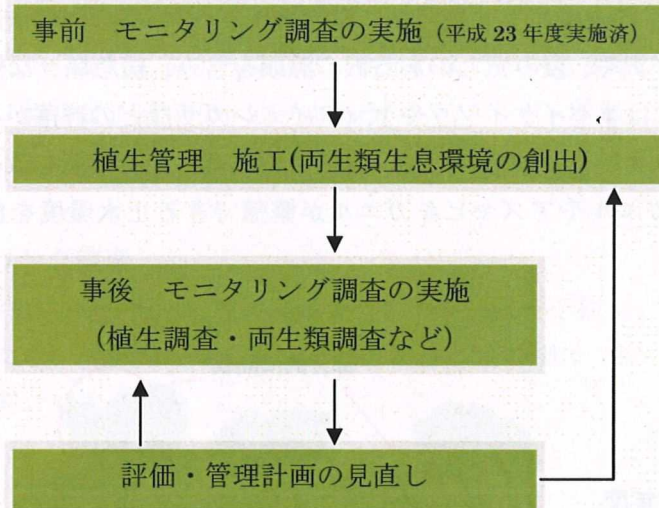
流れのある小沢や、浸みだしのある沢の源頭を含み、緩急様々な傾斜のあるミズナラ林で、林床にはコバイケイソウやヤマタイミンガサなどの群落が見られる。部分的に間伐して林床を明るくすることで、湿性植物群落の生育環境を改善、維持する。また、ヤマアカガエルやアズマヒキガエルが繁殖できる止水環境を創出する。(図Ⅲ-5-1)



図Ⅲ- 5-1 水辺群落②の作業イメージ

### 3) 植生管理計画

「止水と流水のある樹林環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ・5-2）。具体的には図Ⅲ・5-3 に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ- 5-2 水辺群落②の順応的管理計画

作業項目	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
モニタリング調査	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
施工(両生類繁殖環境整備)						■	■	■	■	■	■	■				
植生管理								■		■	■	■	■	■	■	■
評価・協議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ- 5-3 水辺群落②の作業工程案

#### (1) 両生類の繁殖環境を考慮した施工

当地点でヤマアカガエルやアズマヒキガエルが繁殖することを目指し、これらの種が好む止水環境を創出する。具体的には、河床の掘削などによる小沢の本流から隔離した小さなワンドの創出や、本流で丸太などを利用した堰きとめを行う。（図Ⅲ・5-4）。なお、当地点は沢の源頭を含むため、湧水箇所の攪乱は極力控えることとする。





図Ⅲ- 5-4 両生類の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落②）

## (2) 植生管理

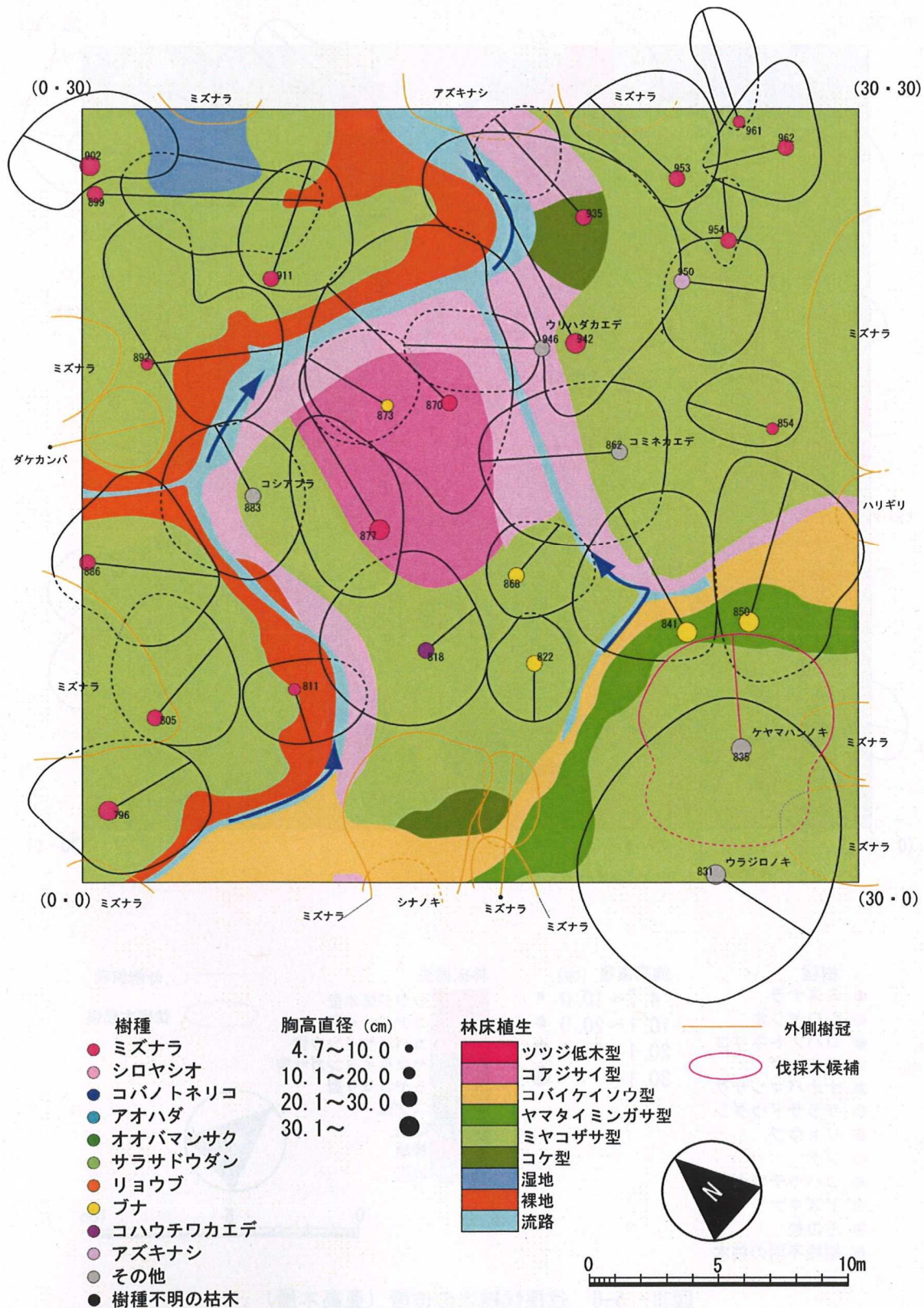
当地点は林内散策路沿いに位置するが、林内の開空率や相対光量子密度は低い。本箇所における実生調査の結果をみると、確認されている実生の種数や本数が比較的多い箇所である。一部の樹木を伐採し部分的に光を入れることで、林床植生の維持、発

達が期待される。また、ササの繁茂が著しい場合は、適宜ササ刈りも行う。ただし、作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応してゆく。伐採候補となる樹木は表Ⅲ・5-1、図Ⅲ・5-5、図Ⅲ・5-6のとおりである。

表Ⅲ- 5-1 伐採候補木の概要

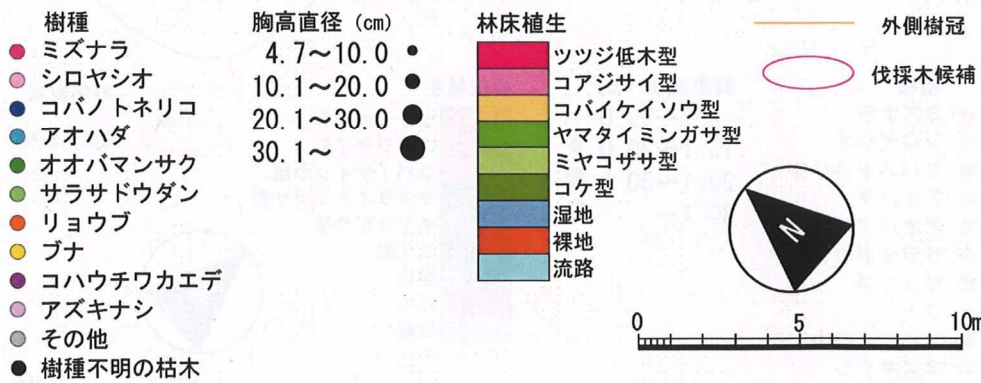
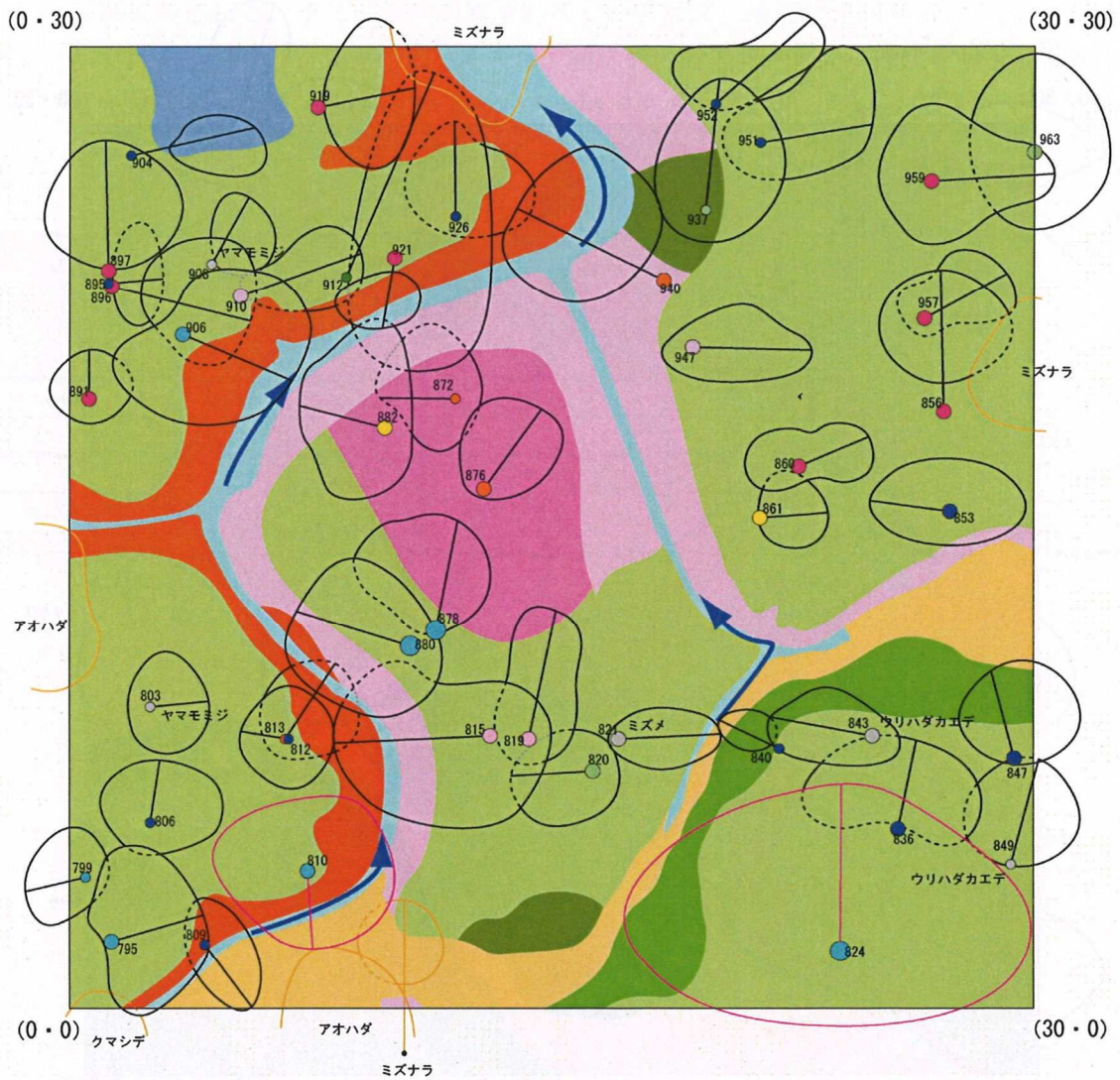
種名	高木層		亜高木層		合計		
	本数	胸高断面 面積 ( $m^2$ )	本数	胸高断面 積 ( $m^2$ )	本数	胸高 断面積 ( $m^2$ )	
ヤマハンノキ	1	0.103			1	0.103	
アオハダ			2	0.073	2	0.073	
計	1	0.103	2	0.073	3	0.176	
高木層全体(36本,1.95 $m^2$ ) 亜高木層全体(57本,0.89 $m^2$ )	割合	3%	5%	1%	5%	3%	6%





図Ⅲ- 5-5 伐採候補木の位置 (高木層)





図Ⅲ- 5-6 伐採候補木の位置 (亜高木層)

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

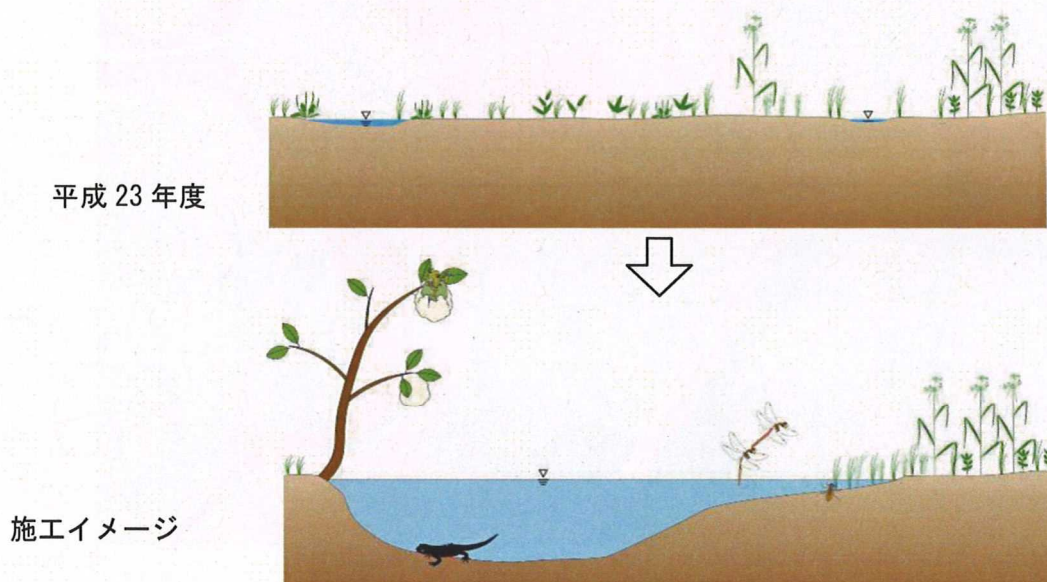
## 6. 水辺群落③

### 1) 植生管理の目標

**「陽当たりの良い止水環境」**

### 2) 植生管理方針

開放水域は那須平成の森では少ない環境であるため、現在みられない動植物の誘致が期待できる。河床を深く掘り下げることにより、モリアホガエルやイモリ、さらに止水性のトンボ類が繁殖できる環境を創出する。(図Ⅲ・6-1)

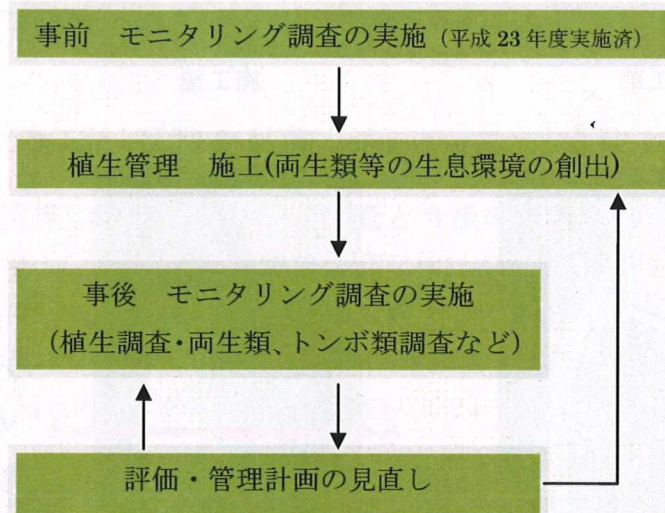


図Ⅲ- 6-1 水辺群落③の作業イメージ



### 3) 植生管理計画

「陽当たりの良い止水環境」を目指し、順応的に管理する（図Ⅲ-6-2）。具体的には図Ⅲ-6-3に示した植生管理作業行程を想定しているが、適宜専門家の指導を受け、管理計画等の変更も検討する。



図Ⅲ-6-2 水辺群落③の順応的管理計画

作業項目	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
モニタリング調査	■	■	■		■	■	■		■	■	■		■	■	■	
施工(両生類・トンボ類繁殖環境整備)						■	■		■	■	■		■	■	■	
植生管理								■	■	■	■		■	■	■	
評価・協議	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

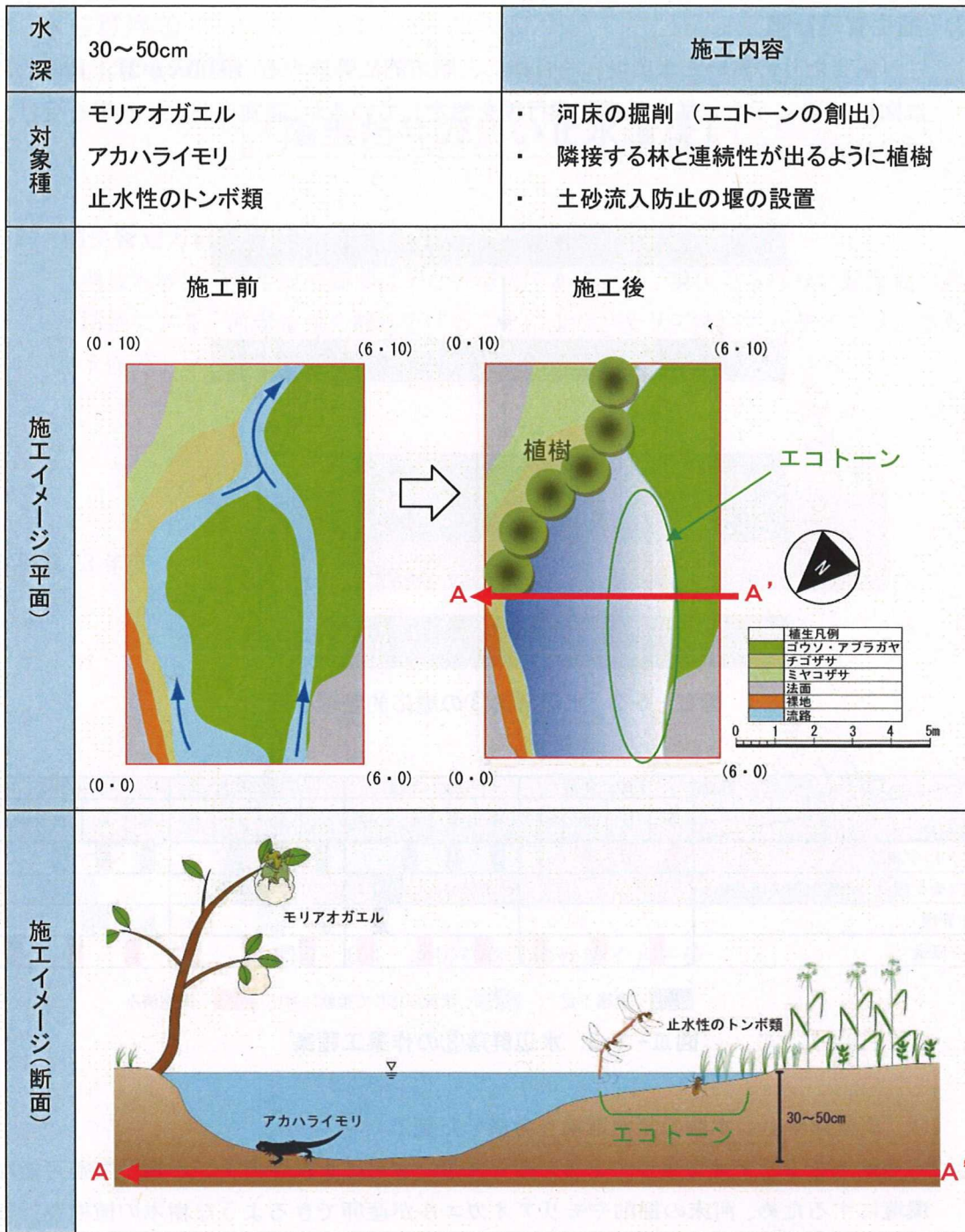
■ : 実施予定    ■ : 状況に応じて柔軟に対応    ■ : 実施済み

図Ⅲ-6-3 水辺群落③の作業工程案

#### (1) 両生類やトンボ類の繁殖環境を考慮した施工

当地点をモリアオガエルやアカハライモリ、さらに止水性のトンボ類が繁殖可能な環境にするため、河床の掘削やモリアオガエルが産卵できるような樹木の植樹を行う（図Ⅲ-6-4）。また、当地点は上流からの土砂やリターが堆積しやすいため、上流側に堰を設けるなどの施工や、水深のメンテナンスが必要である。





図Ⅲ- 6-4 両生類等の繁殖環境に配慮した施工（水辺群落③）

## (2) 植生管理

植栽する樹木については、遺伝子の攪乱を考慮し、原則として敷地内で除去することとなった樹木などを活用する。樹種は、陽当たりの良い湿～湿潤な土壤条件に生えるタニウツギやサワフタギなどの中～低木が望ましい。ササの繁茂が著しい場合は、

適宜ササ刈りも行う。ただし、作業はモニタリング調査の結果を受け、順応的に対応してゆく。

### (3) モニタリング調査

平成 24 年度からの植生管理実施後の植生等の変化を把握し、今後の管理計画に反映していくため、今後もモニタリング調査を行う。詳細は「IV 2. 次年度のモニタリング調査案」で述べる。

(別添3)

## 那須平成の森の利用に関する手続きについて

那須自然保護官事務所

### 1. 手続きが必要な利用

那須平成の森において、次のような利用を行う際には利用目的や実施計画を明記した利用申込書を提出して許可を得てください。ただし、那須自然保護官事務所職員の案内により立ち入る場合はこの限りではありません。

- 一般の人の立ち入りを禁止している地域(下部ゾーン)において、学術研究のために立ち入る場合
- 動植物の採取や捕獲等を伴う学術研究を実施する場合
- 試験区等を設定して学術研究を実施する場合
- 自然とのふれあい等の目的のため、レクチャールーム(本来目的であるレクチャーのために利用する場合を除く)等の施設を占有して利用する場合
- 自然とのふれあい、取材等の目的のため、一般の人の立ち入りを禁止している地域(下部ゾーン)において、特に必要と認められた利用を行う場合

### 2. 利用する際の注意事項

- ・ ~ の利用については、腕章を着用する等一般利用者と混同されないよう配慮してください。
- ・ 利用にあたり、自然公園法等の規制に該当する行為を行うときは、別途法律に基づく許可を受けることが必要です。また国有財産法に基づく使用の許可を受けることが必要な場合があります。これらの許可を受けるまで、行為に着手することはできません。
- ・ 許可なく目印等を付けることはできません。
- ・ 申込と異なる利用はできません。申込と異なる利用が行われたときや、自然環境への配慮、安全性の確保等必要と認めるときは、利用を中止させることがあります。
- ・ ガイドウォーク等の実施への配慮のため、必要に応じて時間や場所についての制限について協力いただきます。
- ・ ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ・ 入口の鍵については、原則として1回の利用毎に速やかに返却してください。

### 3. 学術研究等の成果の提出

利用者が、那須平成の森を利用して行った学術研究等の成果については、論文・報告書等を2部、那須自然保護官事務所に提出していただきます。提出された報告書については公表されることがありますので、著作権上の取扱いについて必要がある場合は申し添えてください。

### 4. 連絡先

利用申込書等についての相談及び提出先は以下のとおりです。

〒325-0301 那須町湯本 207-2 那須自然保護官事務所

TEL 0287-76-7512 FAX 0287-76-7513

「那須平成の森」利用申込書

年 月 日

那須首席自然保護官 殿

利用代表者氏名

所属機関

連絡先 住所

E-mail

TEL/FAX

利用の目的	
利用する場所	
実施する行為	
利用人数	
利用する期間及び頻度	
備考	

(備考)

- 1 利用人数欄には、学術研究の場合は利用人数とともに、利用者全員の氏名を記載すること。
- 2 学術研究の場合は研究計画等を添付すること。自然ふれあい目的の場合は、必要に応じて利用計画等を添付すること。
- 3 学生や機関等担当者の場合は、指導教官又は機関等責任者の署名捺印を得ること。
- 4 自然公園法、国有財産法等に基づく許可が必要な場合には、それらの許可を得なければ行為に着手することができません。

(別添4)

## 那須高原ビジターセンター使用取扱要領

平成23年11月30日

関東地方環境事務所  
那須自然保護官事務所

那須高原ビジターセンターにおける施設の使用については、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1. 許可対象

ビジターセンターの利用に支障を生ずるものでないこと

自然とのふれあい等に資するための会議、研修、講演会、展示会等の催しのために使用する場合(非営利目的に限る。)

国、県、那須町等が説明会や研修会として使用する場合

自治会集会等地元の行事として使用する場合

### 2. 使用料

無料とする。

### 3. 使用時間

ビジターセンター開館中とする。

### 4. 使用手続き

使用希望者は、あらかじめ別紙の使用許可申請書を那須自然保護官事務所首席自然保護官宛に提出し、許可を得ることとする。



那須高原ビジターセンター使用許可申請書

平成 年 月 日

那須首席自然保護官 殿

利用代表者氏名

連絡先 住所

TEL

FAX

E-mail

目的	
使用する場所	
実施内容	
人数	
日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
備考(当日の簡単なスケジュールなど)	

\* 実施計画書などがある場合は備考欄にその旨を記載の上添付して下さい。

## 那須高原ビジターセンター使用許可書

様

那須首席自然保護官

平成 年 月 日付けで申請のありました標記施設の使用については、許可します。なお、使用に当たっては下記事項に留意して下さい。

### 記

- 1 . 一般利用者の迷惑とならないように使用すること。
- 2 . 準備、片付けは、全て使用者が責任を持って行い、ゴミは全て持ち帰ること。
- 3 . 申し込みと異なる使用は行わないこと。申し込みと異なる使用が行われたときや、施設の利用・管理上必要と認めるときは、使用を中止させることがあります。
- 4 . 自然公園法、国有財産法等に基づく許可が必要な場合には、事前にそれらの許可を得なければ着手することができません。

(別添5)

## 那須平成の森連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、那須平成の森連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、那須平成の森(フィールドセンターを含む。)及び那須高原ビジターセンター(以下、「那須平成の森等」という。)の運営について関係機関による連絡調整及び意見交換を行うことにより、那須平成の森等における自然ふれあい活動の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の事項について協議する。

- (1) 那須平成の森等における自然体験・学習の推進に関する事
- (2) その他目的に資すること

(構成)

第4条 協議会は、環境省関東地方環境事務所、宮内庁那須御用邸管理事務所、栃木県、那須町、那須塩原市、栃木県教育委員会、那須町教育委員会、社団法人那須観光協会、独立行政法人国立那須甲子青少年自然の家、財団法人とちぎ青少年こども財団、なす高原自然の家、那須平成の森運営管理団体により構成する。

(運営)

第5条 協議会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所長とする。

2 協議会に副会長を置き、会長を補佐する。副会長は、会長に事故あるときは、会長に代わり会の運営にあたる。副会長は、那須町長とする。

3 協議会は、必要に応じて会長が招集する。議長は、会長をもってあてる。

4 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所内に置く。

2 事務局は、その事務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(雑則)

第7条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

この規約は、平成23年2月21日から施行する。

(別添6)

## 那須平成の森運営会規約

(名称)

第1条 本会は、那須平成の森運営会と称する。

(目的)

第2条 本会は、那須平成の森(フィールドセンターを含む。)及び那須高原ビジターセンター(以下、「那須平成の森等」という。)の運営について関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会は、その目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 活動計画及び収支予算並びに活動報告及び収支決算
- (2) その他目的に資すること

(構成員)

第4条 本会は、環境省関東地方環境事務所国立公園・保全整備課、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所、栃木県環境森林部、那須町企画財政課、那須町観光商工課により構成する。

(役員)

第5条 本会に会長を置き、会の運営にあたる。会長は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官とする。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者が会の運営にあたる。
- 3 本会に監査員を置き、会計を監査する。監査員は構成員の中から選出する。

(会議)

第6条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集する。会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を本会に出席させることができる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の収入は、負担金その他の収入による。
- 3 本会の支出は、那須平成の森等の運営を充実させるために必要な経費とする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所内に置く。



(所在地)

第9条 本会は、次の所在地に置く。

栃木県那須郡那須町大字湯本 207-2

(雑則)

第10条 本規約に定めのない事項については、会長に諮り事務局において処理する。

(付則)

1 本会の設立年月日は、平成23年2月21日とする。

2 本規約は、平成23年2月21日から施行する。

(付則)(第4条、第5条第1項及び第9条の変更)

この規約の変更は、平成23年11月29日から施行する。

那須平成の森運営会名簿（平成 25 年 6 月現在）

構成員

環境省関東地方環境事務所国立公園・保全整備課  
環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所  
栃木県環境森林部  
那須町企画財政課  
那須町観光商工課

会長

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所首席自然保護官 森川 久

監査員

栃木県環境森林部自然環境課長 谷崎 典久  
那須町企画財政課長 塩田 誠

事務局長

環境省関東地方環境事務所那須自然保護官事務所自然保護官 中川 春菜

(別添 7)

## 那須平成の森運営会が発注する業務内容

平成 26 年度以降、那須平成の森運営会が発注する業務の内容については未定であるため、参考まで、平成 25 年度的那須平成の森運営会発注業務の仕様書を以下に示す。

### 平成 25 年度那須平成の森・那須高原ビジターセンター活用業務仕様書

#### 1. 目的

那須平成の森は、豊かで多様な自然環境を維持しつつ、国民が自然に直接ふれあえる場として活用してはどうかとの天皇陛下のお考えを踏まえ、那須御用邸用地の一部を宮内庁から環境省へ移管された場所である。

那須平成の森及び那須高原ビジターセンターは平成 23 年度に一般供用を開始し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用されており、那須平成の森運営会においては、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの運営について、関係機関の協力により充実を図ることにより、那須平成の森等における活動の活発化に資することを目的としている。

本業務は、関係機関の協力により、那須平成の森等における活動の活発化に資するため、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターを活用して観光情報等の提供や地元向けのプログラム等を実施するものである。

#### 2. 業務の対象範囲

那須平成の森  
那須高原ビジターセンター  
およびこれらの施設の周辺

#### 3. 業務の実施期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

#### 4. 業務の実施方法

以下の業務について、業務員を配置し、環境省から発注されている運営管理業務における実施内容と連携・協力して実施すること。

##### (1) 業務実施計画書の作成及び提出

受注者は発注者と協議の上、業務実施計画書を速やかに作成し提出すること。

##### (2) 業務の内容

ビジターセンター観光情報等提供業務

(ア) 窓口における業務 (観光情報、利用施設情報、地域情報等の提供 (情報の収集を含む) を含む)

(イ) 館内における解説・案内業務

(ウ)利用促進のための広報及び普及宣伝業務

ビジターセンター地域連携活用業務

(ア)ビジターセンターを活用した企画展等の企画・実施（例：地元の小学校の環境関係の作品展、地元写真家の写真展、地域の取り組み紹介など）

(イ)地元等の人材を活用したビジターセンターを利用した屋内プログラムの企画・実施（例：那須の自然解説、那須の火山解説、那須の歴史民俗解説など）

(ウ)地元等の人材を活用したビジターセンター周辺を利用した屋外プログラムの企画・実施（例：殺生石案内、周辺自然観察、那須温泉の歴史、朝夕散歩、星空観察など）

(エ)プログラム実施にかかる地元等の人材グループとの連絡調整及び必要に応じた組織や運営の補助

(オ)ビジターセンターを活用した地域イベントの調整

なおこれらの業務の実施にあたっては、那須町観光商工課等と連絡調整を行い、協力を得て実施すること。

地域貢献業務

(ア)那須平成の森・ビジターセンターの地域開放イベントの調整

(イ)那須平成の森・ビジターセンターにおける那須町内小中学校の自然環境学習対応に関する調整  
なおこれらの業務の実施にあたっては、那須町観光商工課等と連絡調整を行い、協力を得て実施すること。また、実施については、運営管理団体のインタープリターの協力を得ることができる。

混雑期対策業務

(ア)那須平成の森・ビジターセンター周辺における混雑期の交通整理に関する業務

フィールドセンター自然体験活動推進業務

(ア)フィールドセンター及びその周辺を利用した自然体験プログラムの実施

1) 自然体験プログラムの内容

生物多様性への理解や自然環境保全の意識高揚につながる自然体験プログラムを実施する。

(具体的なメニューは運営団体と協議)

・参加料 無料

・1回当たりの所要時間 30分程度

・1回当たりの催行人数 最大15名程度（最小催行人数1名）

1グループあたりの自然解説員は1人体制とする。ただし、小中学校等団体については、最大30名程度とし、15名を超える場合は、2人体制で対応する。2人体制で対応した場合は、2回実施したとみなす。

・一般個人客は、当日申込み。小中学校等の団体は、必ず事前に予約すること。

・参加者の怪我等に備え、保険等に加入し、適切に対応すること。

2) 自然体験プログラムの実施回数等

・春から秋は、1日4回実施できる体制を整えること。

・年間実施回数 620回

・小中学校等の団体対応時は、上記の1日あたりの目安回数に囚われず回数を増やして多



くの生徒等が参加できるように努めること。

(イ) 広報宣伝等によるプログラム利用の促進

(ウ) その他、自然体験プログラムを実施するために必要な業務

その他

(ア) その他、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの運営管理に携わる者として他の職員と共通の業務

## 5. 施設の開館日並びに時間等

### (1) 開館日

4月～11月無休、12月～3月水曜日（祝日の場合翌日）閉館

### (2) 開館時間

那須高原ビジターセンター : 通常期 8:30～17:30 冬季 9:00～16:30

那須平成の森フィールドセンター : 通常期 9:00～17:00 冬季 9:30～16:30

## 6. 業務報告書の作成

(1) 受注者は、業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、管理業務の実施状況及び利用状況を報告すること。

(2) 業務の実施状況について四半期ごとに報告書を3部作成し発注者へ速やかに提出すること。

## 7. その他

(1) 受注者は緊急連絡体制を整えて事故発生時に備えること。

(2) 活動に当たっては、CO<sub>2</sub>の削減への努力など環境負荷の低減に努めることとし、発注者から指示がある場合はこれに従うこと。

(3) 報告書に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。

(別添 8)

### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 183 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 184 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [ A ランク ] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

### 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2003 以下)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2003 以下)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙 2

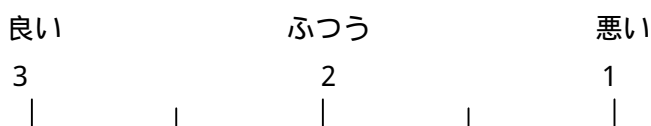
確保されるべき質の確保状況のモニタリングに係るアンケートについて

実施要項 6に係る標記アンケートでは、少なくとも下記の設問は行うこととする。

ただし、来館者及びプログラム参加者の意向をよりの確に把握するうえで必要な場合には、地方事務所の上の了承を得たうえで、設問の文言等の変更や、設問の追加を行うことができるものとする。

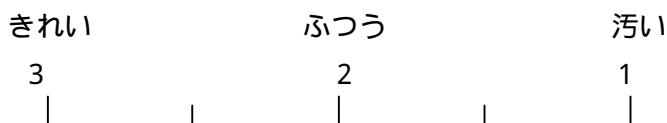
1. 那須平成の森等来館者アンケートの設問

那須平成の森フィールドセンター( 那須高原ビジターセンターで配布するアンケート用紙では「那須高原ビジターセンター」とする。以下同じ)の職員の対応はいかがでしたか？



理由 ( )

那須平成の森フィールドセンターの清掃の状況はいかがでしたか？

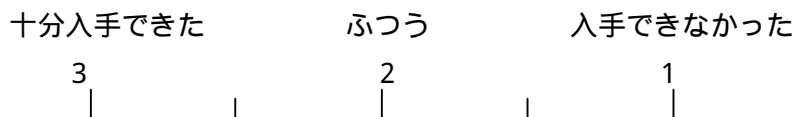


理由 ( )

那須平成の森( 那須高原ビジターセンターで配布するアンケート用紙では「那須高原ビジターセンター」とする。以下同じ)にお越しになった目的はなんですか？(複数回答可)

- 散策 ・ 花/紅葉を見るため ・ 自然観察 ・ リフレッシュ ・ プログラム参加のため
- ・ 那須御用邸に興味があるので ・ ツアー行程に入っていたので
- ・ その他 ( )
- ・ 特に目的はない

那須平成の森フィールドセンターでは、那須平成の森についての必要な情報を入手できましたか？



理由 ( )

那須平成の森フィールドセンターから発信する情報について、ご意見、ご感想、ご希望があればお書きください。

( )

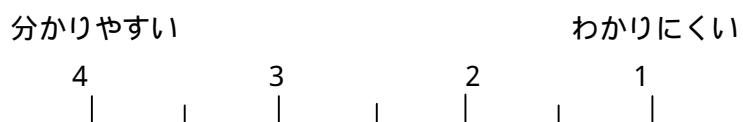
## 2. 自然教育プログラム参加者アンケート

今日のプログラム全体を通して、内容について満足されましたか？



理由など ( )

インタープリターの説明はいかがでしたか？



理由など ( )

その他、ご意見、ご感想、ご希望など気付いたことをお書きください。

( )



## 従来の実施状況に関する情報の開示

## 1. 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	人件費	常勤職員	-	-	-
		非常勤職員	-	-	-
	物件費		-	-	-
	委託費等	委託費定額部分	55,000	50,000	50,000
成果報酬等		-	-	-	
旅費その他		-	-	-	
計 (a)			55,000	50,000	50,000
参 考 値 (b)	減価償却費		-	-	-
	退職給付費用		-	-	-
	間接部門費		0	0	0
(a) + (b)			55,000	50,000	50,000

## &lt; 注記事項 &gt;

- ・対象業務の全部を請負により実施。
- ・平成 23 年度のみ、業務内容として、那須平成の森及び那須高原ビジターセンターの開園関係業務が含まれている。
- ・本業務は請負契約であり成果物の対価として支払いを行うものであるため、精算報告書等の提出を要さないことから、内訳は不明である。

## (参考 1) 那須平成の森自然教育プログラム(利用者負担プログラム)の参加料金

プログラム		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学 び の 森	3.5 時間	大人：2800 円 子供：1400 円	大人：3000 円 子供：1800 円	大人：3000 円 子供：1600 円
	3 時間	大人：2400 円 子供：1200 円	-	-
	2 時間	-	-	大人：1600 円 子供：800 円
ふ れ あ い の 森	2 時間	大人：1600 円 子供：800 円	大人：1600 円 子供：800 円	-
	1 時間	大人：800 円 子供：400 円	大人：800 円 子供：400 円	-
	3 時間スノーシュー	大人：2400 円 子供：1200 円	大人：2400 円 子供：1200 円	(前年度並みを予定)

	2時間スノーシュー	大人：1600円 子供：800円	大人：1600円 子供：800円	(前年度並みを予定)
特別編	5.5～6時間	大人：4400円 子供：2200円	大人：4400円 子供：2200円	大人：4400円 子供：2200円
	2～4時間	時間に応じ、 大人：800円/時 子供：400円/時	-	-
	4時間、4.25時間	-	大人：3500円 子供：1900円	-
	2時間	-	大人：1600円 子供：800円	(昨年度並みを予定)

< 注記事項 >

- ・ 子供：小中学生。未就学児は無料、高校生以上は大人料金
- ・ 平成23年度に実施した学びの森3時間プログラムは、別途交通費600円を徴収している。
- ・ スノーシュープログラムについては、別途スノーシューを500円でレンタルしている。
- ・ 利用者負担プログラムの実施に必要な費用（人件費を含む）については、利用者から徴収する利用料金をあてる。収入が必要な費用を上回った場合は、必要に応じて那須平成の森の運営の充実にあてる。

(参考2 区分経理の結果)

		平成23年度	平成24年度
利用者負担プログラム			
	収入(税込)	11,169,508円	8,414,690円
	支出(税込)	8,383,874円	8,254,786円
	収支(税込)	2,785,634円	159,904円
物品販売			
	収入(税込)	1,404,304円	1,916,147円
	支出(税込)	1,064,456円	1,148,583円
	収支(税込)	339,848円	767,564円

(参考3 業務の実施に当たって必要となった消耗品の例)

	平成23年度	平成24年度
トイレトペーパー	約1240ロール購入	約960ロール購入
電球類	交換実績なし	交換実績なし

< 注記事項 >

業務に当たって必要となる消耗品は、全て民間事業者の負担であり、上表は、一般事務、施設清掃、自然教育プログラム等に係る物品以外の、代表的な消耗品についてのみ例示として記載したものである。

## 2. 従来の実施に要した人員

	平成 23 年度	平成 24 年度
常勤職員	11名	9名
非常勤職員	5名 (うち2名: 6~10月)	8名 (うち1名: 6~10月)
ボランティア 実人数	5名	8名
活動日数	31人日	97人日

	平成 23 年度	平成 24 年度
那須平成の森フィールドセンター 勤務人数(日平均)	8.1名	6.4名
那須高原ビジターセンター 勤務人数(日平均)	1.8名	2.1名

### < 注記事項 >

- ・当該業務は請負で実施しており、人員は請負者の職員配置状況であり、参考として記載したものである。
- ・ボランティアは、現在の管理運営団体が独自に募集あるいは組織化等を行った人材ではなく、栃木県の自然講座の受講経験者などを個別に受け入れているものである。また、現在の管理運営団体は、主にボランティア自身のインタープリターとしての研鑽等に寄与することを目的としてボランティアを受け入れており、管理運営団体による管理運営体制はボランティアに依存していない。
- ・勤務人数(日平均)については、ボランティアの人数を含まない数である。また、時短勤務/終日勤務は区別せず1とカウントしている。

### (1) 業務従事者に求められる知識・経験等

- 1) 甲種防火管理者
- 2) 那須平成の森の自然や歴史、生物多様性の保全などについてわかりやすく伝える能力
- 3) 日光国立公園那須甲子地域について自然解説を行える知識
- 4) 普通救命講習または同等の講習を受けていること。

### (2) 業務の繁閑の状況とその対応

那須平成の森、那須高原ビジターセンターとも、5月~6月(ツツジ開花時期)、夏休み時期(7月~8月)、10月~11月(紅葉時期)が繁忙期にあたる(最大で1200人/日程度(那須平成の森))。

この時期には、館内の清掃等をよりこまめに行う必要が生じる。また、5~6月、10月~11月については、地方事務所負担により仮設トイレ(3基程度)を那須平成の森フィールドセンターの外に設置しており、仮設トイレ設置期間中は、仮設トイレの清掃及び手洗い水の補給等についても、民間事業

者が行う必要がある。

また、5～6月、10月～11月については、地方事務所負担で那須平成の森フィールドセンターの駐車場整理を警備会社に発注しており（人員は1～3名/日程度）、民間事業者が駐車場の交通整理を行う必要があるのはそれらを除く時期である。

1) 那須平成の森来園者

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	-	4,020	3,620
5 月	(5/22 開園) 5,340	15,634	14,618
6 月	20,921	14,062	11,068
7 月	16,937	9,522	8,419
8 月	20,818	13,994	
9 月	15,910	10,495	
10 月	26,777	18,045	
11 月	14,491	8,966	
12 月	1,355	1,160	
1 月	973	839	
2 月	1,121	993	
3 月	1,375	1,696	
合計	126,018	99,426	

< 注記事項 >

平成 25 年度は 7 月 31 日までの実績を記載している。

2) 自然教育プログラム参加者

	平成 23 年度	平成 24 年度
無料プログラム	114 回 739 名	251 回 1,381 名
個人利用者向け利用者負担プログラム	399 回 3,578 名	355 回 2,333 名
団体利用者向け利用者負担プログラム	69 団体 1,703 名	96 団体 2,922 名
【内訳】		
ガイドウォーク	48 団体 954 名	67 団体 1,052 名
自然体験プログラム	20 団体 729 名	22 団体 1,387 名
室内レクチャー	1 団体 20 名	7 団体 483 名

< 注記事項 >

- ・無料プログラムは、平成 23 年度も 24 年度も同数の催行体制をとっており、参加者数の増加の理由は不明確である。



- ・個人利用者向け利用者負担プログラムの開催実績には、季節に応じて開催する特別編、モニタリングプログラム、森林管理プログラムの開催実績は含まれていない。
- ・平成 24 年度は、月間の団体受入数を原則として 12 団体を上限としている。
- ・平成 23 年度は、車両による送迎を必要とするプログラムを 181 回開催（399 回の内数）、平成 24 年度は、車両による送迎を必要とするプログラムは開催していない。

### 3) 那須高原ビジターセンター来館者

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	-	1,797	1,692
5 月	-	4,359	3,408
6 月	-	3,394	2,812
7 月	-	3,035	1,286
8 月	-	4,319	
9 月	-	4,698	
10 月	-	5,339	
11 月	(11 月 13 日開館)	5,244	
	3,785		
12 月	1,921	1,127	
1 月	1,393	695	
2 月	1,337	714	
3 月	1,686	1,250	
合計	10,122	35,971	

< 注記事項 >

平成 25 年度は 7 月 31 日までの実績を記載している。

### (3) その他

#### 1) 自然体験・自然環境学習に関する人材育成業務

平成 23 年度...実施せず（当該業務は仕様書に含まれていなかったため）

平成 24 年度...人材育成のための企画プログラムの開発とプログラムの試行を実施。

プログラム試行：

実施形態：集合研修（2泊3日）1回

参加人数：スタッフ数2名、参加者16名

参加費：試行のため無料

平成 25 年度...人材育成講座を平成 25 年 11 月から平成 26 年 3 月にかけて実施予定

実施形態：集合研修（2泊3日）1回、通信教育（メール等）4か月間

募集人数：20名

参加費：35000円（宿泊費・食費含む）

2) 要人対応の頻度

	平成 23 年度	平成 24 年度
対応回数	2 回	1 回
【概要】	天皇皇后両陛下 1 回 環境副大臣 1 回	天皇皇后両陛下 1 回

3) 施設の使用許可対応の頻度

	平成 23 年度	平成 24 年度
対応回数	6 回	51 回

< 注記事項 >

平成 24 年度に回数が増加した理由は不明確だが、施設の使用ができるということが、地域団体に浸透してきたためと考えられる。

4) 環境省等により組織される協議会等への参画の頻度

	平成 23 年度	平成 24 年度
那須平成の森連絡協議会	1 回	1 回
那須平成の森運営会	2 回	3 回
那須平成の森基金委員会	2 回	3 回
助成実績 (助成件数)	0 件	2 件

3. 従来の実施に要した施設及び設備

民間競争入札実施要項 表 1 - 1 「対象施設」及び別紙 1 参照

< 注記事項 >

上記の施設、設備については、業務を行う範囲において無償貸与する。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

( 1 ) 那須平成の森等来館者への対応

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの来館者へのアンケートはこれまで行っていないが、平成 23 年度、24 年度において、清掃状況に関する苦情等はない。また、発信情報に関しては、施設へのアクセス情報 (新しい施設なのでカーナビ等で検索できないため、位置がわからない方が多かった) に関する苦情や要望が多く寄せられ、ホームページ、電話対応等で適宜対応している。

( 2 ) 自然教育プログラム参加者アンケート

平成 23 年度、24 年度は、個人利用者向け利用者負担プログラムの参加者に対し、アンケートへの協力

を依頼している。そのうち、プログラム内容に係る設問の回答集計結果は下表のとおりである。

アンケート項目	平成 23 年度		平成 24 年度	
時間設定	長い	7%	4(長い)	3%
	丁度よい	86%	3.5	1%
	短い	6%	3	30%
	その他	1%	2.5	28%
			2	31%
			1.5	1%
1(短い)	6%			
満足度	満足	72%	4(良い)	80%
	やや満足	18%	3.5	3%
	普通	8%	3	14%
	やや不満	2%	2.5	2%
	不満	1%	2	1%
			1.5	0%
		1(悪い)	0%	
インタープリターの解説	分かりやすい	92%	4(良い)	88%
	普通	8%	3.5	2%
	難しい	0%	3	10%
			2.5	0%
			2	0%
			1.5	0%
			1(悪い)	0%

## 5. 従来の実施方法等

### (1) 従来の実施方法

入札対象業務は全て民間事業者に委託していた。業務の実施方法等については下表参照。

別紙 1 (平成 26～28 年度仕様書) 業務内容	平成 23 年度 業務内容	平成 24 年度 業務内容	平成 25 年度 業務内容
1. 那須平成の森等維持管理業務	別紙 1 とほぼ同様	別紙 1 とほぼ同様	別紙 1 とほぼ同様
2. 那須平成の森等運営業務			
(1) 自然教育プログラム	別紙 1 とほぼ同様 ただし、開園後 3 か月間	別紙 1 とほぼ同様	別紙 1 とほぼ同様

	は各種プログラム開催数を増やし、重点的に行うこと。		
(2)自然体験・自然環境学習に関する人材育成業務		プログラム開発及び試行	別紙1とほぼ同様
(3)地元等との連携	別紙1とほぼ同様	別紙1とほぼ同様	別紙1とほぼ同様
(4)広報・普及啓発等			
(5)プログラムの質の確保及び次年度プログラム提案			
(6)本業務全体のマネジメント業務			
(7)その他			
3.共通する事項	別紙1とほぼ同様	別紙1とほぼ同様	別紙1とほぼ同様
	那須平成の森等開園関係業務(式典への協力、関係者向けガイドツアーの実施、)		

(2) 事業の目的を達成する観点から重視している事項

1) 那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの展示

これら施設については常設展示により基本的な情報は伝えられる状態とはなっているが、本業務により季節等に応じて随時作成される展示は、公園利用者に那須平成の森や日光国立公園に関する様々な情報を伝えるうえで非常に重要である。

2) 自然教育プログラムの実施

那須平成の森においては、自然教育プログラムを中心に、わが国の国立公園における有数の自然環境教育・自然ふれあい拠点として運営していくことが求められており、自然教育プログラムの実施は、まさにその根幹をなしている。

那須平成の森における自然ふれあい活動の目的を踏まえ、適切に行われることが重要である。

3) 広報・普及啓発

那須平成の森の自然とのふれあいを、多くの国民に提供することは、那須平成の森の設置目的の達成において非常に重要である。また、那須平成の森基金についても、その活性化は、那須平成の森における自然体験・自然学習や調査研究、自然環境の管理、人材育成の活動を推進するものであり、同じく重要である。

これらの重要な要素を達成するためには、那須平成の森等における展示やプログラムを充実させるだけでなく、広報・普及啓発等が効果的に行われる必要がある。

4) 業務の質の維持向上



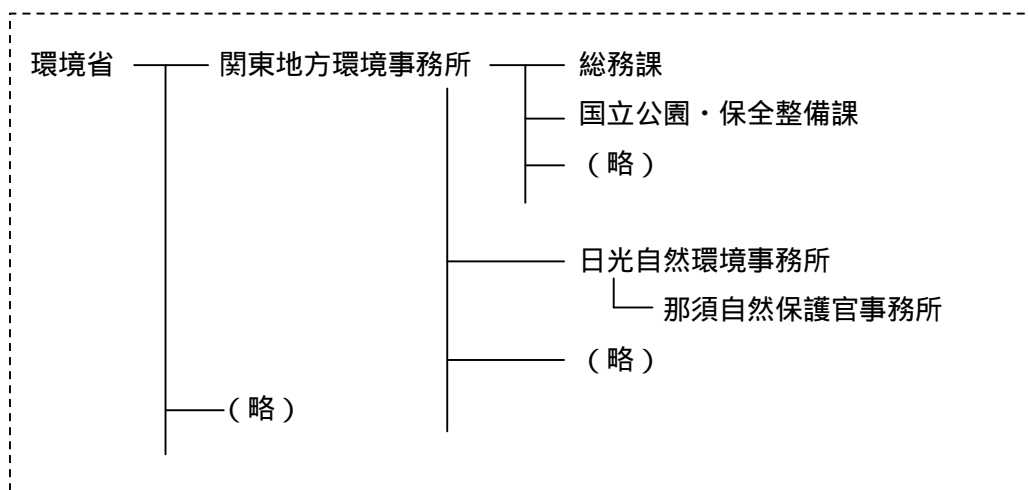
那須平成の森等の利用者に高い満足をしていただくためには、展示及び自然教育プログラムの企画実施をはじめとする本業務の質について、常に維持・向上を図ることが重要である。

< 注記事項 >

監督部署は下記の通りである。

契約・支払関係 : 関東地方環境事務所総務課

現場での指導監督 : 那須自然保護官事務所



【様式1】

## 那須平成の森運営管理業務に関する企画書

企画書作成責任者

(株) 部×課

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、那須平成の森運営管理業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本調査の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

なお、本書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

【様式 2 - 1】

## 業務に対する認識



(作成注)

仕様書を踏まえ、本業務を実施するための基本的な方針と業務実施計画を記載すること。

A 4 版 3 枚以内とする。

【様式 2 - 2】

実施体制

--

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。なお、民間事業者の適切な指揮のもとでボランティア等を業務の補助にあたらせることは可能だが、業務の補助に必要な知識・技術等を有するボランティア等を安定的に確保する確実な計画を有しない限り、実施体制にボランティア等を組み込むことは不可とする。

また、少なくとも別紙 1 仕様書上、下記は必須であるので注意すること。

- ・消防法の規定に基づく防火管理者を各 1 名以上配置すること (仕様書 1.(6)6))
- ・本業務に携わる者は消防署が行う普通救命講習又は普通救命講習と同等の救命講習を受講しなければならない。(仕様書 3.(2)5))

A 4 版 2 枚以内とする。

本業務に従事する主たる担当者

氏名		生年月日	
所属・役職			
専門分野			
所有資格等			
経歴	実務経験年数	自然環境関係施設 (ビジターセンター等) の管理運営業務 年 自然解説指導者 (インタープリター) としての解説業務 年 合計 年	
	職歴		
	講師歴等		



類似業務の実績		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月 ~ 年 月
主な手持ち業務の状況（平成 年 月 日現在 件）		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月 ~ 年 月

（作成注）

- ・実務経験年数については、重複している期間を除き合算すること。
- ・類似業務とは、自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務並びに野外における自然解説業務（単発の観察会等の開催は除く）を指す。
- ・手持ち業務の欄は契約金額が 300 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入すること。

#### 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

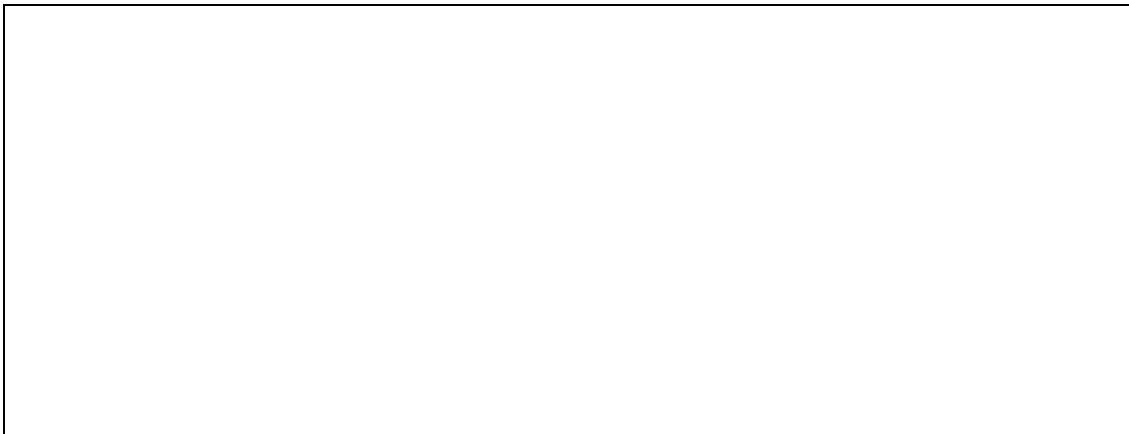
氏名		
所属・役職		
専門分野		
実務経験年数	自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務	年
	自然解説指導者（インタプリター）としての解説業務	年
	合計	年
類似業務従事の実績		
業務名	従事内容	履行期間

（作成注）

- ・従事者ごとに作成すること。
- ・実務経験年数については、重複している期間を除き合算すること。
- ・類似業務とは、自然環境関係施設（ビジターセンター等）の管理運営業務並びに野外における自然解説業務（単発の観察会等の開催は除く）を指す。

【様式 2 - 3】

## 事故等への対応



(作成注)

事故等が予見される場合、あるいは発生した場合の対応決定プロセス及び緊急連絡体制を記載すること。

A 4 版 1 枚以内とする。

【様式 2 - 4】

那須平成の森フィールドセンター及び那須高原ビジターセンターの  
展示に関する提案

展示企画に当たっての基本方針

--

展示企画の提案

テーマ	
開催時期	
内容	

(作成注)

展示企画を複数提案する場合は、企画ごとに作成すること。

基本方針については、A 4 版 1 枚以内とする。展示企画の提案については、1 企画あたり 1 枚以内とする。

【様式 2 - 5】

## 自然教育プログラムに関する提案

自然教育プログラムに当たっての基本方針

--

自然教育プログラムの提案

テーマ	
開催時期 / 頻度	
参加料金 ( 想定 )	
内容	

( 作成注 )

自然教育プログラムを複数提案する場合は、プログラムごとに作成すること。

基本方針については、A 4 版 1 枚以内とする。自然教育プログラムの提案については、1 プログラムあたり 1 枚以内とする。



【様式 2 - 6】

広報・普及啓発に関する提案



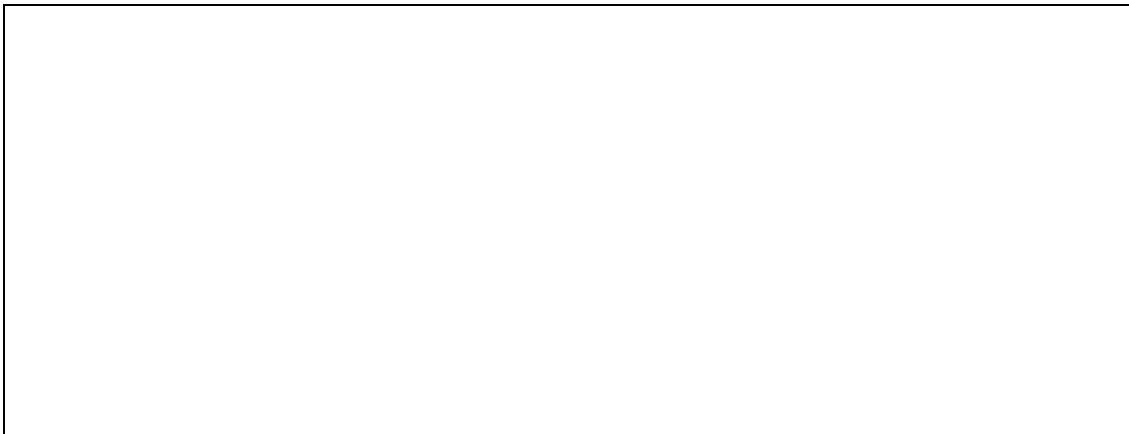
(作成注)

那須平成の森等に関する広報・普及啓発の方法について提案すること。

A 4 版 1 枚以内とする。

【様式 2 - 7】

業務の質の維持向上に関する提案



(作成注)

本業務の質の維持向上に関する提案があれば、その方法を提案すること。

A 4 版 2 枚以内とする。

【様式 2 - 8】

組織の実績

業務名			
発注機関 (名称、所在地) 受託者名 受託形態			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従 事の有無			

(作成注)

- ・業務名は5件まで記載できるものとする。
- ・発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。
- ・業務の概要の欄には、調査業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。
- ・実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ)を添付すること。

【様式 2 - 9】

組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

事業者の経営における事業所（本社等）における環境マネジメントシステム認証取得の有無	有 ・ 無
環境マネジメントシステム認証を取得している場合、その名称	

（作成注）

事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、開札する時点において認証期間中であること。